

野迫川村地域防災計画
〔基本計画編〕

平成 28 年 3 月

野迫川村防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 村の自然的、社会的条件	13
第4節 過去の災害	17
第2章 災害予防計画	19
【住民避難】	19
第1節 避難行動計画	19
第2節 避難生活計画	23
第3節 要配慮者の安全確保計画	26
第4節 住宅応急対策予防計画	29
【村民等の防災活動の促進】	30
第5節 防災教育計画	30
第6節 防災訓練計画	34
第7節 自主防災組織の育成に関する計画	37
第8節 企業防災の促進に関する計画	40
第9節 消防団員による地域防災体制の充実強化	42
第10節 ボランティア活動支援環境整備計画	43
【災害に強いまちづくり】	44
第11節 村の防災構造の強化計画	44
第12節 災害に強い道づくり	46
第13節 緊急輸送道路の整備計画	48
第14節 ライフライン施設の災害予防計画	50
第15節 危険物施設等災害予防計画	53
【災害応急対策及び復旧への備え】	55
第16節 防災体制の整備計画	55
第17節 航空防災体制の整備計画	56
第18節 通信施設整備計画	57
第19節 孤立集落対策	59
第20節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）	60
第21節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）	61
第22節 医療計画	62
第23節 防疫予防計画	63
第24節 火葬場等の確保計画	64
第25節 廃棄物処理計画	65
第26節 食料、生活必需品の確保計画	66
第27節 文化財災害予防計画	68
【地盤災害予防計画】	71

第 28 節	地盤災害予防対策	71
第 29 節	宅地等災害予防計画	78
【火災予防計画】		79
第 30 節	火災予防計画	79
第 31 節	林野火災予防計画	81
【その他】		83
第 32 節	雪害予防計画	83
第 33 節	災害対策用資機材施設点検整備計画	84
第 3 章	災害応急対策計画	87
【住民避難】		87
第 1 節	避難行動計画	87
第 2 節	避難生活計画	94
第 3 節	要配慮者の安全確保計画	97
第 4 節	住宅応急対策計画	101
【発災時の対応】		103
第 5 節	活動体制計画	103
第 6 節	情報収集・伝達計画	114
第 7 節	ヘリコプター等の支援要請及び受入計画	126
第 8 節	通信運用計画	129
第 9 節	広報計画	131
第 10 節	支援体制の整備（村外で災害発生の場合）	133
第 11 節	受援体制の整備（村内で災害発生の場合）	134
第 12 節	公共土木施設の初動応急対策	141
第 13 節	道路等の災害応急対策計画	142
第 14 節	ライフライン施設の災害応急対策計画	147
第 15 節	危険物施設等災害応急対策計画	150
【救助・医療活動計画】		152
第 16 節	救急、救助計画	152
第 17 節	医療救護計画	154
【緊急輸送計画】		158
第 18 節	緊急輸送計画	158
第 19 節	災害警備、交通規制計画	161
【物資供給計画】		165
第 20 節	食料、生活必需品の供給計画	165
第 21 節	給水計画	169
【保健・衛生計画】		171
第 22 節	防疫、保健衛生計画	171
第 23 節	遺体の火葬等計画	175
第 24 節	廃棄物の処理及び清掃計画	177
【支援受入計画】		181
第 25 節	ボランティア活動支援計画	181
第 26 節	災害救助法等による救助計画	183

【教育実施計画】	186
第27節 文教対策計画	186
第28節 文化財災害応急対策	190
【風水害応急対策計画】	192
第29節 水防活動計画	192
第30節 河川施設応急対策	195
第31節 土砂災害応急対策	196
【地盤災害応急対策計画】	198
第32節 地盤災害応急対策	198
第33節 被災宅地の危険度判定	199
【火災関係応急対策計画】	200
第34節 火災応急対策	200
第35節 林野火災応急対策	204
第4章 災害復旧計画	207
第1節 公共施設の災害復旧計画	207
第2節 被災者の生活の確保	209
第3節 被災中小企業の振興	215
第4節 農林漁業者への融資	216
第5節 義援金の受入・配分等に関する計画	218
第6節 激甚災害の指定に関する計画	219
第7節 災害復旧・復興計画	221

第1章 総 則

第1節 目的

(総務課)

野迫川村の地域における大規模な災害に対処し、災害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図るため、防災関係機関が処理すべき事項について計画を定める。また、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条に基づく「野迫川村地域防災計画」の基本計画編として、野迫川村の地域における大規模な災害（地震を除く。地震については「震災対策編」参照）に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、野迫川村、奈良県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、村域及び住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の基本方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要である。

この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、村等による「公助」と連携して、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図るものとする。

1. 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- (2) 自助・共助の促進による自主防災体制の確立
- (3) 野迫川村、奈良県、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
- (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- (7) 関係法令の遵守
- (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
- (9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

第3 計画の推進

各防災関係機関は、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、この計画に掲げられた事項の推進に努める。

また、各防災関係機関は、分野毎に緊急度の高いものから順に災害対応マニュアルの策定を進めるものとし、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施し、マニュアルを検証し、必要に応じ修正を加えてより実践的なマニュアルづくりを目指す。

第4 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正するものとする。

第5 計画の構成

基本計画編の構成は次の4章による。

1 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本村の自然的・社会的条件など、計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 災害予防計画

災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や村域の安全性強化を図る計画を示す。

3 第3章 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

4 第4章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

第1 野迫川村

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
野迫川村	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難の勧告または指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の捜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災施設の復旧 2. 義捐金の配分の市援 3. その他法令及び村地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

第2 県の機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、救援物資の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入・配分等に関する計画

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
五條警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の捜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
五條土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化 3. 災害危険区域の指定 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設の応急対策 2. 水防警報の発表伝達ならびに水防応急対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災公共土木施設の復旧
内吉野保健所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護 2. 保健衛生対策 	

第3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2. 農作物等の防災管理指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3. 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導
奈良地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 3. 防災気象知識の普及啓発 4. 職員の派遣（知事からの要請により職員を派遣し防災情報の解説を 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供 	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
	行う)		
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2. 気象予警報の伝達 3. 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用 	
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における通信手段の確保 	
近畿財務局奈良財務事務所			<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関すること
近畿厚生局		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害による負傷者等の国立病院・療養所における医療、助産等の救護活動の指示および調整 	
奈良労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工場、事業場における産業災害防止の指導監督 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策に要する労務の確保に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職業の斡旋 2. 雇用保険料の納期の延長に関すること 3. 雇用給付金の支給等に関すること
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2. 治山施設による災害予防 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策用復旧用材の供給 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品、復旧資材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
中部近畿産業 保安監督部 近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に関する業務の指導監督 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2. 被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令 	
大阪航空局八尾空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機を使用した防災訓練の調整及び指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における航空機による捜索救難の調整指導及び関係者への情報伝達 2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整 3. 県内場外離着陸場（臨時ヘリポート）の航空法第79条但書の規定に基づく許可 	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
大阪海上保安 監部		1. 被害情報の収集 2. 被災者の捜索救助活動 3. 被災者等の搬送 4. 救援物資の輸送	
近畿地方環境 事務所			1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

第4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	1. 災害復旧対策の支援

第5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本電信電話株式会社 (奈良支店) 株式会社 NTT ドコモ ソフトバンク 株式会社 KDDI 株式会社	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	1. 被災電気通信設備の災害復旧
関西電力株式会社 (奈良支店)	1. 電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	1. 被災電力施設の復旧
日本赤十字社 奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物	1. 災害時における医療救護	1. 義援金の受入・配分の連絡調整

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
	資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	2. 防災ボランティアの派遣 3. 血液製剤の確保及び供給	
日本郵便株式会社 (野迫川郵便局)		1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除 4. 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分	
日本銀行 (大阪支店)		1. 災害時における金融面の対策	1. 災害時における金融面の対策
日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等および災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
日本通運株式会社(奈良支店) 佐川急便株式会社(御所営業所) ヤマト運輸株式会社(奈良主管支店)		1. 災害時における緊急陸上輸送の協力	1. 復旧資材の輸送

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良交通株式会社	1. 輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	1. 被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 読賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送株式会社	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
株式会社朝日新聞社(奈良総局) 株式会社毎日新聞社(奈良支局) 株式会社読賣新聞大阪本社(奈良支局) 株式会社産業経済新聞社(奈良支局) 株式会社日本経済新聞社(奈良支局) 株式会社中日新聞社(奈良支局) 株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同通信社(奈良支局) 株式会社時事通信社(奈良支局) 株式会社奈良日日新聞社	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	1. 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
一般社団法人奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
一般社団法人 奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1. 医療機関の早期復旧
一般社団法人 奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人 奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人 奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請	
一般社団法人 奈良県LPガス協会	1. LPガスによる災害の防止	1. LPガスによる災害の応急対策	1. LPガスの災害復旧
公益社団法人 奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	

第7 公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
区長会（区長）	1. 住民に対する早期避難の啓発 2. 一次避難所の確認	住民に避難の呼びかけ、避難誘導、避難所運営	長期避難になった時等、住民のとりまとめ
こまどりケーブル株式会社	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
野迫川森林組合 野迫川村漁業協同組合	1. 共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3. 村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
病院等 （野迫川村立国民健康保健診療所）	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	1. 災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	1. 病院機能の早期復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	1. 関係機関との連携	1. 村災害ボランティアセンターの運営支援	
金融機関 (野迫川郵便局、南都銀行高野山支店)			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
商工会 (野迫川村商工振興会)		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入

第3節 村の自然的、社会的条件

(総務課)

第1 位置及び地形

野迫川村は、奈良県南部の西南部に位置し、行政上は吉野郡に属する。西紀和山脈の陣ヶ峰、水ヶ峰、白口峰、伯母子岳の連山の東北側の山懐に抱かれ、地形は山岳が90%以上を占め、荒神岳(1,320m)を中心とする高野・龍神国定公園の範囲にある。

村域の大部分は十津川の支流である川原樋川の流域であるが、北端の一部はその北の中原川の流域となる。それらの河川の流路付近の、海拔600m～800mにある河岸段丘や平地に、点々と集落が散在している。

第2 面積及び人口

1 面積

本村は、南北10km、東西20kmに広がり、総面積は155.0km²でそのうち可住地面積は4.7km²となっている。

表 野迫川村の面積

項目		面積等
総面積		155.0 km ²
可住地面積		4.7 km ²
広ぼう	南北	20km
	東西	10km

資料:「統計で見る市区町村のすがた 2015」(平成25年、総務省)

2 人口

住民基本台帳によると、本村の平成 27 年 1 月 1 日現在の人口は 483 人であり、平成 17 年 1 月 1 日時点の 630 人から減少傾向にある。65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は 43.5%で、平成 17 年とほぼ同様の割合を示しているが、75 歳以上の後期高齢者の割合は 28.6%となっており、平成 17 年から後期高齢者の割合が増加している。

表 国勢調査による人口

項目	人口等
人口	524 人
男	258 人
女	266 人
世帯数	249 世帯
平均世帯人員	2.1 人
高齢者人口	229 人
高齢化率	43.7%
後期高齢者割合	26.3%

注.後期高齢者…75 歳以上の高齢者をいう。

資料：平成 22 年国勢調査（平成 22 年 10 月、総務省）

表 住民基本台帳による人口

項目	人口等	
	H27. 1. 1	H17. 3. 31
人口	483 人	630 人
男	230 人	306 人
女	253 人	324 人
世帯数	253 世帯	297 世帯
平均世帯人員	1.9 人	2.1 人
高齢人口	210 人	274 人
高齢化率	43.5%	43.5%
後期高齢者割合	28.6%	20.2%

資料：住民基本台帳（総務省）

第3 地質

1 野迫川村の地質

野迫川村の村域は 155.0k m²とかなり広いが地質の種類は少ない。一部に緑色岩やチャートが分布するが、ほとんどは砂岩、頁岩、およびその互層である。それらの地層の走向は東北東-西南西で、一部を除きほぼ北へ 30°～60°傾斜している。

村北部の今井地区、池津川地区、上垣内地区などでは頁岩が、村南部の北股地区、弓手原地区、大股地区などでは砂岩が優勢に分布する傾向がある。頁岩は砂岩よりも細かい割れ目が発達するため、砂岩分布域より崩れやすい斜面を形成しやすい。一方、砂岩は頁岩よりも風化に強いため、特に村南部に多くみられる切り立った崖には、しばしば砂岩が優勢に分布

している場合が多い。これらの地質は、四万十帯日高川層群に属する付加体堆積物であり、フォッサマグナ（糸魚川-静岡構造線）より九州まで広く西南日本外帯に分布する地質帯である。付加体堆積物とは、フィリピン海プレートとユーラシアプレートが衝突する地域（現在の南海トラフにあたる）ではき寄せられた海底堆積物がその後の地殻変動で隆起したものである。その間にプレート間の強い圧力を受けたために、一般に硬質な岩盤ではあるが岩盤のつながりを分離させる割れ目（層理面、節理面など）が発達する複雑な地質構造を有している。

立里・紫園（金屋淵）には銅鉾山があったが、昭和 37 年～昭和 38 年にかけて廃坑となった。河川の流路付近の河岸段丘や平地には、未固結の堆積物（砂、礫および泥）が分布している。

2 地質と風水害との関係

野迫川村では、過去に何度も風雨による土砂災害を経験している。小規模な災害も含めると、ほぼ毎年村内のどこかで土砂災害（道路の陥没、表層崩壊、深層崩壊、土石流など）が発生しているといえる。

村内のほとんどの平坦地は急斜面に囲まれており、風化した頁岩や砂岩が分布する。豪雨時には頁岩分布域の斜面は細かい土砂を多く含んだ土石流や表層崩壊、砂岩分布域の斜面は巨石を含む土石流や深層崩壊の発生源となりやすい。豪雨時には村全域でがけ崩れや土石流等の土砂災害を警戒しなければならない状態にあるといえる。

第4 気象

気象庁（高野山観測所）によると、年間平均気温は 10.7℃（昭和 53 年～平成 26 年の平均）で、同期間の県平均 14.9℃と比べ低い。また年間降雨量は 1,888 mm（昭和 53 年～平成 26 年の平均）と、同期間の県平均 1,332 mmを大きく上回る。気候は冷涼で、冬期間は、11 月下旬より初雪が始まり、3 月下旬まで残雪のある寒冷積雪地となっている。野迫川村では、雪害対策経費が県内他市町村より大きな比重を占めている。

第5 行政区分

本村の行政区分は以下の 13 地区である。

今井、柞原、中、上、池津川、立里、上垣内、北股、平、大股、北今西、檜股、弓手原

第6 道路

野迫川村をおおむね南北に縦断する県道（川津～高野線）、県道（高野～辻堂線）、林道（弓手原線）が主線で、北部は大塔村阪本を経て国道 168 号線に沿って五條市に達する。また天狗木より県道（高野～天川線）を経て高野山に至る。南は弓手原から高野・龍神スカイラインにより護摩壇山を経て和歌山県花園村、龍神村に通じている。

道路は川に沿って山の中腹をぬって設置されており、異常気象のたびごとに災害を受けやすい。災害により県道、村道、林道を問わずたびたび交通が遮絶される。災害時における応急対策は、このような条件のもとに行われる必要がある。

第7 土地利用

野迫川村は、北山・十津川地域森林計画区に属し、新宮川を本流とする支流川原樋川、池津川、中原川の流域にあり、その林野率は97%である。また川原樋川流域は絶滅危惧種である「キリクチ」の生息地として著名である。

表 土地利用状況

	面積 (km ²)	構成比 (%)
総面積	155.0	100.0
田畑	0.67	0.4
森林	150.3	97.0
宅地	0.13	0.1
その他	3.9	2.5

資料：「奈良県統計年鑑」（平成22年、奈良県）

第8 交通

交通機関としては、南海りんかんバスと野迫川村営バスが現在運行を行っている。南海りんかんバスは、高野駅前－村役場－立里間を一日2往復運行を行っている。野迫川村営バスは、運行経路としては村役場の立地する上垣内から弓手原間、上垣内－高野山間、上垣内－大塔町間、上垣内－池津川間を全路線とも一日2往復運行している。

第9 通信

通信施設においては、県との間に衛星系と地上系の防災行政無線が設置されている。平成22年12月からサービスの開始された告知放送設備が整備され、役場から住民への連絡手段として各世帯及び各地区の野外に一機ずつ設置している。加えて、災害時に電話が著しくかかりにくい場合にも利用可能なNTT災害時有線電話も村役場に2回線指定されている。

また、住民から村への通信手段としては、衛星電話を使用する。衛星電話は現在4台が村役場に整備されており、災害発生時には災害現場へ持ち出して設置し、現場周辺の住民が災害対策本部との連絡に使用する。

第4節 過去の災害

第1 野迫川村の過去の災害

本村に大きな被害をもたらす自然災害は、主に風水害である。昭和以降では昭和28年8月17日の紀和大水害の被災が最も大きい。近年では平成23年の紀伊半島大水害において、北股集落上部で深層崩壊が発生するなどして、住民が仮設住宅で避難生活を送る被害となった。

	名称	被災世帯数 (世帯)	被災人口(人)	被災金額 (千円)	備考
昭和28年 8月17日	紀和大水害	227	1,135 ・死者19 ・行方不明者3	540,002	
昭和36年 9月20日	第2室戸台風	119	489 ・重傷1 ・軽傷12	59,510	
平成8年 3月30日	役場宿直室全焼	-	-	321,903	*金額は焼失金額 *焼失面積40㎡
平成23年 9月4日	紀伊半島大水害	126	263	625,550	

第2章 災害予防計画

【住民避難】

第1節 避難行動計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。そのため、村及びその他防災関係機関は、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 定義

1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

2 用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所

第2 避難路の選定基準

村は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

1. 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
2. 避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。
3. 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
4. 避難路となる道路、橋梁等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第3 指定緊急避難場所の指定

1 指定基準

村は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。(参照：資料編 「資料2-1-1 指定緊急避難場所、指定避難所」)

(1) 災害の種類

- ① 洪水
- ② 崖崩れ、土石流及び地滑り
- ③ 大規模な火事

(2) 指定基準

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの(以下「居住者等」という。)等に開放されること。
- ② 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域(以下「安全区域」という。)外にある指定緊急避難

場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路)について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

- ③ 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、④、⑤に適合する施設については、この限りでない。
- ④ 災害により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- ⑤ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

2 指定に当たっての注意事項

村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、村以外の管理施設については当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得なければならない。

3 県への通知

村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示しなければならない。

4 指定の取消

村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

5 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から村民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行う。

第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

1. 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
2. 高齢者や障害者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
3. 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
4. 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理

第5 指定緊急避難場所の公表

村は指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表する。

県は、村の指定緊急避難場所の状況把握に資するよう、確認項目を列挙したリストを作るなどして、村の取組を支援する。

第6 具体的な発令基準の策定

村は、発災時に迅速かつ的確な避難勧告等の発令が行えるよう、避難勧告等に係る具体的な発令基準を策定する。

策定にあたっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年7月

内閣府)」「土砂災害警戒避難ガイドライン(平成27年4月 国土交通省)」等を参考にする。
県は、村の具体的な発令基準の策定に向け、必要な支援を行う。

第7 村民への情報伝達手段の確保

発災時には村民が的確な判断に基づき行動できるよう、下記に挙げるような手段を用いて周知を行う。

1. 音声告知端末
2. 広報車による呼びかけ

また、発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、村は、確実に村民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような複数の情報伝達手段を用いての確保に努める。また、公共情報コモンズ(Lアラート)等の村内普及に向けて、村及び県と一緒に検討を進める。

その際は、高齢者、障害者等への配慮が必要である。

1. インターネット
2. 緊急速報メール
3. ファクシミリ 等

第8 村民への周知及び啓発

村は、円滑な避難が行われるよう村民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難勧告等の発令基準などを周知する。さらに、平成25年に作成・配布した『奈良県 野迫川村土砂災害ハザードマップ』を用いて地域の危険性について周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうようにする。

県は村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うなどその支援に努める。

また、村は災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。家庭のみならず、地域における避難時期の事前検討の促進を図る。

さらに、避難勧告等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

第9 村における計画

村は、村地域防災計画の中で、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

1. 避難の準備情報提供、勧告又は指示を発令する基準及び伝達方法
2. 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
3. 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
4. 指定緊急避難場所の整備に関する事項
5. 避難準備及び携帯品の制限等
6. その他必要な事項

第10 防災上重要な施設における計画

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。

1 学校

学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2 診療所

診療所においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第2節 避難生活計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

第1 避難の定義

1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

第2 指定避難所の指定

1 指定基準

村長は、次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から村民への周知徹底に努める。(参照：資料編「資料 2-1-1 指定緊急避難場所、指定避難所」)

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者(以下、「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下、「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

2 指定に当たっての注意事項

村長は、指定避難所を指定しようとするときは、村以外の管理施設にてついで当該指定避難所の管理者の同意を得なければならない。

3 県への通知

村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

4 指定の取消

村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

5 住民への周知

村長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

第3 多様な施設の利用

1 民間施設の利用

村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

2 隣接市町村等における受入体制の検討

村は、避難所の不足に備えて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入等に関する検討を事前に行っておく。

3 その他の施設の利用

村は、必要に応じて個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

第4 指定避難所の整備

村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

1 指定避難所に指定されている施設等の耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るようにする。

2 設備の充実による避難施設としての機能強化

- (1) 非常用電源、自家発電機
- (2) 衛星携帯電話等複数の通信手段
- (3) 照明設備
- (4) 食料、飲料水、生活用品
- (5) マスクや手指消毒液
- (6) 暖房器具
- (7) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- (8) 簡易トイレ
- (9) パーティション 等

3 避難行動要支援者や、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備

- (1) 紙おむつ等の介護用品
- (2) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- (3) 生理用品
- (4) 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品
- (5) 施設のバリアフリー化

4 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

県は、村が行う指定避難所整備について、その取り組みを支援する。

第5 指定避難所の公表

村は指定避難所の安全性や整備状況について把握し、毎年村民に公表するようにする。

県は、村の避難所の状況把握に資するよう、確認項目を列挙したリストを作るなどして、村の取組を支援する。

第6 避難所の運営

村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

1 避難所運営マニュアルの作成

村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。

【マニュアルの主な記載内容】

1. 避難所運営の基本方針
2. マニュアルの目的・構成及び使い方
3. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
 - ・避難所管理運営方法（避難所の運営担当者割当等）
 - ・避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法 など
4. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
 - ・避難所等での応急教育、保育施設の開設
 - ・避難所における入浴方法、避難者の健康面の対応、避難者への小まめな情報提供など、長期避難時に必要な事項の検討
5. 要配慮者への対応
6. 女性への配慮
7. 避難所のペット対策
8. 大規模災害時の避難所の状況想定
9. 関係機関の役割
10. 様式

2 住民等による避難所の運営体制の整備

村は、地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

3 避難所開設・運営訓練の実施

村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。

本村は山間部であり、職員が各地区の避難所を解錠することは困難であることから、住民による避難所の解錠を前提とした訓練の実施を検討する。

県は、技術的助言など村の訓練の実施を支援する。

第7 在宅被災者等への支援体制の整備

村は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第3節 要配慮者の安全確保計画

(総務課・住民課・企画産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

要配慮者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が災害対策基本法により義務づけられている。なお、平常時には支援が必要でなくとも、被災による負傷や長期間の避難生活等により避難行動要支援者になりうる点にも留意が必要である。「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に則り、村は地域住民や自主防災組織と協力しながら避難行動要支援者支援の体制整備を行う。

第1 全体計画の策定

村は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画の下位計画として、全体計画を定める。次の事項を村地域防災計画の中で必ず定めることとする。

1. 避難支援等関係者となる者
2. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
3. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
4. 名簿の更新に関する事項
5. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置
6. 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
7. 避難支援等関係者の安全確保

第2 避難行動要支援者名簿の整備

災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、災害対策基本法で市町村における避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。

村は、同法の規定に基づき、避難行動要支援者についてあらかじめホームヘルパー、民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や行政区等の範囲ごとに、プライバシーの保護については十分配慮のうえ、介護を要する高齢者や障害者等の所在、災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者を把握する。そのうえで、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的に更新する。

災害時には、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、個人情報について、平時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められる。そのため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)等に留意のうえ、名簿情報を適切に外部提供するものとする。

第3 個別避難支援計画の作成

村は、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難方策等を記載した個別避難支援計画(以下、「個別計画」という。)を作成する。作成にあたっては避難行動要支援者本人も参加し、避難支援者、避難所、避難方法について確認しておくことが大切である。そして、個別計画は、避難

行動要支援者本人、その家族、避難所及び村役場の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める。なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかに更新する。

第4 地域における支援体制のネットワークづくり

村は、事前に把握した要配慮者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

1 避難体制の確立

- (1) 誘導担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。
- (2) 避難所や避難路の指定は、地区の要配慮者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮する。
- (3) 村は、車移動できない在宅の避難行動要支援者への対策を検討する。

第5 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、村は、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設等を「福祉避難所」として指定するように努めるとともに、受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と事前協定を結んでおく。なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、避難行動要支援者に配慮したバリアフリー化や避難行動要支援者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。

第6 情報伝達手段の整備

過去の災害においては、要配慮者には災害時に情報がなかなか伝達されなかったという状況があったため、村は、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図る。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知する。避難時に周囲に声掛けをするよう地域で話し合いを促進する。

平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておく。

1 防災知識の普及の方法

防災知識の普及は、要配慮者の内容、程度及び地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

- (1) 視覚機能に障害があるとき
 - ① 音声情報による周知
 - ② 拡大文字による周知

- ③ その他、効果的な方法の併用による周知
- (2) 聴覚機能に障害のあるとき
 - ① 文字情報による周知
 - ② 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
 - ③ 手話による周知
 - ④ その他、効果的な方法の併用による周知
- (3) 日本語理解に障害のあるとき
 - ① 外国語、絵画等による周知
 - ② その他、効果的な方法の併用による周知

第7 防災訓練、教育の実施

村は、村民に対し要配慮者の支援に関する知識や情報を周知するために、村民、防災住民組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体(又は関係団体)等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供する。また、防災訓練には要配慮者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組む。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に村民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進める。

第8 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

村は、備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者に配慮した食料品の備蓄を検討する。

備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用具など要配慮者に必要な生活用品等についても確保を図る。但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要援護者にできるだけ自分で用意するように求める。

なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資が直ぐに届かない恐れがある点にも留意する。

第9 関係機関（社会福祉施設及び避難行動要支援者関連施設の管理者）

1. 災害の発生に備え、あらかじめ自主防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。
2. 公共的施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めるものとする。
3. 緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。
4. 災害時において施設入所者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、入所者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
5. 災害時に施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

第4節 住宅応急対策予防計画

(総務課)

村は、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

第1 応急仮設住宅の供給体制

村は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等について村は県と協力し他市町村との連携を進める。

第2 応急仮設住宅の設置

県による第2次地震被害想定調査（平成16年10月、奈良県）において、本村における建物被害は145棟である。そのため、村及び県は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

また、村は、仮設住宅の入居者の選定方法、入居後の入居者の健康や生活相談体制、情報の提供内容や提供方法などについて、あらかじめ検討する。

第3 公営住宅の空家等状況の把握

村は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

村内の民間の空家状況を把握し、調査結果を踏まえて仮設住宅としての利用可否について検討する。

【村民等の防災活動の促進】

第5節 防災教育計画

(総務課・教育委員会)

災害発生時における被害の軽減を図るため、村は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、村民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

第1 学校における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

(1) 保育所段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

(2) 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

(3) 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

なお、障害のある児童生徒等については、各校種毎の目標の他に、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

2 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- (2) 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- (3) 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方。
- (4) 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- (5) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方。
- (6) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方。
- (7) 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解。
- (8) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力。
- (9) 災害時における心のケア。

3 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
- (4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。
- (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも務める。
- (6) 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、

日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。

- (7) 障害のある児童生徒等について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。
- (8) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
- (9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に務める。
- (10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
- (11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

4 教職員に対する防災研修

村教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第2 村民に対する防災教育

災害から、村民の生命、身体、財産を守るためには、村、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

そのため、村、県、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで村民の防災意識の高揚を図り、村民の災害に対する備えを進める。

1 普及の内容

普及する知識は、村民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

(1) 野迫川村地域防災計画の概要

野迫川村防災会議が「野迫川村地域防災計画」を作成し、または修正したときは災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、その概要を「広報のせがわ」に掲載する等の方法により広く一般に周知徹底を図るものとする。

(2) 災害予防の知識

災害による被害の防止のうち、防災知識の普及徹底により各個人、各家庭等において防止できる事項については、それぞれの災害時期の前に、充分周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 災害時の心得

災害が発生しまたは発生するおそれがあるときにおいて各個人、各世帯において知っておくべき次の事項を周知徹底するよう努めるものとする。

- ① 地域の災害危険箇所
- ② 過去の主な災害事例及びその教訓
- ③ 気象知識（特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応）
- ④ 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準、避難時期の事前検討など避難に関する知識
- ⑤ 家庭での災害予防や安全対策（食料等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- ⑥ 災害発生時の行動（家族や地域の安否確認、情報収集等）
- ⑦ 自助・共助の活動（備蓄、避難時の声掛け、災害後の自宅や地域の清掃、避難所運営への協力など）

2 普及の方法

村は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- (1) ラジオ、テレビによる普及
- (2) 村ホームページ、広報紙（印刷物）による普及
- (3) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (4) 広報車の巡回等による普及
- (5) その他講習会、防災関係展覧会・展示会の開催による普及

第3 職員に対する防災教育

村、防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

大規模災害時には迅速な対応が求められることから、緊急時の連絡先の確認、災害時職員対応マニュアルによる職員の行動の事前確認、職場での備蓄など、職員による事前の準備を促進する。

第4 防火管理者に対する防災教育

奈良県広域消防組合は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第5 災害教訓の伝承

村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、「紀伊半島大水害による災害の記録（H24.9、野迫川村）」などを作成し、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるように公開に努める。

第6節 防災訓練計画

(総務課・教育委員会)

災害発生時において、村民（自主防災組織等）、村、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

第1 訓練の考え方

村民（自主防災組織等）、村、防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。

第2 村が実施する訓練

1 防災総合訓練

毎年県主催において行われる防災総合訓練に積極的に参加するとともに、防災関係機関と合同して各種の訓練を村長の定める時期に実施するものとし、その実施要領については、その都度定めるものとする。

2 村の防災訓練

災害時職員対応マニュアルなどをもとにした職員の参集や、災害初動期の図上訓練などの実践的訓練を検討する。

また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われるよう努める。

「住民参加型」訓練では、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

(1) 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

(避難行動要支援者の避難支援訓練を含む)

(2) 避難所開設・運営訓練

(要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮)

(3) 安否確認訓練

(例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、村に報告する)

(4) 情報収集・伝達訓練

(例：避難勧告等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する)

(5) 避難勧告・指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等

なお、1と2を組み合わせ、同日に村内で一斉に実施することも、大きな啓発効果が期待できる。

(6) 水防訓練

水防管理団体に非指定の本村においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

3 各地域の訓練

村は、単独または共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、水害、土砂災害、林野火災、地震等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施する。

(1) 消防訓練

消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行をはかるため、消防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて、大火災を想定し、ほかの市町村と合同して実施するものとする。

① 実施時期

春秋2回の火災予防週間中、その他適当な時期を選んで実施する。

② 方法

学校、その他多数の者が出入し、勤務しまたは居住する箇所において実施するものとする。

(ア)消防ポンプ操法

(イ)放水

(ウ)非常召集、出動

(エ)消防通信の利用訓練

(オ)人命救助

(カ)避難

(キ)一般火災防禦

(ク)重要文化財、社会福祉施設その他の特別火災防禦

(ケ)水利統制

(2) 災害救助訓練

災害発生時において、救助計画に基づく救助活動を的確に実施するため、次の事項についての訓練を村単独、または隣接村と合同して行うものとする。

① 実施時期

実施効果のある梅雨期前等の適当な時期を選んで実施する。

② 方法

実施方法については、その都度定めるものとするが、おおむね次のとおりとする。

(ア)通信連絡

(イ)避難救出

(ウ)給水

(エ)炊出し

(オ)物資輸送

(カ)医療救護

(3) 災害通信連絡訓練

通信情報計画に基づいて、予警報の伝達、災害現場（想定）との連絡方法等を円滑に実施できるよう、県その他関係機関の協力を得て実施するものとする。

① 実施時期

村地域において実施効果のある梅雨期、または台風等の適当な時期を選んで実施する。

② 方法

実施方法については、その都度定めるものとするが、おおむね次のとおりとする。

(ア) 気象予警報の伝達

(イ) 各大字より村本部への被害報告

(ウ) 特別ルートによる通信

(4) 非常召集訓練

突発する地震、火災等に備え、特に勤務時間外において村長が動員を指令した動員計画に基づいて迅速に登庁して配備体制ができるよう、適当な時期を選んで訓練を実施するものとする。

(5) 学校安全避難訓練

学校の授業中において、火災その他不時の災害が発生した場合、迅速かつ、規律正しく安全な場所に避難して、児童、生徒を危険から守ることができるよう各学校において防火管理者が適当な時期を選んで、単独あるいは村当局の協力を得て消防団との訓練に合同して実施するものとする。

第7節 自主防災組織の育成に関する計画

(総務課)

災害による被害を防止・軽減するには、村民一人ひとりがわがこと意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、村民が平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

村及び奈良県広域消防組合消防は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の1以降の事項を実施する。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

1 平常時の活動内容

(1) 風水害、地震ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発

(例：防災新聞による避難勧告等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等)

(2) 地域における危険箇所の把握

(例：「野迫川村土砂災害ハザードマップ」などの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等)

(3) 地域における消防水利の確認

(例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等)

(4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発

(例：家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等)

(5) 地域における情報収集・伝達体制の確認

(例：有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難勧告等の避難情報の伝達訓練等)

(6) 避難行動要支援者の把握

(例：避難行動要支援者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)

(7) 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認

(例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等)

(8) 防災資機材の整備、配置、管理

(例：ボール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等)

(9) 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加

(例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等)

(10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成

(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政など

が開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)

(1 1) 地域全体の防災意識向上の促進

(例：PTAや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等) 等

2 災害発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集、伝達
- (5) 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

第2 自主防災組織の規約・防災計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、村及び奈良県広域消防組合消防本部と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努めること。

第3 育成強化対策

本村においては、各大字を自主防災組織と位置づけ、地域住民の意識啓発及び区長を中心としたリーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上及び活動の活性化促進に努める。また、地域の実状に応じた防災資機材の整備に努め、必要な財政措置を講ずる。

1 住民の役割

住民は、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時

- ① 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。
- ② がけ崩れ、地すべり等の災害発生危険箇所を確認しておく。
- ③ 建物の補強、家具の固定をする。
- ④ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ⑤ 消化器の準備をする。
- ⑥ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常持出品を準備する。
- ⑦ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑧ 隣近所と災害時の協力について話し合う。

(2) 災害発生時

- ① まず我が身の安全を図る。
- ② 増水している川や谷には近寄らない。
- ③ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- ④ 避難は徒歩で、持ち物最小限にする。
- ⑤ みんなが協力しあって、応急救護を行う。

- ⑥ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ⑦ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ⑧ 電話の利用を自粛する。

2 自主防災組織の役割

村は、自主防災組織と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。

(1) 平常時の活動内容

- ① 各防災に関する知識の向上
- ② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ③ 地域における危険箇所の把握
- ④ 地域における消防水利
- ⑤ 家庭における防火・防災等予防上の措置
- ⑥ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- ⑦ 避難行動要支援者の把握
- ⑧ 避難地・医療救護施設の確認
- ⑨ 防災資機材の整備、管理
- ⑩ 防災訓練の実施

(2) 災害発生時の活動

- ① 出火防止と初期消火
- ② 負傷者の救助
- ③ 地域住民の安否確認
- ④ 情報の収集、伝達
- ⑤ 避難誘導、避難生活の指導
- ⑥ 給食、給水

3 事業所等の自主防災活動

村は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

第8節 企業防災の促進に関する計画

(総務課・産業課)

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）を策定する。村、商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

第1 企業・事業所の役割

1 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者（例：建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、村が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるものとする。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等にあたっては特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっては目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

また、事業継続計画（BCP）を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第2 村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られ

るよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第3 商工団体等の役割【野迫川村商工振興会】

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第9節 消防団員による地域防災体制の充実強化

(総務課)

消防団は、村民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

第1 消防団の役割

消防団は、村民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、村民の被害軽減・安全確保に努める。

第2 他の組織との連携

1 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防（奈良県広域消防組合）との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

2 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

4 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員数の確保

1 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保を図る。

村等は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

第10節 ボランティア活動支援環境整備計画

(住民課)

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、村は、平時より村の社会福祉協議会等の関係機関団体と、相互の連携を図り、支援のための環境整備に努める。

第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

村は、村社会福祉協議会等の関係機関・関係団体・ボランティアと連携して、災害時におけるボランティアの活動支援体制の整備を行うとともに、被災者（地）のニーズに即したボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

ネットワーク化にあたっては、ボランティアの活動内容（村民の村内・村外の活動、村外ボランティアの村内の活動など）に区分するなどしたボランティア活動の支援体制整備計画の策定を検討する。

第2 災害時活動への迅速な対応

村は、村社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアコーディネーター・専門技術ボランティア等が、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平常時から研修等への参加促進に努める。

【具体的な取り組み】

1. 災害ボランティアコーディネーターの養成
2. ボランティアとの防災訓練の実施

【災害に強いまちづくり】

第11節 村の防災構造の強化計画

(総務課・建設課・住民課)

村における災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強い村づくり」を進めるため、村の防災構造の強化を行う。また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

第1 災害に備えた取り組み

1 公共・公益施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、医療施設、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

- ① 災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。
- (2) 避難場所、防災拠点を支える村施設（公共分、医療施設含む）の整備
 - ① 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。
 - ② 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、簡易水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。
 - ③ 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

2 災害に強い村づくり施策

村は、以下に示す施策等により、健全で災害に強い村づくりを推進する。

(1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

「野迫川村土砂災害ハザードマップ」等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

(2) 都市防災総合推進事業の活用

村の防災機能を強化するため、既成市街地の避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等）の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

第2 防災空間の整備拡大

公園、緑地は、緊急指定避難場所として、道路沿いでの整備が急務である。これらは、円滑な計画をもって行うものとする。柞原・道のオアシス弁天、池津川・ふれあい広場、平・平維盛歴史の里に引き続き、檜股・鶴姫公園を整備した。

村は、利用者の安全を確保するため、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に

避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。特に臨時ヘリポートについては、村域が広く、村内各地区への交通が阻害される恐れがある本村の特性を考慮して、各地区で臨時ヘリポートが設置可能な適地の確保に努める。

併せて貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

第12節 災害に強い道づくり

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

震災火災の拡大を防止するため、重要な役割を果たす道路が地震発生時に必要な機能を十分に発揮するよう、事前に整備しておくことは、震災予防上極めて有効であり、これが整備を十分に期するものとする。

道路管理者は、定期的にパトロールを実施するとともに、なら安心みちネットプランに基づき道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制も整備するものとする。

第1 道路施設等の耐久性の強化

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。

1 道路の整備

本村は、山間地であるため、風水害発生時においては土砂流出により、道路の大部分が使用不可能になり、消火、救助、避難活動に支障をきたすと推測される。それゆえ、道路・林道の整備は緊急な課題であり、道路・林道の整備と既存道路の機能確保の両面から整備するものとする。村道上・高野線、村道上垣内・立里線、林道弓手原線等の幹線を重点的に実施するものとする。緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。

(1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。

(2) その他の箇所については、道路ストック総点検（道路防災総点検）を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

① 道路ストック総点検（道路防災総点検）

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生の恐れのある箇所を把握する。

② 道路の災害補修工事

道路ストック総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐久性の強化を進める。

(1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成24年改訂公益社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。

(2) その他の箇所については、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修等対策工事の必要箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

3 道路付帯施設等の整備

道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備を推進する。

第2 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関との応援体制

- (1) 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。
- (2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

1 道路管理者の役割

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

第4 道路利用者等に対する防災知識の普及

防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を通して、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第13節 緊急輸送道路の整備計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

災害の発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

第1 緊急輸送道路の指定

1 緊急輸送道路の機能区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、奈良県は、以下の3つに区分し、指定している。

(1) 第1次緊急輸送道路

- ① 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（高規格幹線道路、一般国道）
- ② 災害発生時において全ての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点（村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、ライフライン拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

2 緊急輸送道路と防災拠点及び生活圏

(1) 防災拠点の機能区分

奈良県では、災害発生時に果たすべき機能の観点から下表の4つに区分している。

表 防災拠点の機能区分

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対策拠点	-	地方公共団体	県庁、総合庁舎 市町村役場 道路管理者（土木事務所） 交通管理者（県警）
		地方公共団体 指定公共機関 指定地方行政機関	陸運支局 道路管理者 气象台 道路公社 郵便局 鉄道会社 放送局
輸送拠点	緊急時における人的、物資輸送の玄関口、整備、業績	物資の輸送拠点	ヘリポート 卸売市場 トラックターミナル
		交通空間を利用した拠点	インターチェンジ サービスエリア 道の駅

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
			鉄道駅前広場
ライフライン拠点	日常生活に必要不可欠なライフラインの維持	地方公共団体	上下水道
		地方公共機関 指定地方公共機関	ガス
		指定公共機関	電気 電話
救助活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・災害後の消火、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護 	地方公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字社
		医療拠点	総合病院
		その他	広域避難地 自衛隊基地
広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送拠点 ・救援、復旧活動にあたる基幹の駐屯拠点 	地方公共団体（県）	県営駐輪場 第二浄化センター 消防学校 吉野川浄化センター

第2 緊急輸送道路の整備

1 緊急輸送道路の整備方針

緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。

2 村道の整備

県において指定した緊急輸送道路から本村の防災拠点に連絡する村道について、計画的に整備を進める。

表 緊急輸送道路ネットワーク路線名

機能区分	道路種別	路線名
第1次	一般国道	国道 371 号
第2次	主要地方道	高野天川線
	一般県道	川津高野線
	市町村道	上垣内水ヶ峰線

第3 緊急通行車両の事前届出

1 防災関係機関の届出

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について知事又は公安委員会に事前に届出を行う。

（参照：資料編「資料 3-19-2 緊急通行車両等事前届出書（様式 2）」）

2 公安委員会の緊急通行車両事前届出済書の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第 32 条の 2 第 2 号の規定に基づく緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

（詳細については、「第 3 章第 19 節 災害警備、交通規制計画」参照）

第14節 ライフライン施設の災害予防計画

(総務課・住民課・建設課)

ライフライン施設管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。
また、村は、ライフライン施設管理者との日頃からの連携に努め、ライフライン施設管理者との防災体制の整備を促進する。

第1 簡易水道

1 水道施設の耐震化

村は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとする。

2 水の融通体制の確立

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町村間においても、協定を締結し、広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

3 防災用資機材等の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

4 給水データベースの整備

村は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

5 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

村は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

第2 電力（関西電力株式会社）

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、村が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第3 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社（NTT 西日本）

NTT 西日本は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) 防災に対する教育、訓練

村等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(2) 災害時優先電話

村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるよう NTT 西日本に申し出により、協議し決定するものとする。

2 株式会社 NTT ドコモ（携帯電話）

NTT ドコモは、災害が発生した場合に電気通信設備の被害や通信サービスの途絶を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施するものとする。

(1) 通信設備等の防災計画

村役場等の重要エリアをカバーする無線基地局については、エンジンによる無停電化もしくはバッテリー24時間化の停電対策を推進する。

(2) 防災に関する教育、訓練

村が主催する総合的な防災訓練に参画する。

(3) 災害時優先電話

村の申し出により、あらかじめ指定した携帯電話を災害時優先措置するものとする。なお、村は、各機関の携帯電話が災害時優先措置されるよう NTT ドコモ関西支社奈良支店に申し出により、協議し決定するものとする。

3 KDDI 株式会社（携帯電話）

KDDI 株式会社は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

(1) 防災に関する教育、訓練

村が主催する総合的な防災訓練に参画する。

(2) 災害時優先電話

村の申し出により、あらかじめ指定した携帯電話を災害時優先設定とする。なお、村は、各機関の携帯電話が災害時優先措置されるよう KDDI 株式会社に参加時に申し込むものとする。

4 ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

ソフトバンクモバイル株式会社（以下、SBM）では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整

備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

第15節 危険物施設等災害予防計画

(総務課・住民課・建設課)

村及び関係団体は、危険物施設の火災や、ガス爆発及び火薬類による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づき取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

第1 危険物施設

奈良県広域消防組合及び危険物施設の管理者等は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

1 危険物施設の管理者が実施する対策

(1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。

- ① 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
- ② 自主的な防災組織の結成
- ③ 保安教育の充実
- ④ 防災訓練の実施

(2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

2 県、奈良県広域消防組合が実施する対策

(1) 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。

(2) 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。

(3) 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。

(4) 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。

(5) 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

(6) 奈良県広域消防組合は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

第2 LPガス施設

LPガス事業者等は、ガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

1 事業者等が実施する対策

(1) LPガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。

(2) LPガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLPガス容器の収納あるいは移動の際、転倒

転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPガス漏出事故発生防止を徹底する。

- (3) 一般社団法人奈良県LPガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (4) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

第3 火薬類施設

1 施設管理者等が実施する対策

施設管理者等は、認可を受けた危害予防規程の遵守はもちろん、自主保安体制を強化し、設備については定期自主検査を実施する等、点検・整備の励行に務める。

また、保安教育計画を作成し、従業者に対し保安教育を実施する。

第4 毒物・劇物保管施設

1 施設管理者が実施する対策

- (1) 施設の管理・点検等の強化を図る。
- (2) 保健所等関係機関への届出体制を確立する。
- (3) 除毒作業に必要な中和剤を備蓄する。
- (4) 従事者に対し教育・訓練を実施する。

第5 放射性物質保管施設

県は、放射性物質汚染の一次災害を予防するため、医療法に基づき、X線装置、診療用放射線照射装置等を使用する医療施設、診療所の規制並びに管理運営指導に努める。

また、消防機関は、放射性物質保管施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

【災害応急対策及び復旧への備え】

第 16 節 防災体制の整備計画

(総務課・住民課・教育委員会)

村は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

第 1 村の活動体制

村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、全ての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。また、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

村は、災害応急対策施設を備えた防災拠点、災害管理対策拠点（「第 2 章第 13 節 緊急輸送道路の整備計画」参照）等の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

また、大規模災害時における長期の災害対応に備えて、職員用の休憩スペースや食料等の備蓄など、活動体制を維持する対策を準備する。

県は、広域防災拠点として、当面以下の 4 施設を指定するが、村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定については県と連携し検討を進める。また、広域防災拠点となった施設には、緊急物資等の備蓄を推進し、自衛隊等が駐屯可能なよう、敷地内の整備を進めることとする。

【広域防災拠点指定施設】

1. 県営競輪場
2. 第二浄化センター
3. 消防学校
4. 吉野川浄化センター

第 2 防災関係情報の共有化

村、県、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第 17 節 航空防災体制の整備計画

(総務課)

災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、村は県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるよう努める。

第 1 県消防防災ヘリコプターの配備

1 村防災計画で定める事項

村は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるため、次の事項を村地域防災計画においてあらかじめ定める。

- (1) 要請担当窓口
総務課
- (2) 派遣要請手続き
総務課が県に要請
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
「第 2 緊急ヘリポート」を参照

第 2 緊急ヘリポートの整備

1. 緊急ヘリポートには、旧野迫川中学校、野迫川村健民運動場、野迫川村平ヘリポートを指定する。
2. 村は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
3. 村及び県は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。
4. 村は、各地区で臨時ヘリポートが設置可能な適地を把握し、緊急ヘリポートの確保に努める。

表 緊急ヘリポート

名称	所在地
旧野迫川中学校	野迫川村北股 34
野迫川村健民運動場	野迫川村大字中 330
野迫川村平ヘリポート	野迫川村大字平 1

第 18 節 通信施設整備計画

(総務課・産業課)

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを村民に確実に伝達できるよう、告知放送をはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。

第 1 村防災行政無線設備

1 現況

災害通信のうち無線通信の占める割合が大きく、多くの災害時に重要な役割を果たしている。

同報系無線は、住民等に情報を一斉に伝達することができるもので、気象予警報、避難勧告等の伝達に極めて有効である。一方、移動系無線は、災害現場に赴き、その状況等を的確に把握するのに適しており、効果的な災害対策を行うためには、これら両施設の一体的な整備が必要である。

昭和 62 年に県と村を結ぶ地上系の防災行政無線網を整備し、また平成 3 年には有事に孤立の予想される集落と村を結ぶ同報系の防災行政無線網を整備した。平成 8 年には、衛星電話を 1 台導入した。平成 22 年 12 月からサービスが開始された告知放送設備が整備され、役場から住民への連絡手段として各世帯及び各地区の野外に一機ずつ設置している。加えて、災害時に電話が著しくかかりにくい場合にも利用可能な NTT 災害時有線電話も村役場に 2 回線指定されている。

2 災害予防計画

- (1) 村は各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。
- (2) 村は自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。
- (3) 村は機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

3 整備計画

- (1) 無線網の拡充・強化及び更新並びにデジタル化等に努める。
- (2) 村は住民への災害情報伝達手段として、できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。
- (3) 整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。

第 2 県の情報通信施設等

1 県防災行政無線設備

(1) 現況

県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、衛星系回線と地上系回線の 2 ルートを組み合わせた、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成 15 年 4 月から運用している。また、衛星系回線は自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワークにより、他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。

2 大和路情報ハイウェイ

(1) 現況

大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時におけるバックアップ回線を平成24年7月から整備・運用している。

(2) 災害予防計画

- ① 県、市町村と通信事業者での発災後の被害状況確認、復旧作業に関する役割分担、連絡体制を明確にしておき、発災後の相互の連携がスムーズになるよう努める。
- ② 県は通信経路について、冗長化やループ化等による強じん化をさらに検討する。

第3 電信電話設備（災害時優先電話）

NTT西日本は村の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。村は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。

第4 非常通信体制の充実強化

村及び防災関係機関は災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

第5 通信訓練

村は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第6 緊急速報メール

村は住民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

第7 公共情報コモンズ（Lアラート）

災害発生時における住民への情報伝達手段として、公共情報コモンズ（Lアラート）等の村内普及に向けて、村は県と連携して検討を進める。

第8 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、村は孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

1 衛星携帯電話

村は避難所の機能強化の為に県の助成措置などを活用して、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

2 その他の通信手段

村は整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。また、各地区のアマチュア無線の資格者を把握し、「アマチュア局の非常通信マニュアル」（一般社団法人日本アマチュア無線連盟）などを活用した事前の啓発を検討する。

第 19 節 孤立集落対策

(総務課・住民課)

平成 23 年の紀伊半島大水害において、孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生 of 未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

第 1 村、県、村民・自主防災組織の役割分担

1 村民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、1 週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、「野迫川村土砂災害ハザードマップ」より土砂災害警戒区域を把握しておくこと。

孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。

また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙筒を利用する等）。

2 村

民間通信インフラがつかない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。アマチュア無線については、各地区のアマチュア無線の資格者を把握し、使用方法について事前の啓発も検討する。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

村は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておく。

また、村は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

3 県

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

県は、村が作成した孤立可能性のある集落を表示した地図を収集、把握し臨時ヘリポートが災害時に活用できるよう確認を行う。

第 20 節 支援体制の整備(県外で災害発生の場合)

(総務課)

県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、村としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第 1 人的支援体制の整備

医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

村は、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

第 2 被災者受入体制の整備

大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を県と連携して進める。

村は受入先や、被災地への連絡手段など、具体的な受け入れ体制については別途検討する。

第 3 広域防災体制の確立

村は、災害への備えとして、村民、県及び関係機関と連携して陸上自衛隊駐屯地の県内誘致活動を進める。

第 4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第 2 章第 10 節 ボランティア活動支援環境整備計画」で定めるところによる。

第 21 節 受援体制の整備 (村内で災害発生の場合)

(総務課)

村内において災害が発生し、村では救援措置等の実施が困難な場合に、県、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

第 1 防災関係機関の相互応援体制の整備

村及び県は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内全市町村で「市町村相互応援協定」を締結するなど連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。

村は、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておくものとする。

第 2 応援受入体制の整備

村は、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくものとする。

村は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第 3 広域防災体制の確立

村は、災害への備えとして、村民、県及び関係機関と連携して陸上自衛隊駐屯地の県内誘致活動を進める。

第 4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第 2 章第 10 節ボランティア活動支援環境整備計画」で定めるところによる。

第22節 医療計画

(住民課)

災害発生後 48 時間（いわゆる「急性期」）は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助ける。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくる。

このため、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる医療救護体制の整備を図る。

災害は、自然災害と人為的な要因による人為災害に大別され、いずれも被災区域が広域的なもの（広域災害）と、局地的な範囲に留まるもの（局地災害）がある。また、被災・被害の程度は、発生場所、発生時刻、発生時期により大きく異なることから、災害発生時に提供すべき医療は、時間の経過に伴い刻々と変化する。

特に一般的に急性期とされる災害発生後 48 時間は、被災地へ重点的に医療資源を投入することにより救命医療を行うとともに、重症傷病者は被災地外に搬送し、「助けられる命を一人でも多く助ける」ことが必要となる。

また、急性期以降は、避難所等で避難生活を強いられる被災者の生命を守るため、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくる。

そのため、それぞれの状況に的確に対応できる医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

第1 医療救護体制の整備

1 村

村は、吉野郡医師会等の医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。

村は、医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民への周知を図る。

2 災害対応マニュアルの整備

野迫川村国保診療所は、災害時に備え防災体制、傷病者の受入体制、医療救護班の派遣方法等を記した災害対応マニュアルの作成を図る。

第2 医療機関の耐震性の向上・医療提供機能の確保

被災時にも医療機能の提供を可能とするため、医療施設の耐震化を推進するとともに自家発電設備等の整備に努める。

第23節 防疫予防計画

(住民課)

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

第1 防疫実施組織の設置

村は、災害防疫実施のための各種防疫作業を実施する組織として、次の班等の編成を計画する。

1 村（防疫班）

村は、災害時の防疫実施のため、数名（4～5名）からなる防疫班の編成を想定する。

2 保健所（疫学調査班）【内吉野保健所】

保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班の編成を想定する。

第2 防疫計画の策定

保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、可能な限り周密な防疫計画を策定する。

第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備

村は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。

第4 職員の訓練

村は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第24節 火葬場等の確保計画

(総務課・住民課)

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣市町村等との連携体制を整備する。

第1 火葬の受入れ体制の把握

村は、五條市、橋本市などの近隣の火葬場等の火葬の受入れ体制等を把握する。

第2 応援協力体制の確立

1 近隣市町村との連携

村は、近隣市町村間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第 25 節 廃棄物処理計画

(住民課)

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、村が実施する対策について定める。

第 1 災害廃棄物処理計画による体制整備

1 村

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県との連携による処理体制の構築に努める。

2 県

国（環境省）が東日本大震災の経験を踏まえ策定した「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月）も活用し、この防災計画に掲げる事項について広域処理の観点から、さらに実用的な「奈良県災害廃棄物処理計画」を策定する。

また、同処理計画を奈良モデル（県・市町村連携）で推進することにより、市町村等との協働・共有化を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。

※災害廃棄物処理計画の事項（例）

- ・組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場配置計画等）、資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、住民への広報など

第 2 相互支援体制の構築

1 村

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成 24 年 8 月 1 日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。

第 3 廃棄物処理施設等の確保

1 村

(1) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

(2) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

2 県

県下の自治体が相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて平常時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。

第26節 食料、生活必需品の確保計画

(住民課)

災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、村民・村・県などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

第1 村民・村・県の役割分担

1 村民の役割

村民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

災害時の持出に備え非常用避難袋の準備、長期の孤立に備えた非常用電源の確保などにも備える。

2 村の役割

村は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した村民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

大規模災害が発生した場合、職員が長期間に渡って災害対応を行う可能性があることから、職員用の食糧、飲料水、生活必需品などの備蓄に努める。また、職員に対しても職場における備蓄を促進する。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、村における計画策定にかかる助言を行う。

第2 平常時の物資調達

村県は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

1 村の物資調達

村は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (4) その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 報告

村は、災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第4 食料等の備蓄率の向上

食料等の備蓄率は防災意識向上及び村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、村及び県は積極的に災害時の物資確保に努める。

村及び県は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第27節 文化財災害予防計画

(教育委員会)

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定及び県指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

第1 基本計画

1 文化財情報の把握及び提供

村教育委員会は文化財の情報を県に提供し、県は文化財の管理状況の把握につとめるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

2 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

村は、県、消防、警察、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

第2 文化財種別対策

1 建造物

防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備の推進。風水害に備えた周辺の環境整備。破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。

2 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進。

3 史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

第3 災害別対策（文化財災害予防対策）

災害別	予防方法	予防対策
1. 火災	1. 防火管理責任者の選任	災害を想定した消防計画の作成、整備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理
	3. 消火設備の充実強化	1. 消防水利・消火設備の設置 浄化槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、山水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化
	4. その他	1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険個所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練。 5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯 6. 収蔵庫等大家建築物への収納
2. 風水害	1. 環境整備	1. 倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張網等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2. 避雷設備の管理	設置抵抗値の検査、各部の接続等の点検設備、有効保護範囲の再検討
4. 漏電	屋内外の電気設備の整備	1. 定期的な設備点検の実施 2. 漏電火災警報器の設置 3. 不良配線の改修 4. 安全設備の設置と点検
5. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1. 定期点検による早期発見 2. 環境整備 3. 防虫処理
6. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	1. 温・湿度の定期的測定 2. 保存箱・収蔵庫への収納 3. 有害光線の減衰 4. 扉の適時閉塞

災害別	予防方法	予防対策
7. 全般	(全般)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防火訓練の見学と学習 2. 防災施設の見学 3. 防災講演会の実施 4. 防災・防犯診断の実施 5. 各種設置機械類の機能検査 6. 文化財管理状況の把握 7. 文化財の搬出避難計画の検討 8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への委託 9. 災害時（大規模停電時）の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施錠 2. 入口・窓等の補強 3. 柵・ケース等の設置 4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5. 記帳等による参観者の把握 6. 監視人の配置 7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練

【地盤災害予防計画】

第 28 節 地盤災害予防対策

(総務課、建設課)

第 1 総合的な土砂災害対策

危険な箇所の区域指定や住民の迅速な避難を促す情報伝達などのソフト施策の充実を最優先で取り組むとともに、より積極的に土砂災害警戒区域等の指定を図る。また、地域の防災体制の充実を支援する取り組みを進める。土砂災害対策のハード施策については、上記のソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

1 奈良県土砂災害対策基本方針に基づく対策の推進

奈良県土砂災害対策基本方針（平成 22 年 6 月策定）に基づき、ソフト施策とハード施策の取り組みを推進する。

2 土砂災害に関するソフト施策

土砂災害に対する防災対策を進めるに当たっては、行政と住民が常に情報を共有し、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」とが相乗的に働くことを目指す。そのため、村及び住民に対して土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒情報の発表、雨量情報等の提供、村の警戒避難体制を支援するシステム整備等のソフト対策を推進していく。

また、平成 26 年 10 月に改正された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害警戒区域等を指定することで危険な区域を明らかにし、警戒避難体制の整備促進を図る。さらに、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限、建築構造規制、移転等の勧告と移転を行う者への支援等を実施していく。

(1) 土砂災害危険箇所の周知と防災意識の啓発

土砂災害は突発的に発生するため、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要である。そのためには村は、「野迫川村土砂災害ハザードマップ」等を用いて土砂災害危険箇所（土石流危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）の周知を行うとともに、また土砂災害防止に関する知識の周知、防災意識の普及に努める。

(2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

県は土砂災害防止法に基づき、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域等について、村長の意見を聞いたうえで、土砂災害警戒区域に指定する。また、警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域等について、村長の意見を聞いたうえで、土砂災害特別警戒区域に指定する。

村は土砂災害防止法に基づき、村防災計画において土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について定め、住民に周知を図る。

なお、土砂災害特別警戒区域内においては、住宅宅地分譲や避難行動要支援者関連施設

等を建築するための特定開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法により建築物の構造規制の対象となる。また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、知事は移転等の勧告を行うことができる。また勧告等を受けた者が当該区域外に移転等を行う場合において、税制措置や融資制度の情報提供を行うなど、移転等が円滑に実施されるよう支援を行う。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び奈良地方気象台は、大雨により土砂災害発生の危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、村長が避難勧告の発令基準として活用する等、災害応急対応を適時適切に行えるようにするとともに、村民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

(4) 警戒避難体制の整備

村は土砂災害防止法に基づき、村民が安全で円滑な避難ができるように、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について、村防災計画において定めるものとする。

県は村が行う避難計画の策定や土砂災害ハザードマップ等の作成を支援するために、基礎調査をもとに作成した土砂災害警戒マップを村に提供する。

(5) 警戒避難体制の周知

村は、土砂災害警戒避難ガイドライン(平成27年1月 国土交通省砂防部)等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について村地域防災計画に記載することにより村民に対し周知するように努めるものとする。県は村における警戒避難体制の充実が図られるように助言を行う。

① 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制。

② 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の周知。

③ 避難勧告等の発令基準

迅速かつ的確な避難勧告等が行えるように、気象や災害の状況に合わせて適切に避難勧告等の発令判断ができるよう、「県及び奈良地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された場合」に基づき、具体的な発令基準を作成する。また、地域ごとの前兆現象等の情報を加えて実地的なものとする。

なお、天候が回復しても、避難勧告の解除にあたっては土壌雨量指数が十分に低下したことや、前兆現象がないことを確認することとする。

④ 避難単位の設定

避難勧告等の発令単位として、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動を取るべき避難単位。

⑤ 避難所の開設、運営

避難所の開設、運営体制、避難所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して安全な避難所。

⑥ 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者関連施設、在宅の避難行動要支援者に対する情報の伝達体制や避難行動要支援者情報の共有方法。

⑦ 防災意識の向上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

(6) 避難行動要支援者に対する防災体制の確立

避難行動要支援者は、自力で避難することが一般的に困難であることから、早めの避難が必要となる。村は土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難に関する情報などを、避難行動要支援者関連施設や在宅避難行動要支援者に提供するための情報の伝達方法を定めるとともに警戒避難体制を確立する。

県は村に対し必要な情報を提供するなど、土砂災害に対する村の警戒避難体制の整備を支援する。

3 「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施

県は、土砂災害対策のハード施策については、崩落やその兆候が見られる箇所について、最優先で対応を要請する。さらに、情報伝達などのソフト施策との連携を重視した以下の優先度に基づき、計画的なハード施策を重点的に実施し、総合的な土砂災害対策を図る。

- (1) 崩落やその兆候が見られる箇所の対策を最優先で実施。
- (2) 適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携をより重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が 24 時間入居している避難行動要支援者関連施設を守る対策を先行的に実施。
- (3) (2) 以外の避難所や避難行動要支援者関連施設については、村地域防災計画と連携したハード施策に取り組む。

第2 大規模土砂災害防止対策

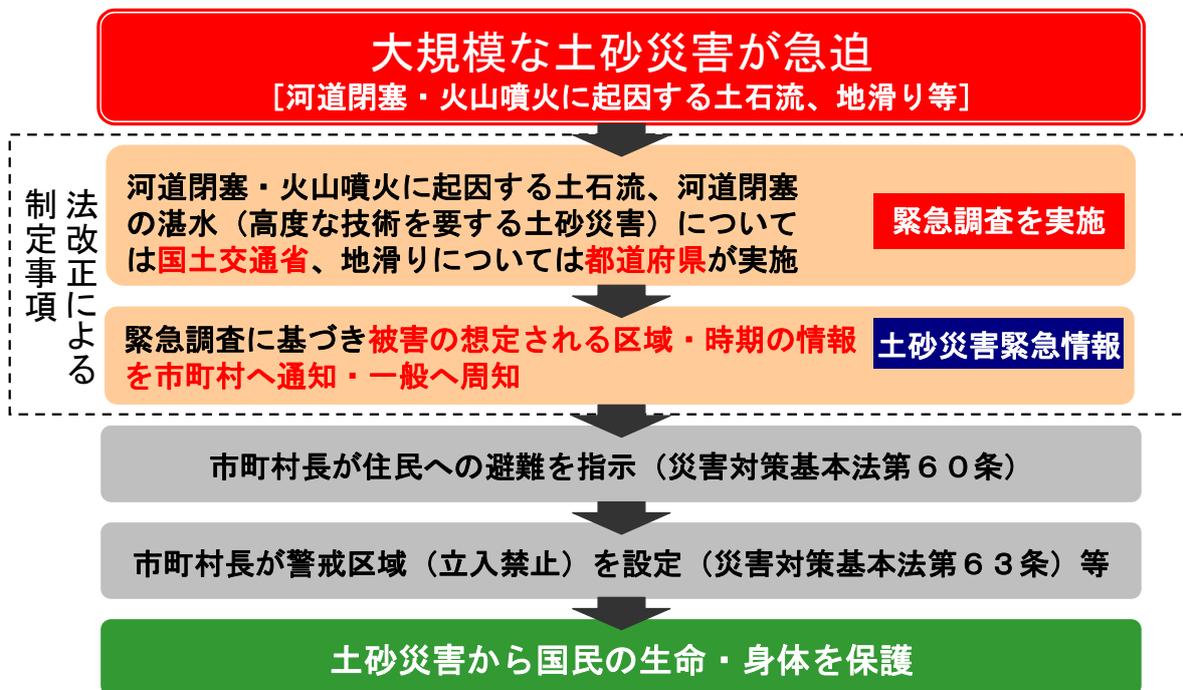
平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊による甚大な被害の経験を踏まえ、大規模土砂災害防止対策を推進する。

1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備

紀伊半島大水害では多数の河道閉塞が発生したため、土砂災害防止法(平成23年5月改正)に基づく緊急調査が、国土交通省により実施された。この緊急調査は、法改正後、河道閉塞についての初の事例となった。

このように大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に村民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとなる。さらに、土砂災害緊急情報(土砂災害防止法第29条)により、国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知することになる。

大規模土砂災害に備えるため、国、県と連携して情報伝達体制等の構築に努める。



土砂災害防止法の一部改正に基づく国による緊急調査の実施

出典：「奈良県地域防災計画」(平成26年3月、奈良県)

2 紀伊半島大水害復旧・復興計画における取り組み成果の活用

(1) 監視・警戒・避難のシステムづくり

大規模な土砂災害では、河道閉塞による湛水や決壊などによる2次災害(被害拡大)が想定されるため、通常の土砂災害よりも確かな情報収集・判断・伝達が求められ、総合的な防災システムを構築する必要がある。

そのため、村は県と連携し、以下の内容について検討を行い、自助・公助・共助のバランスのとれた防災対策の実現に努める。併せて、国土交通省が整備した大規模崩壊監視警

戒システム等を活用し、大規模崩壊の検知と情報伝達体制を国、県、村の間で整備する。

[避難行動]

- ・どのタイミングでどこに逃げるか。
- ・避難のきっかけとなる情報の内容や伝達方法。
- ・地域ごとの分かりやすい避難指標の設定。

[避難所・避難路]

- ・より安全な避難路・避難所はどこか。

[深層崩壊・河道閉塞]

- ・実態把握の方法、被害規模と避難の猶予時間の想定。

[自助・共助・公助の連携による防災・減災]

- ・自主防災組織の活動支援。
- ・自主防災組織と行政の役割分担

第3 砂防設備計画

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

1 砂防指定地（法規制区域）

砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置しまたは当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。

2 土石流危険渓流

土石流危険渓流は、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領」による土石流発生危険性がある渓流であり、該当する渓流は村内で46渓流となっている。

(1) 土石流危険渓流（Ⅰ）の定義

土石流危険渓流（Ⅰ）とは、「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領」に基づき、河床勾配が1/20以上で、豪雨に際して表流水と土砂とが混然一体となってかゆ状に流下する土石流が発生する危険性があり、かつそれによる危害が生じるおそれのある人口が5人以上・人家が5戸以上あるものまたは5戸未満であっても官公署、学校、医療施設等に及ぶような渓流をいう。

（参照：資料編「資料2-28-1 土石流危険渓流（Ⅰ）」）

(2) 土石流危険渓流（Ⅱ）の定義

土石流危険渓流（Ⅱ）とは、「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領」に基づき、河床勾配が1/20以上で、豪雨に際して表流水と土砂とが混然一体となってかゆ状に流下する土石流が発生する危険性があり、かつそれによる危害が生じるおそれのある人家などがある渓流をいう。（参照：資料編「資料2-28-2 土石流危険渓流(Ⅱ)」）

3 計画的な砂防事業の実施

砂防指定地及び土石流危険渓流を主対象とする。

県は、土石流対策としては、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が24時間入居している避難行動要支援者関連施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。

第4 地すべり防止施設計画

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

地すべりによる被害を除去し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に地すべり防止施設の整備促進を図る。

1 地すべり防止区域（法規制区域）

地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域を言う。

2 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所とは、山地や丘陵の山腹斜面を構成する地塊の一部が降雨や融雪などの誘因によって、斜面下方へ移動する危険性のある土地をいう。

（参照：資料編「資料 2-28-3 地すべり危険箇所」）

3 計画的な地すべり対策事業の実施

村は県と協力して、逐次地すべり地区における地すべり状況の把握に努め、又巡察を行い当面危険の発見に努めるものとする。

地すべり対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成 22 年 6 月策定）に基づき、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が 24 時間入居している避難行動要支援者関連施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。

第5 急傾斜地崩壊防止施設計画

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

急傾斜地におけるがけ崩れ災害から村民の生命を保護し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に急傾斜地崩壊防止施設の整備促進を図る。

1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域）

急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域を言う。

2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は、平成 11 年 11 月 30 日付建設省河傾発第 112 号による「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により抽出された崩壊の危険性がある箇所であり、該当する箇所は村内に 38 箇所となっている。

（1）急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが 5m 以上、傾斜度が 30 度以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が 5 戸以上あるものまたは 5 戸未満であっても官公署、学校、医療施設等に危険が生じるおそれのある土地をいう。

（参照：資料編「資料 2-28-4 急傾斜地崩壊機関箇所（Ⅰ）」）

（2）急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが 5m 以上、

傾斜度が 30 度以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が 5 戸未満であり、危険が生じるおそれのある土地をいう。(参照：資料編「資料 2-28-5 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)」)

(3) がけ地災害箇所

がけ地災害箇所とは、県道、主要地方道、村道の法面、斜面等の地形が、斜面が高かったり、勾配が急であったり、あるいはオーバーハングしている地域をいう。(参照：資料編「資料 2-28-6 がけ地災害箇所 主要地方道」、「資料 2-28-7 がけ地災害箇所 一般県道」、「資料 2-28-8 がけ地災害箇所 村道」)

3 計画的な急傾斜地崩壊対策事業の実施

急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所を主対象とする。

県は、急傾斜地崩壊対策は、奈良県土砂災害対策基本方針(平成 22 年 6 月策定)に基づき、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が 24 時間入居している避難行動要支援者関連施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。

第 6 山地災害予防計画

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全施策のひとつである治山事業等を実施し、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

1 森林管理・環境保全

本村の総面積は 155.0k m²で、このうち森林面積は 97%を占めており、このうち民有林面積は 130k m²で本村の森林面積の 87%にあたっている。

また、根系が伸長・発達することで土砂の崩壊を防止する効果や崩壊土砂の落下や土石流の流下を樹幹で減衰・停止させる効果が考えられる。

2 山地災害危険地区の周知

山地災害危険地区の指定は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を把握し、これらの未然防止に資することを目的としている。

(1) 山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、山地災害危険地区調査要領(平成 18 年 7 月、林野庁)に基づき、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出および地すべりによる災害が発生または発生のおそれのある地区をいう。(参照：資料編「資料 2-28-9 山地災害危険地区」、「資料 2-28-10 崩壊土砂流出危険地区」)

第29節 宅地等災害予防計画

(総務課、建設課)

豪雨による宅地災害の発生を未然に防止するため、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害の軽減・防止対策の整備を図る。

第1 宅地の安全性の向上

1 宅地の安全性

村及び県は、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

なお、がけ地近接危険住宅については、第3の「2 がけ地近接危険住宅移転」による。

第2 二次災害の軽減・防止対策

1 実施体制の整備

県は、災害後の被災宅地危険度判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。

また、村は、同協議会が実施する研修会等に職員を参加させ、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。

2 宅地危険度判定制度の普及・啓発

村及び県は、村民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第3 災害危険住宅の移転計画

1 集団移転

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき、村が制定実施を行う集団移転促進事業計画に対し、国は補助金の交付等の援助等を行い、県はこの対策が促進するよう指導を行う。

2 がけ地近接危険住宅移転

村は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進し、県は、必要な技術的指導を行う。

【火災予防計画】

第 30 節 火災予防計画

(総務課・住民課・産業課・教育委員会)

村及び県は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火防止・初期消火力の向上や消防力の向上を図る。

第 1 出火防止・初期消火

本村の近年の火災として平成 8 年 3 月に役場宿直室全焼、4 月に立里での山火事があった。山林地帯であるだけに十分な火気取扱いに注意する必要がある。火災に伴う被害を最小限に軽減するために、村は次の対策を実施する。

1. 各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
2. 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
3. 地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

(1)火災予防運動の実施

毎年春秋 2 回に実施される全国火災予防運動と呼応して本村における火災予防運動を行い、火災予防思想の普及向上により、出火の防止を計るものとする。

- ① 火災予防広報の推進
- ② 火災予防条例の周知徹底
- ③ 火災の無いむらづくり運動の推進

(2)防火管理の徹底

県において実施される消防法の規定に基づく防火管理者講習会に協力し、防火管理者の養成につとめ、防火対象物の防火管理の徹底を期する。また、消防関係法令に基づき、定期的に予防査察等の行政指導の強化をはかる。(参照：資料編「資料 2-30-1 防火対象物の防火設備」)

第 2 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」(平成 26 年 10 月 31 日消防庁告示第 28 号)並びに「消防水利の規準」(平成 26 年 10 月 31 日消防庁告示第 29 号)を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

1. 村は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。(参照：本編第 2 章第 9 節「第 3 消防団員数の確保」)
2. 村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
3. 村は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、耐震性貯水槽等の

計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

(1) 消防施設等の強化

本村における消防力はさきに消防庁より示された「消防力の整備指針」（平成 26 年 10 月 31 日消防庁告示第 28 号）並びに「消防水利の基準」（平成 26 年 10 月 31 日消防庁告示第 29 号）を対象とすれば、資料編に示すとおりである。

（参照：資料編「資料 2-30-2 村の消防力」）

第 31 節 林野火災予防計画

(総務課・産業課)

村の 9 割が森林で覆われている本村においては、林野火災の予防対策の推進が非常に重要な課題である。村、県、国、森林組合及び林野の所有（管理）者等は、平時から、次に掲げる事項を中心に、林野火災に必要な環境整備に努めるものとする。

第 1 林野火災に強い地域づくり

1 林道、森林の整備

林道管理者は、消防用車両等の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努める。

森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。また、固定防火線と併用または単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

2 監視体制の強化

村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、告知放送等により周知徹底を図る。

3 林野所有（管理）者等への指導

(1) 防火線、防火樹帯の整備

村は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

(2) 防火用水の確保

村は、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

(3) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（平成 26 年法律第 103 号）第 21 条の定めるところにより、村長の許可がなければできない。村長は、許可条件等について事前に防機関及び森林管理事務所等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

(4) 火の使用制限

村は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等、特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。

(5) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

4 防火知識の普及

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。

(1) 公衆に対する啓発活動

① 広報宣伝の充実

村、県、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

② 学校教育による防火思想の普及

村、県、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、村教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

(2) 地域住民、林内作業者に対する啓発活動

① 地域での指導・啓発

村及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

② 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

第2 活動体制の整備

村、県及び奈良県広域消防組合は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

1 消防体制の整備

村及び消防機関は、村の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

2 広域相互応援体制の整備

村、県及び消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

3 消防資機材の整備

村、県及び消防機関は、林野火災に対する消火活動に適した消防資機材の整備・充実を図るものとする。

4 消防水利の確保

村及び消防機関は防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

5 計画

空中消火を含めた林野火災対策については、本節のほか消防計画において定める。

6 林野火災消火訓練の実施

村、県、消防機関、その他防災機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

【その他】

第 32 節 雪害予防計画

(建設課)

雪害の予防については、交通の確保をはかることにより産業、経済の停滞を防ぎ民生安定に寄与するものとするが、降雪に伴う被害を軽減するための措置をとるものとする。

第 1 方針

村内の冬季道路交通を確保するために、降雪期に除雪機械および要員の確保をはかり降雪体制の整備につとめるものとする。

第 2 実施区分

除雪にあたっては、主要路線を主体とし、次の区分により除雪を実施する。

- 1 村道 : 村
- 2 主要地方道および県道 : 県

第 3 除雪機械の確保

豪雪時においては、機械力を必要とするため、積雪の深度に対応した除雪機械を確保するものとする。必要に応じて建設業者を動員するものとする。

第 33 節 災害対策用資機材施設点検整備計画

(総務課・建設課)

災害に際し実施する災害応急対策を円滑に、その有する機能を有効かつ適切に発揮できるように平常時における必要資機材ならびに施設の点検整備はこの計画によるものとする。

第 1 実施責任者

資機材ならびに施設の点検整備は、災害応急対策を実施する関係機関、団体等においてそれぞれ実施するものとする。

村は、職員が災害時に資機材を使用できるように、資機材の所在及び使用方法を把握するように努める。

第 2 実施方法

1 消防用機械器具および水利施設の点検整備

災害のうち、特に緊急を要する性質よりみて、少なくとも毎月 1 回以上日時を定めて、その機械、器具および水利施設の性能、数量等の点検を行い整備するものとする。

2 災害救助用備蓄物資の点検整備

防災資機材整備点検の実施については、梅雨期前、台風期前及び火災多発期前に行い、不足資機材についてはその都度補充する。

(1) 整備項目

- ①水防、消防等の資機材
- ②建設用資機材
- ③医薬品、薬剤等の医療品
- ④その他災害用装備資機材（広報車など）

(2) 保有資機材の点検

- ①不良箇所の有無
- ②機能試験の実施
- ③数量の確認
- ④薬剤等の効能の確認
- ⑤その他

(3) 備蓄物資は、常に整理整頓し、必要に際して直ちに在庫できるような状態にしておくこと。また在庫後においては速やかに補充しておくこと。なお、村の備蓄物資は資料編に示すとおりである。

(参照：資料編「資料 2-33 村の備蓄資機材」)

(4) 備蓄物資以外の応急調達物資については、それぞれの主管課において、必要に際し所要数量を確保し、調達できるよう常に連絡確認しておくものとする。その物資は、おおむね次のとおりである。

衣料、身のまわり品、日用品、薬品、衛生材料、食料

(5) 災害対策用として必要と思われる次の器材について整備または借入先を定めてあらかじめ確認しておくものとする。

毛布、担架、救命用ロープ、医療セット、照明器具、トランジスタートランシーバー、携帯用拡声器、その他必要と思われるもの

第3章 災害応急対策計画

【住民避難】

第1節 避難行動計画

(総務課)

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難勧告等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

第1 避難勧告等の発令

1 実施機関

村長は法第60条に基づき、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難の勧告等を行う。

なお知事は、村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

2 避難勧告等の発令

村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難勧告等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間等避難に危険を伴うような時間の発令を避けるようにする。

県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難勧告等の判断に際して参照すべき情報を村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、村は必要に応じて、県及び気象台等に避難勧告等に関する助言を求める。

(1) 避難の勧告又は指示

① 避難等の指示権者

(ア) 災対法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
村長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先を指示し、勧告する。	災対法 第60条第1項
知事	同上的場合 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	災対法 第60条第5項
警察官	同上的場合 村長が指示できないとき又は村長が要求したとき。	安全確保措置を指示する。	災対法 第61条
村長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災対法 第63条第1項
警察官	同上的場合 村長又は委任を受けた村の吏員が現場にいないとき又	同 上	災対法 第63条第2項

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
	は村長等が要求したとき。		
自衛官	同上的場合 村長その他村長の職権を行うことができる者がその場にい ないとき。	同 上	災対法 第 63 条第 3 項

(イ)その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項	
消 防 吏 員 消 防 団 員	火災の現場で消防警戒区域 を設定した場合。	区域から退去を命じ、 又は区域への出入りを 禁止、制限する。	消防法	第 28 条 第 1 項
警 察 官	同上的場合 消防吏員等が現場にいない とき、又は消防吏員等の要 求があったとき。	同 上		第 28 条 第 2 項
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	水防上緊急の必要があるた め、警戒区域を設定した場 合。	同 上	水防法	第 21 条 第 1 項
警 察 官	同上的場合 水防団長等が現場にいない とき、又は水防団長等の要 求があったとき。	同 上		第 21 条 第 2 項
知事、その命を 受けた県職員、 水 防 管 理 者	洪水のはん濫により著しい 危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居 住者に立退きを指示。		第 29 条
知事、その命を 受けた県職員	地すべりの危険が切迫した 場合。	必要と認める区域内の 居住者に立退きを指示。	地すべり等防止法 第 25 条	
警 察 官	人の生命、身体に危険を及 ぼし、又は財産に重大な損 害を及ぼすおそれがある災 害時において特に急を要す る場合。	関係者に警告を発す る。 危害を受けるおそれの ある者を避難させる。	警察官職務執行法 第 4 条	
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛 官は警察官がその場にい ないとき、警察官職務執行法 第 4 条並びに第 6 条第 1 項、 第 3 項及び第 4 項の規定を準用 する場合。	同 上	自衛隊法 第 94 条	

② 避難の勧告、指示

- ・法令により権限を有する者は、被害発生のおそれがある場合に勧告を発し自発的な避難を促す。
- ・災害により危険が切迫している場合は、避難の指示を発し避難させる。
- ・避難の指示をしても徹底しない場合は、警察官職務執行法第 4 条の規定により警察官の措置によって避難させる。

③ 避難の準備、勧告、指示の基準

(ア)避難勧告等の発令の考え方と住民に求める行動

区分	発令の考え方	立退き避難が必要な住民に求める行動
避難準備情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され事前の避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。 ・立退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・避難行動要支援者は、立退き避難をする。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 状況の悪化によって、事前に避難を要すると判断されるとき 2 災害を覚知し、かつ災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の指定避難場所へ立退き避難をする。
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告より更に状況悪化し緊急に避難の必要があるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告を行った地域のうち、立退き避難しそびれたものが立退き避難をする。 ・土砂災害から、立退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。

(イ)災害種別の具体的な判断基準

水害、土砂災害に関する避難勧告等の発令は、以下の基準に基づき行う。

表 避難指示等の判断基準

発令区分	水害	土砂災害
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の経験等から避難準備情報が必要と判断されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県土砂災害・防災情報システム」が黄色（2時間以内に基準値超過を予想）を示しているとき ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁りはじめた、溪流の水量の変化）が発見されたとき ・その他、過去の経験等から避難準備情報が必要と判断されるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報が発表され、野迫川雨量局（北股雨量局）の時間雨量が50mmを超えたとき ・大雨警報が発表され、野迫川雨量局（北股雨量局）の累積雨量が500mmを超えたとき ・消防団から避難の必要性に関する通報があったとき ・浸水の発生に関する情報が住民等から通報されたとき ・その他、過去の経験等から避難勧告が必要と判断されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、「奈良県土砂災害・防災情報システム」がオレンジ色（1時間以内に基準値超過を予想）を示しているとき ・大雨警報が発表され、野迫川雨量局（北股雨量局）の時間雨量が50mmを超えたとき ・大雨警報が発表され、野迫川雨量局（北股雨量局）の累積雨量が500mmを超えたとき ・近隣で土砂移動現象、山鳴り、流木の流出、擁壁や道路等のクラック発生などの前兆現象が生じたとき ・消防団から避難の必要性に関する通報があったとき ・前兆現象の発生に関する情報が住民等から通報されたとき ・その他、過去の経験等から避難勧告が必要と判断されるとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等による立ち退き避難、あるいは屋内安全確保が十分でなく、再度、避難行動を住民に促す必要があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき ・土砂災害警戒情報が発表され、「奈良県土砂災害・防災情報システム」が赤色（基準

発令区分	水害	土砂災害
	<ul style="list-style-type: none"> ・決壊や越流が発生し、近隣住家に影響するおそれがあるとき ・その他、過去の経験等から避難指示が必要と判断されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 値を超過している)を示しているとき ・近隣で土砂災害移動現象、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂など前兆現象が生じたとき ・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要があるとき ・その他、過去の経験等から避難指示が必要と判断されるとき

注．避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合は、基準値を超えた時点ではなく、早めの判断により発令すること。

注．避難勧告等の発令は、土砂災害警戒区域等の地域を特定して発令すること。

(2) 勧告・指示等の伝達

- ① 避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、下記の方法を使用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。

- (ア)サイレンによる伝達
- (イ)広報車による伝達
- (ウ)自治会を通じて各戸伝達
- (エ)職員による伝達
- (オ)放送媒体の利用による伝達
- (カ)音声告知端末による伝達

② 勧告・指示等の内容

避難の勧告及び指示を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努めるものとする。

- (ア)避難対象地域
- (イ)指定緊急避難場所、指定避難所の場所
- (ウ)避難経路
- (エ)避難の理由
- (オ)避難時の注意事項
- (カ)その他必要事項

- ③ 伝達の際は避難行動要支援者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。

- ④ 村長は、避難勧告・指示等の伝達にあたっては、下記の項目について事前に例文を作成してわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。

- (ア)勧告または指示
- (イ)勧告または指示の理由
- (ウ)指定避難所または施設名
- (エ)避難経路
- (オ)携帯品、服装等の注意事項

⑤ 避難指示等に係る助言

村長は、避難の指示、勧告等をしようとする場合および解除する場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。

助言を求められた国又は県は、村が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

村長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

(4) 避難の実施方法

避難の実施方法の概要は、次のとおりとする。

詳細な対応は、別途「災害時職員対応マニュアル」に定め、必要に応じて見直しを行う。

① 1次避難（自主避難、避難勧告及び避難指示による地域内での避難）

村長が、避難準備情報及び避難勧告を発令した場合において、村民は、1次避難として各地区の指定緊急避難場所および指定避難所に避難を実施する。

1次避難の指定避難所の管理は、各大字区長を責任者とする。

村長は、各大字区長に避難所開設の協力要請を行い、区長は、指定避難所の開設準備を開始する。また、住民から自主避難の申し入れがあった場合は、指定避難所管理者に連絡し、誘導等の支援を要請する。

指定避難所に住民を収容したのち、区長は、避難人員及び傷病者の有無等の報告を役場（総務課もしくは企画情報班）に連絡するものとし、後の2次避難に備え連絡体制を確保するものとする。

② 2次避難（避難勧告及び避難指示を発令し、大字を越えた避難を実施する場合）

村長は、気象条件や災害の発生状況を勘案した上で、大字を越えた大規模避難や、長期の避難になると想定したときは、2次避難の決定を行う。

村長は、該当地区に対して職員を派遣し、1次避難の指定緊急避難場所および指定避難所を集合場所として、2次避難の実施を呼びかけるとともに移動手段の確保を開始する。呼びかけは、告知放送、広報車、職員戸別訪問の方法により行う。

現地に派遣された職員は、地元区長及び消防団員と連携し、避難人員を把握する。バスなどの移動手段が回送されたのち、2次避難の指定避難所へ住民を誘導する。

村長は、管理者となる職員を2次避難の指定避難所に派遣し、開設の準備を開始する。2次避難の指定避難所の管理者は、役場から衛星携帯電話を携行して移動する。

2次避難の指定避難所の管理者は、指定避難所に住民を収容したのち、避難人員及び傷病者の有無等の報告を役場（総務課もしくは企画情報班）に連絡するとともに、必要物資の把握に努め迅速な対応を行う。

2次避難の指定避難所の管理者は、別途「災害時職員対応マニュアル」に定める。

(5) 避難誘導の方法

① 避難誘導は、警察官、消防団員および村職員協力のもとに実施するものとする。

② 避難の指示等を行った場合は、避難所として指示された施設の管理者に連絡し、避難所の受け入れについて協力を求めるとともに、職員を派遣して避難人員および傷病者の有無等の把握につとめるものとする。

(6) 避難施設

① 「指定緊急避難場所」の指定

指定緊急避難場所として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や土砂災害など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する

(参照：資料編「資料 2-1-1 指定緊急避難場所、指定避難所」)

② 指定避難所の開設

指定避難所を開設し、避難者を収容したときは責任者を駐在させ収容者の管理に当たらせる。責任者は、その地区の区長もしくはその代理人等をもって充てる。

指定避難所の解錠は、基本的にあらかじめ指名された地区住民が行う。

(参照：資料編「資料 2-1-1 指定緊急避難場所、指定避難所」)

3 報告等

(1) 村長は、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内での待避等の安全確保措置の指示を行い、その旨を村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- ① 避難準備情報・避難勧告・避難指示・屋内での待避等の安全確保措置の種類
- ② 発令時刻
- ③ 対象地域
- ④ 対象世帯数及び人員
- ⑤ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 村、県、警察本部及び自衛隊は、避難の勧告等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第2 住民に望まれる避難行動

1 土砂災害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。
- (2) 避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 夜間や豪雨により外部へ避難することが却って危険な場合は、建物の高いところなどに垂直避難する。
- (5) 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
- (6) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (7) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

2 水害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。
- (2) 避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 夜間や豪雨により外部へ避難することが却って危険な場合は、建物の高いところなどに垂直避難する。
- (5) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (6) 浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

第3 警戒区域の設定

1 実施機関

村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員は法第63条第1項の規程により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村民の生命または身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、災害応急対策に従事する者以外に対する警戒区域への立ち入り制限、立ち入り禁止、警戒区域からの退去を命ずる。

なお知事は、村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

2 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、村長が警戒区域を設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、村と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周知

避難の勧告、指示などと同様、関係機関及び村民にその内容を周知し、警戒区域内に村民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には村長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、村民には、警察、消防、村職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示・勧告の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第2節 避難生活計画

(総務課・住民課・建設課)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

第1 避難所の設置

1 避難所の開設

村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、村の職員を避難所に派遣する。

2 避難所の追加開設

村は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。

追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

3 民間の施設の利用

村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

第2 県への報告

村は、避難所を開設した場合には、次の事項についてすみやかに県に報告する。

1. 避難所開設の日時及び場所
2. 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第3 避難所の運営

1 留意事項

村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) 避難所の運営における女性の参画
- (3) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
- (4) 要配慮者のニーズ
- (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する

2 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行

う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

- ① 避難所建物の設備の点検
電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。
 - ② 広報
避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。
 - ③ 避難者の受入、名簿作成
避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。
- (2) 展開期
- 展開期とは、災害発生後 2 日目から約 3 週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。
- ① 自主的な管理運営体制の確立
自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。
 - ② 食料、物資に関する事
迅速かつ公平な提供を心がける。
 - ③ 要配慮者に関する事
(ア)避難所内の要配慮者の把握に努め、避難行動要支援者の避難支援プラン個別計画を用いて要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に避難行動要支援者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。
(イ)視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。
 - ④ 衛生に関する事
(ア)仮設トイレの速やかな設置に努める。
(イ)食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。
(ウ)保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。
(エ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。
 - ⑤ その他
(ア)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。
(イ)男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。
(ウ)暑さ寒さ対策に努める。
- (3) 安定期
- 安定期とは、地震発生後 3 週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。
- ① 食料、物資に関する事
避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。
 - ② 要配慮者に関する事

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

③ 衛生に関すること

(ア)食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ)保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

④ 長期避難者に関すること

(ア)被災した住宅の状況や、今後の展望など、適切な時期に適切な情報の提供

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

第4 在宅被災者等への支援

村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第5 災害救助法による救助の基準

1 災害救助法による費用支出の限度

(1) 避難所を開設しうる期間は災害発生の日から7日以内とする。この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 避難所設置および収容のための費用は、次の金額の範囲内で実施すること。

(基本額) 1人 1日当たり 300円

(加算額) 冬季(10月から3月まで)については別に定める額を加算する。

第3節 要配慮者の安全確保計画

(総務課・住民課)

村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、避難行動要支援者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。また、避難行動要支援者の安全確保については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に基づき、村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

第1 避難行動要支援者の避難支援

村においては、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」及び「災害時要援護者避難支援の手引き」を踏まえて整理した個別計画等に基づき、速やかに避難情報伝達、避難誘導、避難生活を支援する。

第2 避難行動要支援者への支援

1 情報伝達、避難誘導等

避難行動要支援者については、災害時要援護者避難支援プランの個別計画等に基づき避難支援者による情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行うこと。

(1) 情報伝達等の方法

村は、災害による情報の伝達、避難勧告及び指示、避難誘導、避難所等での情報提供等を行うときは、避難行動要支援者の実態を考慮し、おおむね次の方法により行うよう努める。

- ① 視覚機能に障害のあるとき
 - (ア)音声情報による周知
 - (イ)拡大文字による周知
 - (ウ)その他、効果的な方法の併用による周知
- ② 聴覚機能に障害のあるとき
 - (ア)文字情報による周知
 - (イ)映像による周知
 - (ウ)手話による周知
 - (エ)その他、効果的な方法の併用による周知
- ③ 日本語理解に障害のあるとき
 - (ア)外国語による周知
 - (イ)その他、効果的な方法の併用による周知
- ④ 地理的理解に障害のあるとき
 - (ア)地図つき情報による周知
 - (イ)その他、効果的な方法の併用による周知

(2) 災害情報等の周知

村は、災害情報の連絡、あるいは異常現象を覚知したときは、地域住民及びホームヘルパー等と協力して避難行動要支援者に対し迅速かつ確実に周知を行う。

(3) 避難誘導

避難行動要支援者を発見した場合には、必要に応じ以下の措置をとる。

- ① 地域住民等と協力して避難所へ移送すること。
- ② 必要に応じて社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- ③ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズに従い適切な措置を行う。

2 避難所到着後の対応

村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。また併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っておられる方々も支援の対象とする。

村は、避難生活の長期化が予測されるなど、必要に応じて高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

(1) 安否確認及び被災状況の調査・報告

- ① 災害が発生したときは要配慮者安否確認及び被災状況の調査を行い、その状況を県に速やかに報告する。
- ② 連絡又は報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。

(ア)避難所等に避難している者

避難所ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項

(イ)その他親戚、知人宅等に避難している者

氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法

(ウ)被災地域の在宅者

行政区ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項。

(エ)被災地域の施設入所者及び施設等

i)施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢及び被災の程度の報告

ii)施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

- ③ すべての事項が確認出来ない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

(2) 被災状況の取りまとめ

村は、要配慮者の被災情報を県に報告する。また、県は市町村からの報告のあった要配慮者の被災情報を取りまとめて、関係機関への報告及び伝達等を行うことになっている。

(3) 被災者に対する応急的処遇

被災した要配慮者で福祉的処遇が必要な者に対する応急的処遇は、おおむね次により行う。

- ① 必要に応じて、福祉的処遇を担当する援助者の確保及び援助物品の確保などの支援を県に要請する。
 - ② 緊急に施設で保護する必要がある者を、一時的に受け入れることができる社会福祉施設の情報及び当該施設への移送支援を県に要請する。
 - ③ 避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健士等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。
 - ④ 補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸し出しを行う。
- (4) 要配慮者関連施設等に係る対策
- ① 入所者・利用者の安全確保
 - 施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設等に措置する。
 - ② 支援活動
 - (ア)ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
 - (イ)ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
 - (ウ)ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

【関係機関】

要配慮者関連施設の管理者

- ① 入所者・利用者の安全確保
 - あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保するものとする。
- ② 応援要請等
 - (ア)日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町村、県に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請するものとする。
 - (イ)それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行うものとする。

3 医療等の体制

県は村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

4 食料等の確保

村は、乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品の備蓄にも配慮する。

5 福祉機器等の確保

村は、要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

6 応急仮設住宅

災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策は、おおむね次により行う。

- (1) 村は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項に留意する。
 - ① 高齢者や障害者等の優先入居

- ② 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
 - ③ 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。
(詳細については「第3章第4節 住宅応急対策計画」参照)
- (2) 県は、応急仮設住宅を建設する際、その建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。
- ① 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置など
 - ② 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等

第4節 住宅応急対策計画

(住民課・建設課)

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借上げ住宅等の確保・供給計画を示す。

第1 趣旨

災害により住家を失った罹災者に対し、応急仮設住宅を設置し、また被害住宅を応急的に修理して居住の安定をはかる。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮する。

(詳細については「第3章第3節 要配慮者の安全確保計画」参照)

第2 応急仮設住宅の確保

1 応急仮設住宅の設置主体

罹災者に対する仮設住宅の設置および住宅の応急修理は村長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任された場合、村長は補助機関として行う。

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

(1) 対象者

① 仮設住宅

住家が全焼、全壊または流失等の被害を受けた者で自己の資力では住宅を得ることができない者および居住できない部分の応急修理をすることができない者を対象とする。

(2) 建設場所等

① 仮設住宅設置予定場所

罹災者の土地を借りて仮設住宅の建設地にあてるものとする。また、罹災者の土地がない場合は、村所有地にあてるものとする。

② 建設予定および仕様書

建築は災害後 20 日以内に着工し出来るだけすみやかに完成させるものとする。

(3) 入居者の選定

① 住家が全焼、全壊または流失した世帯であること。

② 居住する仮住家がない世帯であること。

③ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

④ 上記該当者が建設戸数を越えるときは、生活能力が低くかつ住宅の必要度の高い者から順次選ぶものとする。

(4) 災害救助法による限度

① 仮設住宅

1 戸当たり

29,7 m²

2,620,000 円以内

第3 住宅の応急修理

応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

(1) 応急処理

- ① 住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。
 - ② 自己の資力では応急修理を行うことができない世帯であること。
- (2) 災害救助法による限度
- ① 応急修理

1 世帯当たり	567,000 円以内
---------	-------------

第4 公営住宅の特例使用

村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。

第5 関係団体等との連携による民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅の紹介

県は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空家等利用可能な既存住宅を応急借上げ住宅として紹介に努める。

【発災時の対応】

第5節 活動体制計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策を実施するため、村は、災害の活動体制をとり、情報収集等災害に関する連絡調整をはじめ、万全を期するものとする。

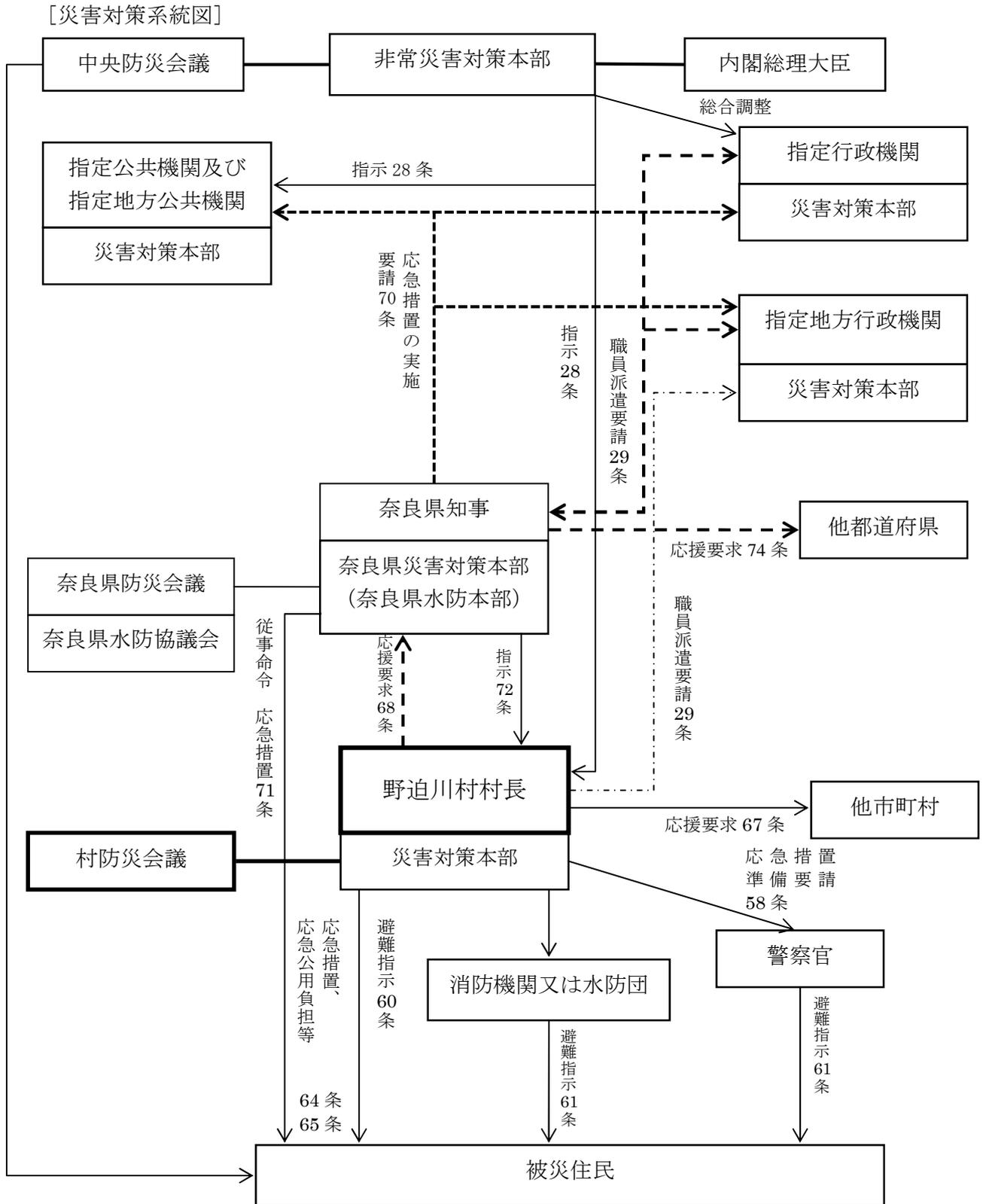
第1 防災組織計画

1 防災関係機関の体制

村は、大規模災害発生時には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。



資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

図 各防災関係機関の災害対策系統図

2 野迫川村防災会議

野迫川村防災会議は、村長を会長として法第 16 条第 6 項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては本村における防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、本村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係指定地方行政機関、県、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を行うことを任務とする。

第2 村の活動体制

村は、災害の発生又は災害のおそれがある場合において、被害発生の未然防止及び災害応急対策を実施するため、次の基準により配備体制を整える。

なお、水防本部が設置されたのち、野迫川村災害対策本部が設置されたときは、村水防本部は村災害対策本部に包括されるものとする。

表 野迫川村の配備体制（風水害等）

体制	配備基準	動員体制
警戒体制	①暴風、大雨、洪水または大雪その他の警報が発表されたとき ②台風接近により大雨、洪水または強風警報が発表されたとき ③その他必要があると認められたとき	●勤務時間内 ・企画総務部長＋防災担当職員＋建設課 ●勤務時間外（警報当番） ・通常警報（1人） ・台風時（2人）
災害警戒本部体制	①暴風、大雨、洪水または大雪その他の警報が発表され、被害の発生する恐れがあり、警戒を必要とするとき ②土砂災害警戒情報が発表されたとき ③その他必要があると認められたとき	●各部長
災害対策本部体制	①県内に気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水その他の警報、または暴風、大雨、その他に係る特別警報が発表されたとき ②村内に大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生する恐れが生じた場合において、本部を設置してその対策を必要とするとき ③村内に自然災害（大雨、暴風、土砂災害等）や大規模な火災、爆発等の発生による人的被害（死者、行方不明者等）または甚大な住家被害（複数の全壊等）が発生したとき	●全職員

第3 警戒体制

1 警戒体制の配備

総務課長は、本節第2 村の活動体制「表 野迫川村の配備体制（風水害等）」で定める場合で必要と認めるときは警戒体制をとる。

2 警戒体制の動員

警戒体制の動員は下表のとおりとする。

表 警戒体制の動員

		動員
勤務時間内		総務課長＋防災担当職員＋建設課
勤務時間外	通常警報	1人
	台風時	2人

なお、勤務時間外において警戒体制をしく必要が生じた場合は、当直者は直ちに総務課長に状況を報告し、その指揮を受けて招集を行うものとする。

3 警戒体制の活動内容

警戒体制の要員は、主として情報の収集・伝達にあたる。

第4 災害警戒本部体制

1 災害警戒本部の設置

副村長は、本節第2 村の活動体制「表 野迫川村の配備体制（風水害等）」で定める場合で必要と認めるときは、災害対策本部の前段階となる災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部を設置したときは、村民に公表する。

災害警戒本部の設置に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

表 意思決定権者順位

第1順位	第2順位	第3順位
副村長	教育長	総務課長

2 災害警戒本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。

なお、災害により本部施設が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

3 災害警戒本部の動員

副村長は、災害警戒本部体制を決定したときは、各部長を動員する。

村外出張者は、役場に連絡し、招集に関する指示を受ける。

なお、勤務時間外において災害警戒本部体制をとる必要が生じた場合は、防災担当職員は直ちに総務課長を通じて副村長に状況を報告し、その指揮を受けて招集を行うものとする。

4 災害警戒本部の活動内容

災害警戒本部においては、主に次の活動を行うものとする。

- (1) 気象情報等の収集・伝達
- (2) 水害、土砂災害等に対する警戒活動
- (3) 村域の被害情報の収集
- (4) 県及び関係機関への被害状況の伝達
- (5) 住民への気象情報等の伝達

5 災害警戒本部の廃止等

警戒本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められる場合、災害警戒本部を廃止する。

また、災害が拡大したとき若しくは拡大の恐れがある場合、災害対策本部へ移行する。

第5 災害対策本部体制

1 災害対策本部の組織体制

災害対策本部の組織は、野迫川村災害対策本部条例（昭和42年条例第7号）および野迫川村災害対策本部規定に定めるとおりとする。

2 災害対策本部の設置

村長は、本節第2 村の活動体制「表 野迫川村の配備体制（風水害等）」で定める場合が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の二第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置したときは直ちにその旨を防災会議の委員に通知し、村民には公表する。また、県防災統括室にも報告する。

災害対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った場合は、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

表 意思決定権者順位

第1順位	第2順位	第3順位
副村長	教育長	総務課長
第4順位	第5順位	第6順位
住民課長	建設課長	産業課長

3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。

なお、災害により本部施設が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

災害対策本部を設置したときは、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

4 災害対策本部の動員及び体制

(1) 動員

① 動員（勤務時間内）

村長は、村に暴風雨・大雨等の警報が発令されたとき、動員の必要を確認するため、建設課にあらかじめ地域内の各河川を巡視させ情報の収集にあたらせるものとする。

村長は、災害対策本部体制を決定したときは、全職員に対して動員を指示する。

企画情報班は、動員が決定された場合は、直ちに各班に連絡しなければならない。連絡を受けた各班は、所定の動員を行うとともに、動員した人員、その他必要な事項を企画情報班に連絡しなければならない。

村外出張者は、役場に連絡し、招集に関する指示を受ける。

② 動員（勤務時間外）

勤務時間外に職員の非常招集を行う必要が生じた場合にあっては、当直者は直ちに、課長を通じて村長に状況を報告し、その指揮を受けて招集を行うものとする。

村長が職員に非常招集を命じたときは、当直者は直ちに各班の長、企画情報班の職員に連絡しなければならない。各班の長はあらかじめ定めた連絡網により所属の職員を招集す

る。

村内居住者は、集合基準に沿った行動をとる。集合が必要な場合は、役場までの経路の状況を把握し、本部に情報を伝達する。

道路状況等により、集合が困難と判断される場合は、居住地区の消防団と連携をとり、住民の避難や人命救助業務に従事する。また、状況により本部との連絡手段の確保に努め、できるだけ早く状況報告を行う。

村外居住者は、集合基準に沿った行動をとる。本部との連絡が可能な場合は、本部が必要とする物資（水、食料品等）を確保の上、役場へ集合する。

被害が甚大で役場への集合が困難と判断される場合は、その時点で予想される物資（水、食料品等）を確保し、集合可能となるまで待機する。

(2) 活動内容

① 災害対策本部各部

(ア)組織・事務分掌

災害対策本部の各部における業務は、「表 野迫川村災害対策本部の組織、事務分掌」のとおりとする。

(イ)防災関係機関等との連携

災害対策本部は、県、他市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と相互に密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。また、県の現地対策本部が設置された場合にも同様とする。

(ロ)民間事業所との連携

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

(ハ)活動時の留意事項

本部の職員が災害応急対策活動に従事するときは、村職員身分証明書を所持するほか、次の腕章を左腕につけるものとする。

また、本部が使用する車輛には活動の円滑化のため、次の標識をつけるものとする。



図 野迫川村職員の腕章

[車側用]



[フロントガラス用]

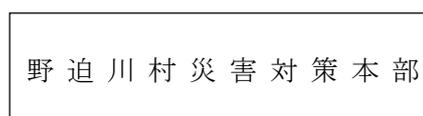


図 車輛の標識

② 災害対策本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を開催する。

本部会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって構成する。なお、本部員が出席できないときは、本部員に選定された代理出席者が出席する。

本部会議においては主に以下について検討する。

- (ア) 配備体制の決定、廃止に関する事
- (イ) 避難勧告・指示の発令に関する事
- (ウ) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関する事
- (エ) 災害救助法の適用に関する事
- (オ) 自衛隊の災害派遣要請の要求に関する事
- (カ) 県をはじめ、指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び、他の市町の応援要請に関する事
- (キ) 災害対策に関する経費に関する事
- (ク) その他、重要な災害対策に関する事

5 県からの連絡員の派遣（災害時緊急連絡員）

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」を編成し、原則として、県が災害対策本部を設置した場合には、災害時緊急連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

- (1) 連絡員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村役場において活動するものとする。
- (2) 連絡員は、次に掲げる任務に従事する。
 - ① 被災市町村における被害情報、避難情報、被災者等のニーズに関する情報等の収集及び県への伝達
 - ② 被災市町村との連絡調整

6 災害対策本部の廃止

次の場合は、災害対策本部を廃止する。

- 1. 予想された災害の危険が解消したと本部長が認めたとき。
- 2. 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと本部長が認めたとき。

野迫川村災害対策本部 [組織図]

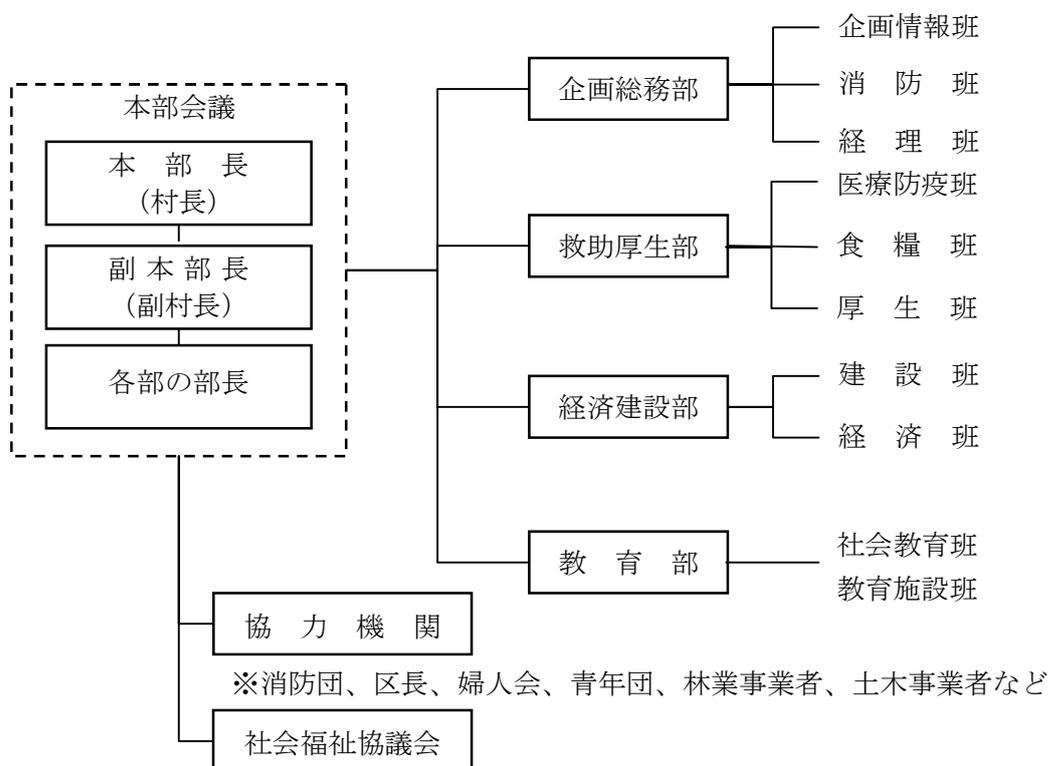


表 野迫川村災害対策本部の組織、事務分掌

部	班	担当課	事務分掌
企画総務部	企画情報班	総務課 住民課 議会事務局	1. 避難の勧告、指示に関する事 2. 避難所の設置に関する事 3. 災害対策本部の運営に関する事 4. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 5. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 6. 災害情報の収集・整理に関する事 7. 防災行政無線の運用に関する事 8. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事 9. 広報活動に関する事。 10. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 11. 他県への支援に関する事 12. 自衛隊及び県等への災害派遣要請に関する事 13. 危険物施設に関する事 14. 災害用自動車の管理に関する事 15. 遺体の火葬計画に関する事 16. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関する事 17. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 18. 被災宅地の危険度判定に関する事 19. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関する事

部	班	担当課	事務分掌
			<ul style="list-style-type: none"> 20. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事 21. 災害救助法の適用に関する事
	消 防 班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 消防防災ヘリコプターに関する事 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事 3. 救助活動に関する事 4. 災害時の輸送に関する事 5. 消防活動の調整に関する事 6. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事
	経 理 班	出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害に関する予算及び資金に関する事 2. 災害に関する議会との連絡に関する事 3. 災害救助費の出納に関する事 4. 義援金（受入）に関する事
救助厚生部	厚 生 班	総務課 住民課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 要配慮者の支援に関する事 2. 社会福祉施設（入所者・通所者・建物・設備等 他課の所管しない施設）の被害の状況調査、確認に 関する事 3. 保護施設（入所者、建物、設備等）の被害の状況 調査、確認に関する事。 4. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確 認に関する事 5. 避難所等における障害者等の支援に関する事 6. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する 事 7. 高齢福祉施設（入所者・通所者・建物・設備等）の 被害の状況調査、確認に関する事 8. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確 認に関する事 9. 避難所等における高齢者等の支援に関する事 10. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関す る事 11. 児童福祉施設（入所者・通所者・建物・設備等） の被害の状況調査、確認に関する事 12. 乳幼児、児童等（以下「乳幼児等」という）の 安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する 事 13. 避難所等における乳幼児等の支援に関する事 14. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関す る事 15. ボランティア受入に関する事 16. 女性のための相談に関する事
	医療防疫班	住民課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 医療救護活動に関する事 2. 重傷患者の入院措置計画に関する事 3. 医療救護班等の編成及び運用計画に関する事 4. 医療ボランティアに関する事 5. 医療施設等の被害の状況調査等に関する事 6. 感染症患者及び病原体保有者の入院勧告並びに消 毒等に関する事 7. 防疫班の編成及び運用計画に関する事

部	班	担当課	事務分掌
			8. メンタルヘルス対策等に関する事 9. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 10. 食品衛生に関する事 11. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 12. 廃棄物の処理に関する事 13. 清掃及びし尿処理に関する事 14. 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事
	食糧班	住民課	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事 3. 災害時における応急給水の確保に関する事
経済建設部	経済班	産業課 総務課	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林業関係被害のとりまとめに関する事 5. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 6. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 7. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事 8. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 9. 旅行者に対する災害情報の周知に関する事 10. 商工労働関係被害のとりまとめに関する事 11. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事
	建設班	建設課	1. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関する事 3. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事 4. 公共土木施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設に関する広報に関する事 6. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 7. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 8. 水道施設の被害状況の情報収集に関する事 9. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関する事 10. 電力、通信及びLPガスの供給に関する事。 11. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 12. 水防本部に関する事 13. 河川・ダム施設に関する事 14. 土砂災害対策に関する事 15. 土木災害の情報取りまとめに関する事 16. 土木関係被害状況のとりまとめに関する事 17. 砂防施設等の応急復旧に関する事

部	班	担当課	事務分掌
			18. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関すること 19. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関すること 20. 林道の災害の応急復旧に関すること 21. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関すること 22. 耕地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関すること 23. 応急用資機材の調達に関すること
教育部	教育施設班 社会教育班	教育委員会 住民課	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関すること 2. 保育園、小・中学校にかかる人的被害、休校等の情報に関すること 3. 学校施設の被害状況調査に関すること 4. 学校施設の応急復旧に関すること 5. 学校施設への被災者の避難収容に係る施設管理者としての対応に関すること 6. 教育実施者の確保に関すること 7. 応急教育の実施並びに運営に関すること 8. 教材、学用品の調達、配布に関すること 9. 学校給食に関すること 10. 学校保健衛生に関すること 11. 文化財の被害の状況調査に関すること 12. 文化財の応急復旧に関すること

第6節 情報収集・伝達計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

村、県、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。村等（消防本部等含む）は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第1 気象情報の伝達

1 情報の種類

(1) 気象予警報等

奈良地方気象台は、注意報及び警報、土砂災害警戒情報等は、市町村単位で発表する。発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は次のとおりである。（参照：資料編「資料 3-6-1 野迫川村の警報・注意報発表基準一覧表」）

① 大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。

② 洪水注意報

大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。

③ 大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

④ 洪水警報

大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

⑤ その他警報・注意報

大雨、洪水以外の警報・注意報については、野迫川村の位置する南西部を対象に発令される。

○土砂災害警戒情報の伝達体制

土砂災害警戒情報は以下のとおり伝達を行う。

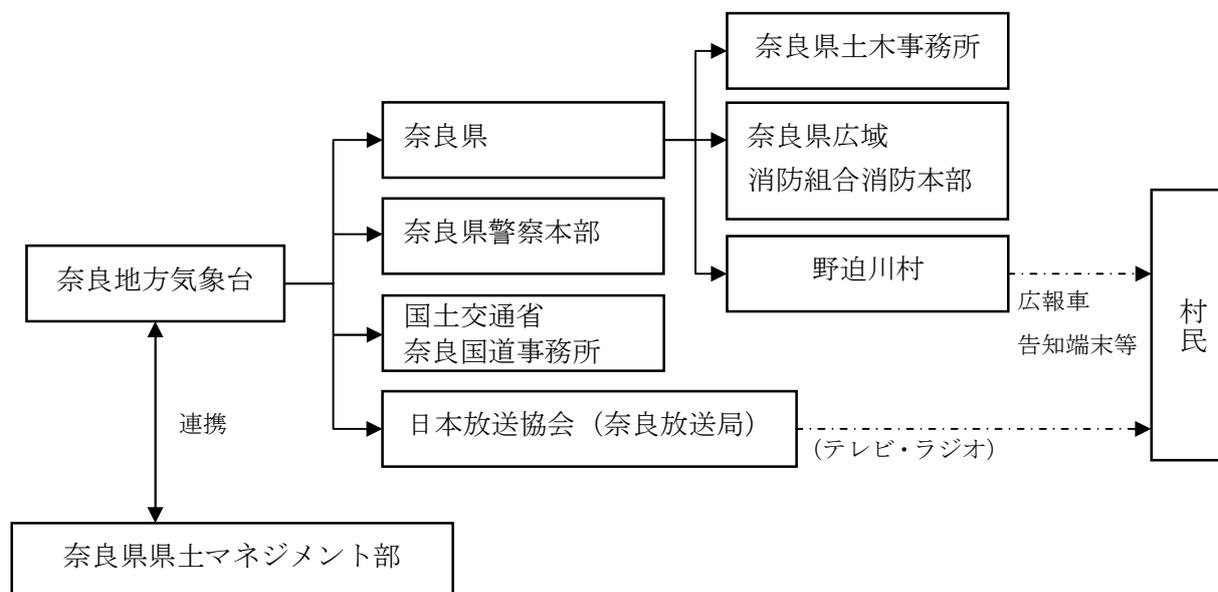


図 土砂災害警戒情報伝達体制

○土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

- ・ 県内で震度 5 強以上の地震を観測した場合
- ・ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合
詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

⑥ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表される。（参照：資料編「資料 3-6-1 野迫川村の警報・注意報発表基準一覧表」）

(2) 火災気象通報及び火災警報

① 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第 22 条第 1 項の定めにより気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

県は、消防法第 22 条第 2 項の定めにより「火災気象通報」を受けたときは直ちに市町村に通報する。

「火災気象通報」の基準は、実効湿度が 65%以下で、最小湿度が 40%以下となり最大風速 7m/s 以上の風が吹く見込みのときである。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

② 火災警報

村は、県から「火災気象通報」を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法 22 条第 3 項の定めにより「火災警報」を発することができる。

「火災警報」が発せられたときは、その村の区域にある者は村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

村は、「火災警報」を発しまたは解除したときは、広報車・消防車等、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。

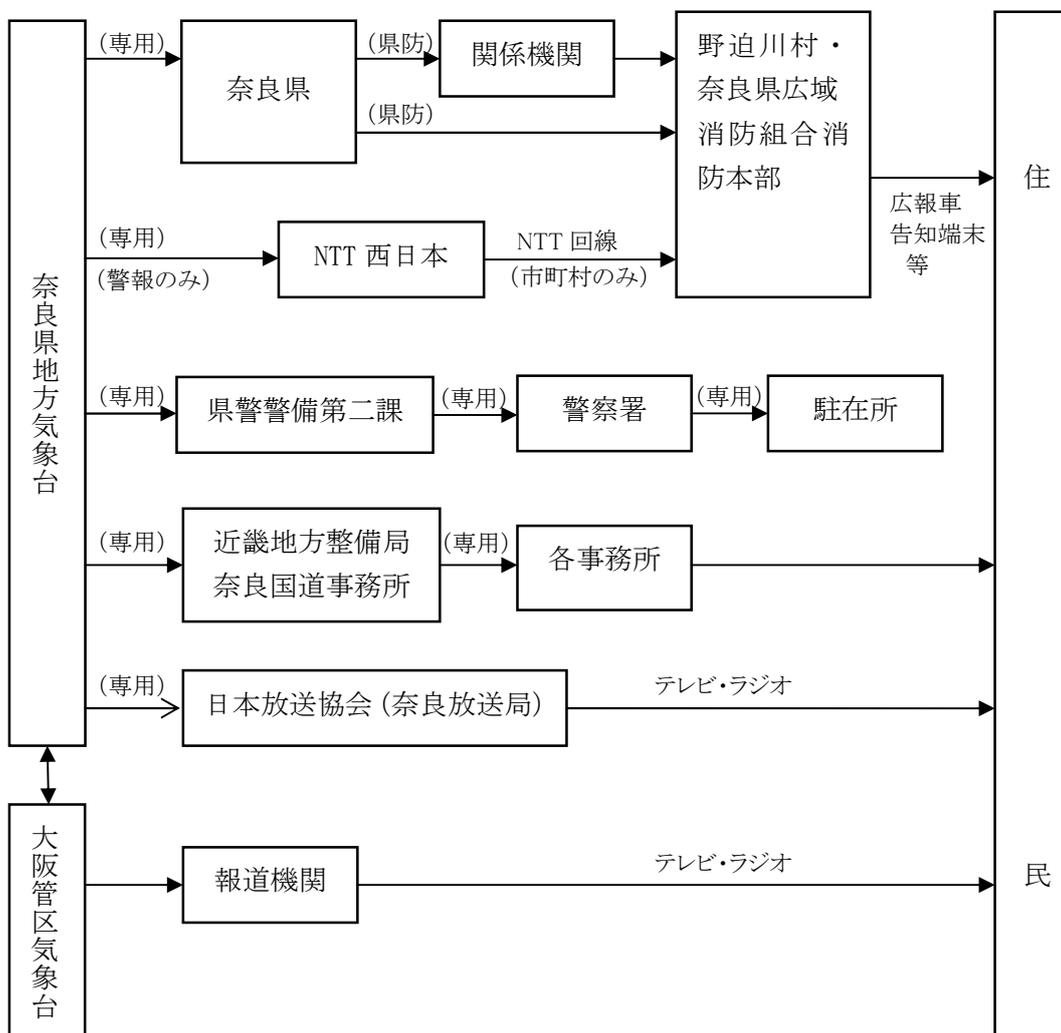
2 雨量観測所

本村における、奈良県、国土交通省による雨量観測は北股、柞原で観測されている。（参照：資料編「資料 3-6-2 野迫川村における雨量観測所」）

第2 情報の受理、伝達

1 伝達系統概念図

奈良県地方気象台からの伝達系統は以下のとおりである。



資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県） をもとに作成

図 伝達系統概念図

2 奈良地方気象台の措置

1. 気象予警報等を発表したときは、速やかに次の各機関に通知する。
2. 奈良県防災統括室
3. 奈良県警察本部警備第二課

4. 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所
5. 日本放送協会（奈良放送局）
6. 西日本電信電話株式会社（NTT 西日本）

3 県の措置

県防災統括室は、奈良地方気象台から気象予警報、特別警報等の発表または解除に関する通知を受けたときは、防災行政無線等より村、消防本部等関係機関に伝達する。

4 村の措置

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により村民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

- (1) NTT 西日本からの伝達は、警報の種別のみであるから県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄の警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し、または通報を受けたときは県及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- (3) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。
- (4) 火災警報を村民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。
- (5) 村から村民への伝達は、告知放送、広報車など、本章第8節で定める方法により行う。
- (6) 特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、前出の伝達系統概念図に基づく伝達手段により村民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

5 NTT 西日本の措置

気象庁より警報の通知を受けたときは、県内各市町村に直ちに通知する。

6 その他の措置

各関係機関は、災害の発生その他の事故により気象予警報等の伝達について本計画に定める措置によることができないときは、相互に連絡をとり気象予警報等が速やかに市町村及び住民に周知徹底できるよう応急的な措置を講ずる。

第3 早期災害情報の収集

村は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難勧告・指示の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

村は、災害対策本部の各班において、以下のとおり情報の収集を行う。

- (1) 各部門別の被害状況は、それぞれの所管事項に関し各班において掌握するものとする。
- (2) 各班は、各班に直接関係ない被害であっても、これを聴取するとともに、直ちに主管班に報告するものとする。

- (3) 各班は、それぞれ所管事項に関し掌握した被害状況を企画情報班に通知しなければならない。
- (4) 企画情報班は、各班から③による通知を受けたときは取りまとめのうえ、本部会議に提出するものとする。

2 実施機関

(1) 村・県等（消防本部等含む）

村・県等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

3 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、村または警察官に通報する。

(2) 村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村に通報する。異常現象の通報を受けた村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

第4 災害情報の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる災害対策本部の各班が、関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（要配慮者については、「第3章第3節 要配慮者の支援計画」参照）。

表 被害状況、避難状況等の調査

調査事項	調査担当	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	総務課	
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	総務課	
3 福祉関係施設被害	住民課	高齢者・福祉センター
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	住民課	診療所
5 水道施設被害	住民課	
6 農業生産用施設	産業課	県農林振興事務所
7 畜産被害	産業課	県家畜保健衛生所
8 水産被害	産業課	
9 農地、農業用施設被害	産業課	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	産業課	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	建設課	県農林振興事務所
12 商工関係被害	産業課	県農林振興事務所

調査事項	調査担当	主たる応援協力機関
1 3 公共土木施設被害	建設課	県土木事務所
1 4 村有財産、村有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県総務課	
1 5 文教関係施設被害	教育委員会	
1 6 生活関連施設被害	総務課	

資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

2 報告の基準

村は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

(一般基準)

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県または村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、1 の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害が 2 市町村以上にまたがるもので、1 の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①から⑤の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- ⑦ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(例示) 水害・土砂災害等

- ・崖崩れ、地滑り、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- ・河川の溢水、破堤等により、人的被害または住家被害を生じたもの

○雪害

- ・雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- ・道路が土砂災害、凍結または雪崩等により途絶され、孤立集落を生じたもの

(2) 火災等

(一般基準)

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ① 死者が 3 人以上生じたもの。
- ② 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの。

(個別基準)

次の火災及び事故については一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

① 火災

(ア)建物火災

- i) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- ii) 国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

- iii)損害額 1 億円以上と推定される火災
- (イ)林野火災
 - i)焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
 - ii)空中消火を要請したもの
 - iii)住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- (ウ)交通機関の火災
 - 航空機、自動車の火災で、次に掲げるもの
 - i)航空機火災
 - ii)トンネル内車両火災
- (エ)その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
 - (例) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- ② 危険物等に係る事故
 - 危険物、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの
 - (ア)死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - (イ)負傷者が 5 人以上発生したもの
 - (ウ)周辺地域の住民が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
 - (エ)河川への危険物等流出事故
- ③ 原子力災害等
 - (ア)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (イ)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- ④ その他の特定の事故（参照：資料編「資料 3-6-3 第 2 号様式（特定の事故）」）
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
 - (社会的影響基準)
 - 一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること
- (3) 救急・救助事故即報
 - 救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。
 - ① 死者 5 人以上の救急事故
 - ② 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
 - ③ 要救助者が 5 人以上の救助事故
 - ④ 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
 - ⑤ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
 - (例)
 - ・航空機に係る救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記（3）と同様式を用いて報告すること。

- ① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 27 年法律第 47 号) 第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害
- ② 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

3 直接報告基準

村は、一般基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。（参照：資料編「資料 3-6-4 被害報告基準」）

(1) 火災等即報

① 建物火災

ホテルにおいて発生した火災

② 交通機関の火災

第 4 の 2 の (2) の①の(ウ)の i) ii) iii)に同じ

③ 危険物等に係る事故

(ア)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m²以上の区域に影響を与えたもの

(イ)危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ウ)河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(エ)タンクローリーの火災

③ 原子力災害等

第 4 の 2 の (2) の③のアイに同じ

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- ① 航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ② バスの転落等による救急・救助事故
- ③ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ④ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- ⑤ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

4 武力攻撃災害即報

第 4 の 2 の (4) の①②に同じ

第5 県防災統括室への報告

1 報告系統

総務課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

総務課は、「第4 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を「被害状況報告様式」（参照：資料編「資料3-6-5 被害状況報告様式」）により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

また、「第3 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））（参照：資料編「資料3-6-7 第4号様式（その1）」）により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に「被害状況報告様式」により報告するものとする。

3 被害状況即報

総務課は、「第4 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

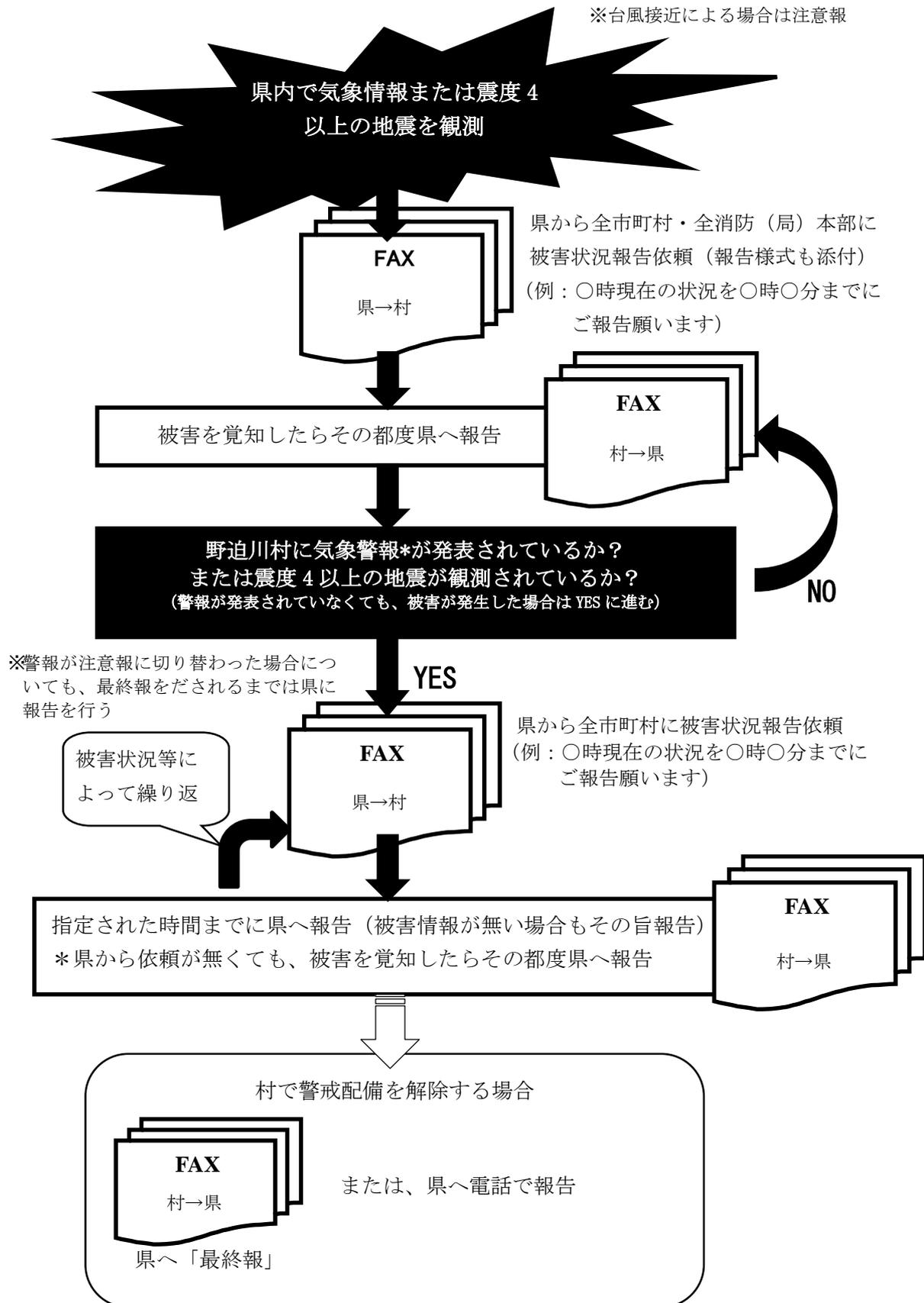
4 災害確定報告

総務課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））（参照：資料編「資料3-6-8 第4号様式（その2）」）で県防災統括室へ報告する。

5 被害状況報告手順

- (1) 県内で1市町村でも大雨警報、洪水警報または暴風警報（台風接近による場合は大雨注意報、洪水注意報または強風注意報）が発表された場合、または震度4以上の地震が観測された場合は、警報対象区域が拡大した場合等に備え、県内全ての市町村・消防（局）本部に対し、県からFAXで被害状況報告依頼（報告様式も添付）を送付する。
- (2) 大雨警報、洪水警報または暴風警報（台風接近による場合は大雨注意報、洪水注意報または強風注意報）が発表された市町村・消防（局）本部、または震度4以上の地震が観測された市町村・消防（局）本部は、被害を覚知した場合は、その都度、県に被害状況報告をFAXで送付する。
- (4) 上記2以外でも、県からFAXで被害状況報告依頼があった場合には、県が指定する時間までにFAXで被害状況報告を行う。この時、被害情報を把握していない場合でも、その旨をFAXで県に報告すること。
- (5) 警報等が発表されていない市町村・消防（局）本部においても、災害による人的被害、建物被害等を覚知した場合は、速やかに県に報告する。

※台風接近による場合は注意報



資料：「災害発生時等の被害状況報告の手順」（奈良県）をもとに作成
図 災害発生時等の被害状況報告の手順フロー

6 災害年報

総務課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）（参照：資料編「資料3-6-6 災害年報（第3号様式）」）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

第6 報告を行うことができない場合

村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第7 村事業担当課等から県事業担当課への報告

1 村事業担当課

村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第4 災害情報等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

第8 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合 村、県が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、村は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

(1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

(2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

村は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第7節 ヘリコプター等の支援要請及び受入計画

(総務課)

救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、迅速・的確に連絡を取り派遣を要請、受入の調整や準備を行う。

第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

1 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、村が知事に要請を行い、緊急運航の要件に該当する場合に実施される。

2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施される。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防衛活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

3 緊急運航の要請先

緊急運航が必要な場合、村長は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、下記を通じ県に消防防災ヘリコプターの支援要請を行う。

(1) 勤務時間内の要請窓口

県防災航空隊（奈良市矢田原町 2408）
直通電話 0742-81-0399
FAX 0742-81-5119

(2) 勤務時間外の要請窓口

県庁夜間等代表電話 0742-22-1001
(保安員が受信し、保安員から消防防災課員に連絡する。)

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第11節 受援体制の整備」による。

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、県消防防災課に連絡し、県より奈良県警察本部地域課へ派遣要請を行う。

奈良県警察本部警備第二課・地域課 内線5802
電話 0742-23-0110 内線3572

第4 ドクターヘリ派遣要請

1. 救急患者が発生し、ドクターヘリを要請する必要があることを県に電話で第一報をいれる。

表 医務課へのドクターヘリ派遣要請

	電話番号
平日	0742-22-6280 (直通)
	0742-22-1101 (代表)
土・日等	090-3033-0520
	0743-65-0577
	090-3866-2834

2. 「ドクターヘリ運航要請書」に必要事項を記載のうえ、医務課に FAX 送信するとともに、電話（上記1と同じ電話番号）で出動について医務課長の承諾を得る。なお、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで（以下、土・日等）の FAX については、防災航空隊に送付する。
3. ドクターヘリ運航指令センター（和歌山県）の「ホットライン」へドクターヘリを要請する。
4. 防災航空隊にドクターヘリを要請した旨連絡をいれる。
5. ドクターヘリで患者搬送が終了したことを防災航空隊及び医務課へ連絡をいれる。

表 ドクターヘリ派遣要請等電話番号

連絡先	電話番号
医務課（平日）	0742-22-2725 (FAX)
防災航空隊（土・日等）	0742-81-5119 (FAX)
ドクターヘリ運航指令センター	073-441-1889
防災航空隊	0742-81-0399

第5 受入準備

村は、ヘリコプター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

1. ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。

表 緊急ヘリポート

名称	所在地
旧野迫川中学校	野迫川村北股 34
野迫川村健民運動場	野迫川村大字中 330
野迫川村平ヘリポート	野迫川村大字平 1

2. 離着陸地点には「離着陸地点等の基準」の㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
3. ヘリポート周辺への一般の立入りを禁止し、事故防止に努める。
4. ヘリコプターの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
5. 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。

6. 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。また、村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（防災統括室）に報告する。

第6 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行または離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

1. 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合
2. 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
3. 日没後
4. 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第7 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、村、県等が連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第8 離着陸の注意点

1. ㊦のマーク
2. 吹き流し
3. 離着陸地点が無障害地帯であること。

第8節 通信運用計画

(総務課)

村は県との情報伝達を確保するために県防災行政通信ネットワークを利用する。また、住民との情報伝達には、告知放送、NTT 災害時有線電話、衛星携帯電話を利用する。

第1 通信手段

1 県防災行政通信ネットワーク

県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ無線通信網で一斉通信（FAX）、回線統制等の機能を有している。県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信により行う。また市町村等から個別に電話、FAX を用い被害状況等の伝達を行う。

また、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。

奈良県防災行政無線電話番号は以下のとおりである。（抜粋）

機関名	課名	無線番号	FAX
県庁	防災統括課	ボタン発信 (TN)・111・9011	ボタン発信 (TN)・111・9210
	地域福祉課	ボタン発信 (TN)・111・9015	ボタン発信 (TN)・111・9368
	河川課	ボタン発信 (TN)・111・9025	ボタン発信 (TN)・111・9220
五條土木事務所		ボタン発信 (TN)・181・7 ・内線(20~67)	ボタン発信 (TN)・181・9470
内吉野保健所		ボタン発信 (TN)・510・宿直室23 ・衛生課24)	ボタン発信 (TN)・510・390

(TN) = 回線選択番号 衛星系=6 地上系=5

2 告知放送

告知放送は平成 22 年 12 月からサービスが開始されたケーブルテレビの光ファイバーの線を利用して、各世帯及び各地区の野外に一機ずつ設置し、村から音声のみで放送を流すものである。災害時には、住民に向けて警報の発令を行う。

3 電話設備

(1) NTT 災害時優先電話による通信

災害時には電話が著しくかかりにくい場合が予想されるので、災害時優先電話を利用するものとする。野迫川村では、以下の番号が指定されている。

NTT 災害時有線電話	7-2103
	7-2104

(2) 衛星携帯電話による通信

村の移動系の無線である。野迫川村では、現在 4 台が整備されている。この衛星電話は携帯電話方式では通信できない場合でも、衛星を利用して通信が可能である。通常は村長室に設置するものとするが、災害発生時には災害現場に持ち出し、災害対策本部と災害現場との連絡に使用するものとする。

4 防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

第9節 広報計画

(総務課・住民課)

災害時に、村民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第1 各機関の広報活動

1 野迫川村

村は、次により災害広報活動を行うものとする。

- (1) 報道機関に対する情報は、災害情報を収集し、または村の対策を決定した都度、本部長より発表するものとする。
- (2) 被災地に対する広報活動
企画情報班は、次により災害広報活動を行うものとする。
 - ① 広報車の派遣
 - ② ポスター、広報紙等の作成配布
 - ③ 村ホームページ
- (3) 報道事項および広報の内容
 - ① 被害状況の概要
 - ② 被害推定額
 - ③ 一般住民、被災者に対する注意事項
 - ④ 村の対策
 - ⑤ その他必要事項

2 ライフライン関係機関（電気、上水道）

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報の内容
 - ① 被災により使用できない区域に関する情報
 - ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
 - ③ 使用可能な場合の使用上の注意
- (2) 広報手段
 - ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
 - ② 利用者相談窓口の開設
 - ③ 報道機関への報道依頼
 - ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

3 公共交通機関

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報の内容
 - ① 被災による不通区間の状況
 - ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
 - ③ 臨時ダイヤに関する情報

(2) 広報手段

- ① 乗降場での印刷物の配布・掲示
- ② 場内、車内利用者相談窓口の開設
- ③ 報道機関への報道依頼
- ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

第2 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

災害写真等の災害記録は企画情報班が作成し、関係機関に配布伝達するものとする。

災害対策本部各班が写真撮影等を行ったときは、企画情報班に資料を提供しなければならない。

第 10 節 支援体制の整備(村外で災害発生の場合)

(総務課)

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、村外被災地への人的支援、村外からの避難者の受入を実施する場合に、村としての対応、県や関係団体と連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第 1 被災地への人的支援

1. 村は、災害時における応援協定、全国町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

第 2 村内への避難者の受入対応

1. 村への避難者に対しては、社会福祉法人、NPO 団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。
2. 村は、県内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第 3 物的支援

物的支援に関しては「第 3 章第 20 節 食料、生活必需品の供給計画」に基づき迅速に対応する。

第 4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第 3 章第 25 節 ボランティア活動支援計画」で定めるところによる。

第 11 節 受援体制の整備 (村内で災害発生の場合)

(総務課)

村内において災害が発生し、応急対応または、応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

第 1 他市町村との相互協力

村内で災害が発生した直後、村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「市町村相互応援協定」等に基づき、相互応援を実施する。

村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編に示すとおりである。

(参照：資料編「資料 3-11-1 協定一覧」)

災害応急対策の万全を期するため、災害対策基本法第 67 条および第 68 条の規定に基づき知事および他の市町村長に対して応援を要請するときは次の要領によるものとする。

1 応援要請の決定

応援要請をするときはおおむね次に掲げる場合であって、災害対策本部の決定に基づき消防班が行うものとする。

- (1) 災害の発生個所が他の市町村に隣接し応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限にとどめることができると判断される場合。
- (2) 村内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助等に著しい支障を来すおそれがあるとき。

2 連絡方法等

応援を要請するときは、次の掲げる事項を記載した文書によるものとする。

- (1) 災害の状況および応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する人員ならびに機材、車輛等の概数
- (4) 応援を希望する区域および活動内容
- (5) その他参考となる事項

ただし、緊急を要する場合で文書によることができないときは、電話または電報により行うものとする。この場合においては事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

3 費用の負担

村長が応援要請を行ったときは、その費用は、災害対策基本法第 92 条の規定により原則として応援を要請した村が負担するものとする。

第 2 警察活動に関する応援要請

村は、大規模な災害が発生した場合又は大規模な被害が十分に予想される場合は、県警察による警察災害派遣隊の派遣など広域的な応援を得る。

(「第 3 章第 19 節 災害警備、交通規制計画」参照)

第3 自衛隊への災害派遣要請計画

災害に際して人命または財産の保護を図るため、自衛隊の災害派遣を県に依頼する場合における手続きを定め円滑な実施を図る。

1 実施責任者

自衛隊災害派遣依頼に関わる業務の実施は、総務課（災害対策本部設置時は企画情報班）とする。

2 要請の基準

村長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命及び財産を保護するための応急活動の実施が、通常の方法では不可能又は困難であると判断したときには、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき自衛隊の派遣を知事に依頼し協力を得るものとする。

3 災害派遣依頼できる業務

災害派遣依頼できる業務は概ね次の通りとする。

- (1) 被害状況の把握
車輜・航空機等による被害状況の偵察
- (2) 避難の援助
避難者の援助・誘導・輸送等
- (3) 避難者の搜索活動
死者・行方不明者・負傷者等の搜索救助
- (4) 水防活動
堤防・護岸等の防護及びその破壊に対する水防活動
- (5) 消防活動
利用可能な消火・防火用具をもつての消火活動の実施、消防機関への協力
- (6) 道路又は水路の啓開
道路又は水路が破損し、若しくは障害物がある場合の啓開除去作業
- (7) 診察・防疫・病虫害防除等の支援
被災者の応急診察・防疫・病虫害駆除等の支援
- (8) 通信支援
災害派遣部隊の任務の達成に支障のない限度における通信支援
- (9) 人員及び物資の輸送
緊急患者・医師・その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水支援
被災者に対する炊飯・給水活動
- (11) 交通規制の支援
自衛隊車輜を対象とした交通規制
- (12) その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を行う

4 災害派遣要請手続

(1) 災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

村長は、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、村長は知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び当該市町村長の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、村長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

(2) 要請文書等

派遣の要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後すみやかに文書を作成し、正式に要請する。（参照：資料編「資料 3-11-2 自衛隊派遣要請文書様式」）

① 知事に対する連絡先

(ア)防災統括室（県災害対策本部設置時はスタッフ室）

知事に対し、自衛隊の派遣を要請する場合、以下の番号に要請を行う。

表 奈良県庁連絡先

NTT 電話		0742-22-1101（内線 2247・2275） 0742-33-1101（内線 4512～7） 0742-24-4150（直通） 0742-27-8425（ダイヤルイン） 0742-22-6342（直通） 0742-22-7042（直通）
防災行政無線	ボタン発信	(TN), 111, 9011
防災行政無線 FAX	ボタン発信	(TN), 111, 9113
	ボタン発信	(TN), 111, 9210

(TN) = 回線選択番号

② 知事に依頼できない場合の自衛隊への連絡先

知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び当該市町村長の地域に係る災害の状況を直接、陸上自衛隊第4施設団長、航空自衛隊奈良基地指令に対し通知することができる。

表 陸上自衛隊第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

所在地		京都府宇治市風呂垣内 1-1	
連絡先	NTT 電話	通信相手	0774-44-0001（NTFAX は交換切替 233） 第4施設団本部第3科総務班（内線 235～7）
		夜間	第4施設団本部付隊当直室（内線 223）
	防災行政無線（衛星）	ボタン発信	6571-11・12（当直室）
	防災行政無線 FAX	ボタン発信	6, 571-21

表 航空自衛隊奈良基地指令（主として航空自衛隊に関する場合）

所在地		奈良市法華寺町 1578 幹部候補生学校
連絡先	NTT 電話	0742-33-3951（内線 211）
	NTTFAX	0742-33-3951（交換切替 403）

(3) 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

- ① 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。
 - (ア)防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - (イ)知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
 - (ウ)自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
 - (エ)その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。
- ② 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。
- ③ 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。
- ④ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

5 派遣部隊等の受入態勢

(1) 派遣部隊の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定した場合は部隊等の効果的な活動を図るため、次により受入態勢を整える。

- ① 村は、派遣部隊の集結及び宿泊場所等を確保し、到着後は派遣部隊の指揮官と連絡調整に当たる。
- ② 自衛隊の部隊が行う作業が円滑・迅速に実施できるよう作業内容について計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- ③ 災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

(2) 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として村で負担するものとし、村において負担するのが適当でないものについては県がそれぞれ負担する。

- ① 災害派遣部隊の宿泊施設等借上料・損料・光熱水料・電話料及び付帯設備料
- ② ①に規定する者の他必要経費で協議の整った経費

(3) ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

自衛隊に対し、ヘリコプターの派遣要請の場合で特に緊急を要する時は、派遣依頼先のほか次の機関に予め連絡する。

陸上自衛隊	第3師団長	兵庫県伊丹市広畑1-1
通信先	第3師団 第3部	防衛班
NTT電話	0727-81-0021 (内線333)	
NTTFAX	0727-81-0021 (交換切替・内線234)	

表 災害活動用ヘリポート（緊急ヘリポート）

名称	所在地	1/5万 地図	座標	面積	標高	役場と の距離	OH6	UH1 離着陸	UH1 消火
旧野迫川 中学校	北股	伯母子岳	53SNT 58338103	2,300	840	300	◎1	◎1	×
野迫川村 健民運動場	中	高野山	53SNT 61348554	6,700	700	11,000	◎4	◎2	○2
野迫川村 平ヘリポート	平	伯母子岳	53SNT 58397469	2,900	640	10,500	—	—	—

注. 面積は㎡、標高・役場との距離はm

注. OH6は小型を、UH1は中型を言い、◎は適地・○は条件付適地・×は不適地を示す。

注. UH1消火は消化剤吊上を示す。

注. 座標・・・UTMポイント

6 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収を県に対して依頼する場合は、各関係機関の長及び災害派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と緊急に調整し、文書をもって行う。

第4 緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

1 応援要請

(1) 知事への応援要請

村被災時、村長は、被害の状況、村の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 消防庁長官への応援要請

知事は、村長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したときは速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、村長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。

(3) 代表消防機関及び被災地の市町村長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときは、その旨を代表消防機関及び被災地の市町村長に連絡する。

2 緊急消防援助隊調整本部の設置

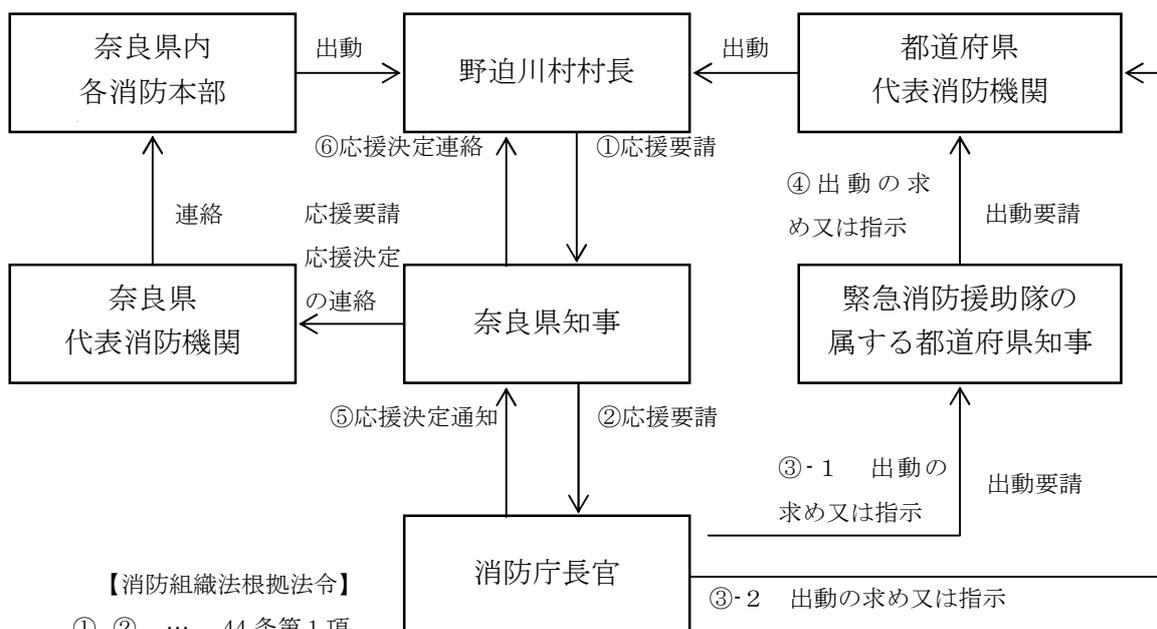
緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう奈良県緊急消防援助隊調整本部を設置する。

ただし、被災地が一つの市町村であって市町村に設置することが望ましい場合は、市町村に設置する場合もある。

3 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

- (1) 消火活動
- (2) 要救助者の検索、救助活動
- (3) 救急活動
- (4) 航空機を用いた消防活動
- (5) 消防艇を用いた消防活動
- (6) 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- (7) 特殊な装備を用いた消防活動



【消防組織法根拠法令】

- ①、② … 44 条第 1 項
- ③-1 求め … 44 条第 1 項、2 項
- 指示 … 44 条第 5 項
- ③-2 求め … 44 条第 4 項
- 指示 … 44 条第 5 項
- ④ 求め … 44 条第 3 項
- 指示 … 44 条第 6 項

資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

図 緊急消防援助隊応援要請の流れ

第 5 広域航空消防応援要請計画

大規模な水害・土砂災害、林野火災等の災害時に、広域航空消防による応援を求める計画は次による。

1 対象とする災害

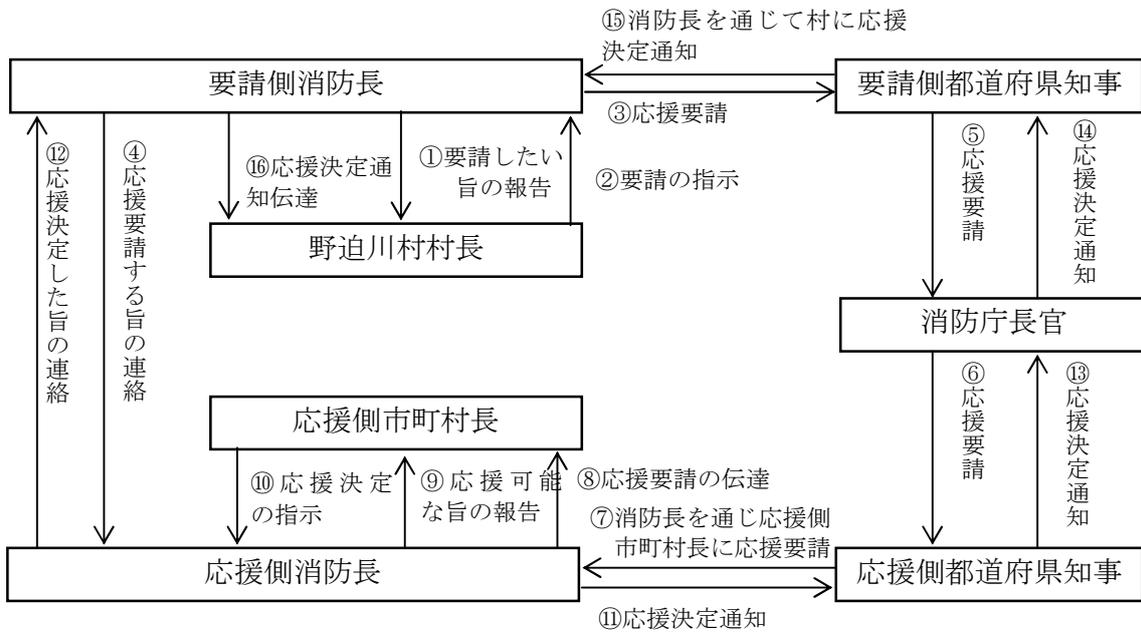
広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

- (1) 大規模な水害・土砂災害等の自然災害
- (2) 陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

- (3) 高層建物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

2 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として、電話、無線、FAX 等により行い、後日、正式文書を送付する。



資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

図 広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート

3 応援の受入体制

村はあらかじめ、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。県は、村の受入体制を補完するため、空中消火資機材を整備する。

4 費用の負担

応援に直接要するへの燃料費、隊員の出勤手当等は、原則として応援要請した村が負担するものとする。

第12節 公共土木施設の初動応急対策

(建設課)

大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

第1 被災直後の初期段階での対応

1 国・県等との連携

村は、公共土木施設の被害情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、県等との情報の共有化を図るものとする。

第2 県による情報提供

1. 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
2. 報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を県のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く住民への周知を行う。
3. 村との連携を図り、村内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
4. 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として村へ提供する。

第13節 道路等の災害応急対策計画

(建設課)

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて村民へ広報する。

第1 被害状況の把握と情報発信

1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

2 情報収集の実施体制

(1) 村

建設課は、調査事項毎に村の被害状況等を取りまとめるとともに、掌握した被害状況等について五條土木事務所に報告する。

村には村民等からの被災情報が多数寄せられるため、積極的に情報収集を行う。

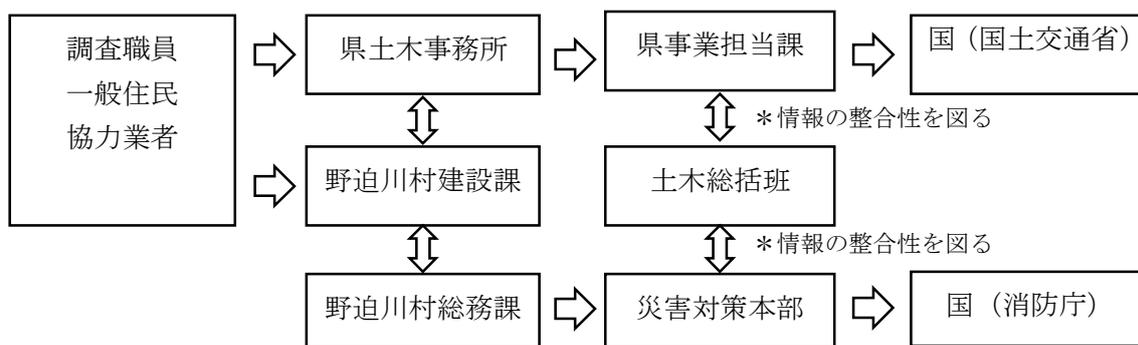


図 情報の流れ

3 関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

(1) 土木事務所との協力

村建設課は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の五條土木事務所に報告する。

(2) 警察署、消防署との情報共有

村と同様に、一般住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれるので、村は定期的に情報交換を行う。

4 情報発信

村は、災害時に村民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、村民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて村民へ広報する。

(1) 村民に対する広報の内容

- ① 道路等の土木施設の被害状況
- ② 交通規制の状況
- ③ 迂回の方法
- ④ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- ⑤ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ① 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導
- ② 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布
- ③ 村内防災放送による村民への周知
- ④ 報道機関への情報提供
- ⑤ 村ホームページへの記載
- ⑥ 国、警察との連携による広域情報発信

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会（奈良放送局）及び奈良テレビ放送（株）に放送を依頼する。

第2 道路啓開と応急対策

1 道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため村は、集めた情報を基に的確に被災状況を判断し、村道の路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確認する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて村民へ広報する。

(2) 負傷者の救援

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(3) 道路占用施設の被災

簡易水道、電気、電話等、村道の道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、ただちに村に通報する。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、村は、必要に応じて協力、支援等を行う。

(4) 作業計画の立案

村は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、県、道路占有者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

(5) 指揮系統の明確化

迅速に道路啓開を実施するためには、指揮系統の明確化と作業状況の一元化管理が重要である。このため、村は、啓開作業を指揮する体制を整え、支援団体を含めた災害対応の訓練を実施する。

2 災害応急対策

村は、県土木事務所と連携し、集められた災害情報や被災箇所での点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。

(1) 緊急輸送道路の確保

被災地域において、二次災害を最小限に抑え、速やかに復旧活動を行うためには、緊急輸送路の確保が重要である。

このため道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、予め指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。

(2) 交通規制と迂回路の設定

村及び県は、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、関係機関との連携を図りつつ、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。

また、緊急物資や復旧資材等の輸送に必要な場合や、被災箇所の機能復旧に時間を要する場合については、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。

道路の通行規制や迂回路の情報は、速やかに報道機関等を通じて村民へ広報する。

3 支援体制

(1) 災害協定に基づく各種団体への協力要請

大規模災害により道路、橋梁、あるいは他の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、被災状況を調査するとともに、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。

このため、村は、必要に応じ防災協定を締結している各種団体等の協力を得て、資機材及び労力を確保し、重点的に道路啓開を行うとともに、二次災害の防止などの初動応急対策を実施する。

(2) 災害派遣要請

① 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の要請は知事が行う。村長は、村に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

第3 災害復旧工事の実施

1 被害額の算定

村は、公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、国が復旧費用の一部を負担するものについては査定実施が速やかに行えるように努める。災害事業担当課は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、県に報告する。被害調査に基づき、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

2 復旧計画の策定

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、災害発生後の村民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

3 県との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて県と協議を行い、地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

4 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、県等の他機関が行う復旧工事も含めた広域的な施工手順の調整を行うとともに、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

5 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

6 災害復興

村は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。公共施設管理者は地域復興のための社会基盤再建に努力する。

第4 林道

1 応急措置

村及び県、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

村・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

第5 農道

1 応急措置

村及び農道管理者は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

村及び農道管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合には速やかに関係機関や村民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

2 応急復旧

県は、被災した農道のうち応急復旧活動、村民生活に必要となる道路で二次災害の恐れのあるものについて、村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。

第14節 ライフライン施設の災害応急対策計画

(総務課・住民課・建設課)

ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。

第1 簡易水道

村は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急給水を行う。

1 応急措置

村は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

2 応急復旧

- (1) 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
- (5) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

第2 電力（関西電力株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。

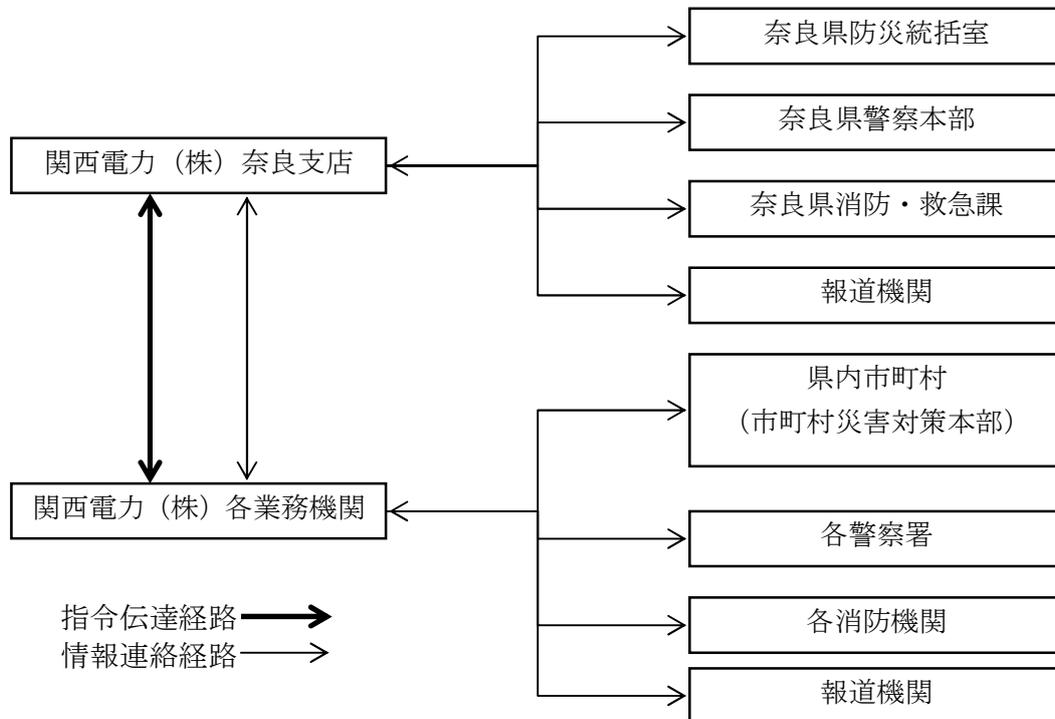


図 通報・連絡経路

(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、「第2章第13節 ライフライン施設の災害予防計画」第3 電力（関西電力株式会社）に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。

第3 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合または通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

(1) 発生直後の対応

① 災害対策情報の連絡体制

災害が発生しまたは発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県(県災害対策本部または防災統括室)等の防災機関へ災害対策本部(情報連絡室)開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。

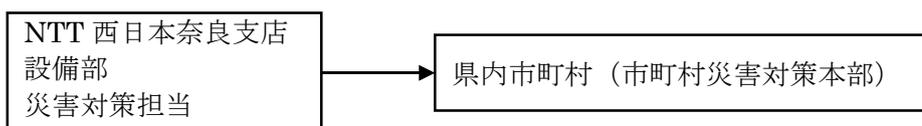


図 災害対策情報の連絡体制

2 株式会社 NTT ドコモ（携帯電話）

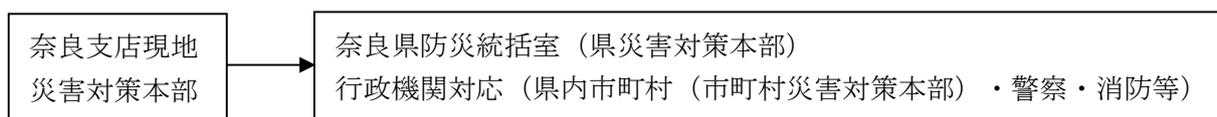
NTT ドコモは、災害発生により通信が途絶した場合、早期に応急復旧並びに避難所等におけるお客様支援活動を実施する。

(1) 応急復旧

① 発災直後の対応

(ア)災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、災害の規模や状況により情報連絡室又は災害対策の本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

(イ)災害対策情報の連絡体制



3 KDDI 株式会社（携帯電話）

KDDI 株式会社は、災害が発生した場合または通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため、災害措置計画を作成し、災害応急対策を実施するものとする。

4 ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

ソフトバンクモバイル株式会社（以下、SBM）は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

第 15 節 危険物施設等災害応急対策計画

(総務課)

村、県及び関係団体は、危険物施設、L P ガス及び火薬類による災害及び火災について、周辺住民等の安全を確保するため、次のような応急措置をとるものとする。

第 1 危険物施設

消防機関及び施設の管理者は、災害等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不
等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1 施設の管理者が実施する対策

(1) 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に
基づき、消防機関のほか村、県景観・環境総合センター、県環境政策課に次の事項を速や
かに連絡する。

- ① 発生日時及び場所
- ② 通報者及び原因者
- ③ 下流での水道水源の有無
- ④ 現状及びその時点での対応状況

(2) 消防活動及び被災者の救出救助

(3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第 2 L P ガス貯蔵施設等

L P ガス事業者等は、地震等による L P ガスによる災害を最小限に止め、L P ガスの消費者
及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、村、県及び一般社団法人奈良県 L
P ガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

1. 事業所等は、地域の L P ガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法 人奈良県 L P ガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、一般社団法人奈良県 L P ガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報
告等を適切かつ迅速に行う。

2. 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。

3. 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資 機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

第 3 火薬類貯蔵施設

村、県及び施設等の管理者は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵
中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。

1 事業者の応急措置

(1) 事業者は災害が発生した場合は、直ちに警察、消防機関及び村に連絡する。

(2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れ が生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、 火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。

搬出に際して、警察、消防機関、村及び県に対し、連絡を取り対処する。

- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- (4) 製造所においては、作業員の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- (5) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- (6) 火薬類の流出があった場合は回収を行う。

2 消費者の応急措置

- (1) 消費者は災害が発生した場合は、直ちに警察、消防機関及び村連絡する。
- (2) 災害により火薬類が埋没した場合、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、作業員等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。
- (4) 火薬類の流出があった場合は回収を行う。

3 消防機関及び村の対策

- (1) 消防活動及び被災者の救出救助
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導
- (4) 周辺住民に対する広報

第4 毒物・劇物保管施設

1 事故発生の場合の応急措置

- (1) 村
 - ① 周辺住民に対する災害発生の広報活動
- (2) 施設管理者
 - ① 保健所、警察及び消防署への通報
 - ② 中和剤による除毒作業
- (3) 消防機関
 - ① 被災者の救出救助

第5 放射性物質保管施設

村、県及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1. 関係防災機関への通報
2. 放射線量の測定
3. 危険区域の設定
4. 立入禁止制限及び交通規制
5. 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
6. 被ばく者等の救出救助
7. 周辺住民に対する広報
8. その他災害の状況に応じた必要な措置

【救助・医療活動計画】

第16節 救急、救助計画

(総務課・住民課・建設課)

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると考えられるため、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

第1 救急活動

被害者の救出は、原則として、村長および警察機関が協力して実施するものとするが、災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救助を実施しまたは村長に協力するものとする。ただし災害救助法が適用されたときは、その状況をすみやかに知事に報告するものとする。

1. 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
2. 村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、応急手当を実施する。
3. 村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
4. 村及び県は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第2 救助活動

1. 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
2. 村は、関係機関の協力をえて救出班を編成し、車輛その他必要な器具を借上げる等、情勢に応じた方法により実施する。
3. 村は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
4. 村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第3 各関係機関の相互協力

村及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

第4 救出に要する機械、器具等の明細

救出に要する機械、器具等の明細は以下の通りである。

救命ロープ、スコップ、ウインチ、担架、毛布、救命具

第5 救出に要する人員、特殊技術者の手配等

救出に要する人員、特殊技術者の手配等は以下の通りである。

リフトカー

第6 災害救助法の規定による限度

1. 災害にかかった者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者または生死不明であるが、諸般の情勢から生存していると推定される者に対して行う。
2. 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費および燃料費とし、その額は当該地域における通常の実費とする。
3. 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。
(この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。)

第17節 医療救護計画

(住民課)

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、倒壊家屋等からの救出者への救命措置や、火災や崩落事故等の災害現場における救急医療、迅速な医療機関への搬送の判断等、災害の多様な状況に的確な対応を図る。

さらに、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくることから、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に対応した医療救護の提供を図る。

災害は、発生要因（自然災害・人為災害）、被災範囲（広域災害・局地災害）や、発生場所、発生時刻、発生時期により被災・被害の程度が大きく異なり、必要とされる医療の内容も、時間の経過に伴い変化する。災害発生後48時間の急性期には、被災地へ重点的に医療資源を投入し、トリアージ及び応急治療を中心に行うとともに、重症傷病者は被災地外へ搬送し、重傷者に対する迅速な高度医療を行うことが重要となる。急性期以降は、避難所等で避難生活を強いられる被災者の生命を守るため医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となる。また、地震災害の初動期には、倒壊家屋等の生き埋めになる被災者の救出と救命措置が重要であり、現場での救急医療を行うか、迅速に医療機関へ搬送するかどうかの判断が必要となってくる。そのため、それぞれの状況に的確に対応できる医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

第1 実施責任者

罹災者に対する医療、助産の実施は、関係機関の協力をえて村長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の補助機関として村長が行う。

第2 医療救護活動

1 村

(1) 医療班の編成

村の医療防疫班及び内吉野保健所の医療班を編成する。

(2) 救護所の設置予定場所

村立診療所および各学校をもって充てる。

(3) 医療機関の状況

野迫川村及び村周辺の医療機関は以下のとおりである。

医療機関名	所在地	電話番号	病床数
村国民健康保険診療所	野迫川村中355	07473-7-2202	—
奈良県立五條病院	五條市野原191	07472-2-1112	220
高野町立高野山総合診療所	和歌山県伊都郡高野町高野山631	0736-56-2911	—

(4) 資材の調達方法

医療品および衛生材料は村診療所分を充当する。不足分は村外の業者から購入する。

(5) 災害救助法による限度

① 医療は、次の範囲内において行う。

(ア)診療

(イ)薬剤または治療材料の支給

(ウ)処置、手術その他の治療および施術

(エ)病院または診療所への収容

(オ)看護

② 医療のため支出できる費用は、医療防疫班による場合は使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費とし、一般の病院または診療所による場合は国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(6) 助産

① 助産は、災害救助法に基づき、災害発生の日以前または以後 7 日以内に分べんしたものであって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

② 助産は、次の範囲内において行う。

(ア)分べんの介助

(イ)分べん前および分べん後の処置

(ウ)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

③ 助産のため支出できる費用は、医療防疫班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の 8 割以内の額とする。

④ 助産を実施できる期間は分べんした日から 7 日以内とする。

第 3 医療救護チーム等の活動

1 県医療救護班の派遣

(1) 県は、村から医療救護班の派遣の要請があった時、又は被災状況に応じて医療救護が必要と認めたときは、直ちに県医療救護班を派遣する。

第 4 後方医療体制

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域の医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。

県は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、傷病者の受入れ等、支援要請を行う。

第 5 災害時における医薬品等の供給体制

災害時には、情報、通信及び交通の混乱が予想される。こうした混乱時において、医療施設及び医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、行政及び関係団体等の担うべき役割分担を定める。

1 災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル

(1) 災害時における関係者の役割分担

① 野迫川村

村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じ

た場合には、県に支援を要請する。

② 県

県は、医療救護班及び村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会（以下「医薬品卸組合等」という。）に供給等の協力を要請する。

③ 県保健所

県保健所は、村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。

第6 保健師等による健康管理に関する活動

村が要請した時又は県が必要と認める時は、県が保健師等を派遣し、村保健師等と連携して活動を行う。避難所においては健康相談や集団指導、被災家庭、仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。

1 初動の支援活動

県は、村が把握する要配慮者等に関する情報の共有と平行し、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師や管理栄養士・歯科衛生士等が相互に連携して健康相談や集団指導、被災家族への家庭訪問を行う。

2 専門的な支援活動

県は、巡回健康相談の実施にあたり、要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療救護班やこころのケアチーム等と連携して支援を行う。

3 感染症等への対応

村は、県と連携し、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、感染症や食中毒の発生予防、また高齢者は特に生活不活発となりやすいために、機能低下予防に努める。

4 関係機関との連携調整

県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、医療及び福祉関係者や地域住民との連携を図るための調整を行う。

5 仮設住宅入所者等の対応

村は、県や関係機関と連携をし、避難所・仮設住宅等における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、血栓塞栓等、積極的な予防活動を行い、健康で自立した生活ができるよう支援する。

第7 在宅難病患者に関する活動

村及び県は、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

1 避難誘導と安否確認

- (1) 村民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
- (2) 保健所、村等による安否確認

2 医療に関する情報発信と手段の確保

- (1) 入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信
(奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用)
- (2) 医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信
- (3) 医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

3 個別またはチームによる相談支援

- (1) 保健所や医療機器取扱業者等による医療機器使用患者の被災状況の把握と相談
- (2) 保健所による難病患者巡回支援チームや訪問による個別ケア

第8 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

村及び県（保健予防課、精神保健福祉センター、保健所）は精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

村及び保健所は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

村は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

【緊急輸送計画】

第18節 緊急輸送計画

(総務課・住民課・建設課・産業課・議会事務局・教育委員会)

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

災害応急対策の実施に必要な人員および物資、資材等の緊急輸送力の確保をはかり、応急措置の万全を期する。災害時における緊急輸送の実施は、村長が行う。ただし、村で処理できないときは、県に対し車両、その他の輸送力の確保あるいは、輸送、移送についての応援またはあつせんを要請する。

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

- (1) 応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送または輸送とする。
 - ① 罹災者の避難
 - ② 医療および助産
 - ③ 罹災者の救出
 - ④ 飲料水の供給
 - ⑤ 救済用物資
- (2) 応急救助のため支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第2 輸送力の確保

1 村及び防災関係機関の措置

- (1) 村等は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 村等が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。
 - ① 輸送区間及び借上期間
 - ② 輸送人員又は輸送量

- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集結場所及び日時
- ⑤ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- ⑥ その他必要事項

2 輸送および移送の方法

被災状況の推移により判断し、次の輸送および移送方式のうちもっとも適切な方法により行う。

- (1) トラック乗用車等の車輛によるもの
- (2) ヘリコプター等航空機によるもの
- (3) 人力輸送によるもの

3 車輛

次の車両をもって充てる。

- (1) 村所有自動車

本村で所有している自動車は資料編の通りである。(参照：資料編「資料 3-18-1 村所有自動車」)

- (2) 借上車輛

村所有車だけでは、特に障害物の除去等にあたり輸送車両や重機等の数が不足する可能性があるため、災害時においては、村内建設業者から借上げを行うものとする。(参照：資料編「資料 3-18-2 借上車輛」)

4 県の措置

- (1) 輸送手段の確保について、村から県に要請を行った場合、又は県災害対策本部長が必要と認める場合は、県は関係機関に対し協力を要請する。

第3 緊急輸送体制の確立

1 緊急輸送道路の確保

村は県等関係機関に協力し、速やかに緊急輸送道路の復旧活動を行い、二次災害を最小限に食い止めるためにも、交通路を確保する。

(「第2章第13節 緊急輸送道路の整備計画」参照)

2 航空輸送の確保

- (1) 県を通じて自衛隊等にヘリコプター輸送を要請する。
- (2) ヘリポートは、指定緊急避難場所(広場)にそれぞれ設置する。
(「第3章第7節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照)

第4 交通計画

災害時における被災地域への緊急輸送ならびに一般交通の円滑をはかるため道路その他交通施設の応急復旧および交通の規制等により交通の確保をはかる。

1 実施責任者

村長は村の管理に属する道路について災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、その補修対策を講じておくとともに災害が発生した場合は、建設班が中心となり被害状況の調査およびその応急対策の推進をはかるものとする。県道については奈良県が応急対策の推進をはかるものとする。

2 建設機材の調達

応急交通対策に必要な機材は村内建設業者より借上げるほか、県その他関係機関に応援を要請するものとする。

第 19 節 災害警備、交通規制計画

(警察本部)

県警察は、災害時の初動体制を確立し、迅速・的確な災害警備活動を行う。
また、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

第 1 災害警備

1 警備方針等

県警察は、奈良県下に暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、迅速かつ的確な警察活動を行う。

第 2 交通規制及び緊急通行車両等

道路管理者及び県警察は、災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

1 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及び迂回路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとらなければならない。

2 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 道路法に基づく交通規制（同法第 46 条）

災害時において、道路管理者は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、制限する。

(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第 4 条 1 項、第 5 条 1 項、第 6 条 4 項）

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法 76 条、76 条の 3 関係）

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。（以下「通行禁止区域等」という。）

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。

なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両または消防用緊急通行車両

の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

(4) 広報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対し周知徹底するよう努める。

(5) 関係公安委員会への通知

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合は関係公安委員会に必要な事項を通知する。

(6) 交通情報の収集

交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり、全般的な交通状況の実態把握に努める。

(7) 交通管制の機能確保措置

大規模災害時に道路交通施設等について緊急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

① 信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施

② 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

(8) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

① 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア)道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ)区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

3 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

(1) 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事または公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。

緊急通行車両の確認及び「標章」等の交付は、原則として公安委員会が行い、県知事にあっては、県が保有又は調達した緊急通行車両について確認及び交付を行う。

(2) 緊急通行車両に該当する車両は、別記様式1「緊急通行車両確認申出書」(参照：資料編「資料 3-19-1 緊急通行車両等確認申出書(様式1)」)に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明資料とともに最寄りの警察署又は交通検問所に申請し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

(3) 村及び県等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

4 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

- (1) 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、別記様式3「規制除外車両確認証明書」(参照：資料編「資料3-19-3 制除外車両確認証明書(様式3)」)及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。
規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会と知事が行う。
- (2) 規制除外車両に該当する車両は、別記様式4「規制除外車両確認申出書」(参照：資料編「資料3-19-4 規制除外車両確認申出書(様式4)」)に必要事項を記載のうえ、規制除外車両であることの疎明書類とともに最寄りの警察署又は交通検問所に申請し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。
- (3) 村及び県等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

5 規制除外車両の事前届出・確認・手続

事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの届出を行う。

(1) 事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

- ① 医師(歯科医師を含む。以下同じ)、医療機関等が使用する車両
- ② 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ③ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請手続き

① 申請者

規制除外に係る業務の実施について責任を有する者

② 申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、県の機関が行う事前届出については交通規制課

③ 申請書類等

(ア)「規制除外車両事前届出書」2通(参照：資料編「資料3-19-5 規制除外車両事前届出書(様式5)」)

(イ)医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類

(ロ)医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類

(ハ)患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)にあつては車検証及び車両の写真(ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの)

(ニ)建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては車検証及び車両の写真

(ホ)重機輸送用車両にあつては車検証(建設用重機と同一の使用者であるものに限る。)及び車両の写真(建設用重機を積載した状況を撮影したものに限る。)

(3) 規制除外車両事前届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、「規制除外車両事前届出済証」を申請者に交付する。

(4) 災害発生時の措置

最寄りの警察署、又は交通検問所において「規制除外車両事前届出済証」に必要事項を記載して提出し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

6 交通規制計画

(1) 実施責任者

村長は村の管理に属する道路について災害時における危険個所をあらかじめ調査し、その補修対策を講じておくとともに災害が発生した場合は、建設班が中心となり被害状況の調査およびその応急対策の推進をはかるものとする。県道については奈良県が応急対策の推進をはかるものとする。

(2) 建設機材の調達

応急交通対策に必要な機材は村内建設業者より借上げるほか、県その他関係機関に応援を要請するものとする。

(3) 住民

① 走行中の車両の運転者の遵守事項

(ア)できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

(イ)停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ)車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

② 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとる。

(ア)速やかに車両を次の場所に移動させること。

i)道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

ii)区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ)速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ)通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

【物資供給計画】

第20節 食料、生活必需品の供給計画

(住民課)

各災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という）の供給について、村、県、村民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

第1 村民・村・県の役割分担

1. 村民は、「食料、生活必需品の確保計画」（第2章第26節）に基づき、備蓄していた1週間分の食料を使用する。
また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
2. 村は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、村は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
3. 県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び村の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。また、県は被災市町村へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用して迅速に供給を行う。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

村及び県は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

1. 村は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
2. 村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

第3 物資の供給

災害発生時において、村が行う物資の供給は、次により行う。

1. 村は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。
その内容は、おおむね次のとおりとする。
 - (1)把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。
 - (2)把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
 - (3)輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
 - (4)供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
 - (5)その他、物資の供給に必要なことを定める。

第4 食糧（米穀）の供給

村は食糧の備蓄を行うか、または災害時における米穀販売業者等からの調達・供給体制を整える等により、当面必要な供給量を確保し、被災者等に対し供給を行うものとする。また、村は、供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備しておくものとする。

県は、村から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、県内の主たる米穀販売業者等に対して精米の供給を依頼し調達するものとする。

また、災害救助法又は国民保護法が適用された災害における供給について、県は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、村に供給する。

村は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省生産局に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行った村長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

1 災害時における米穀販売業者

災害時における米穀販売業者は以下のとおりである。

表 村内における販売業者

項目	名称、所在地等
名称	西本石油
住所	北股 547
電話番号	7-2739
平均手持数量	300 kg

2 調達物資の集積場所

調達物資は、野迫川村役場にて集積を行う。

第5 救援物資への対応

1. 災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品および生活必需品を喪失またはき損し、しかも災害時の混乱のため直ちに入手することが困難な罹災者に対して、これら物資等を給与または貸与することによって、災害時における民生の安定をはかる。

(1)実施責任者

- ① 罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与は村長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、委任された場合または救助のいとまがないときは知事の補助機関として村長が行う。
- ② 村のみで処理できないときは、隣接村をはじめ県その他の関係機関の応援を求めて実施する。

(2)支給物資の集積、保管、配分方法

集積、保管は役場をもって充てる。

配分は被災地の近くの学校等をもって充てる。配分計画は、厚生班において作成し、被災者に直接交付する。

(3)村役場より被災地までの輸送に要する車輛

村内所在の自動車を借上げて使用する。

(4)罹災者に対する物資等の支給に関する連絡周知の方法

各区長を通じて被災者に周知するものとする。

(5)災害救助法による限度

① 住家の全焼、全壊または流出により被害を受けた世帯（単位：円）

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
夏季 (4月～9月まで)		18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,500
冬季 (10月～3月まで)		30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000

② 住家半焼、半壊または床上浸水により被害を受けた世帯（単位：円）

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
夏季 (4月～9月まで)		6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
冬季 (10月～3月まで)		9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500

(6)生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内とする。この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2. 村は、全国から寄せられる救援物資は、受入、保管、仕分け、配送等に、多大な労力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないように、個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、併せて被災住民のニーズのある物資情報を発信する。
3. 県は、救援物資に関する情報発信のほか、村が行う物資受入・管理の支援等、次のとおり必要な援助を行う。
 - (1)県は、救援物資の受入場所として、村施設だけでなく、民間施設を活用等、被災状況に応じて柔軟に各種施設を活用する。
 - (2)県は、村からの要請に基づき、村の指定する物資拠点へ直接配送されるように調整し、又は県の指定する物資拠点を經由して配分する。

第6 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

1 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛布	1人1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯1個（4人分）
バスタオル※	1人1枚
布団※	1人1枚

2 床上浸水または避難所等に避難の場合

毛布	1人1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯1個（内容は4人分）

3 死亡者の遺族

弔慰金	1人20,000円
-----	-----------

注. 災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

第7 炊出し計画

避難所に収容された者および自宅での炊飯が不可能となった罹災者に対し、応急的に炊出しを行い食品の給与をはかる。

1 実施責任者

罹災者に対する炊出しおよび食品の給与についての計画の樹立ならびに実施は、村長が行うが、災害救助法による炊出しおよび食品の給与を実施したときは、その状況をすみやかに知事に報告するものとする。

2 炊出しを実施する施設の所在地、名称および給食能力

学校給食場その他本部長の指定する場所において行う。

3 炊出し器材の品名、数量および保管場所

炊出予定場所備付の器具をもって充てる。

4 炊出しの方法および所要人員

3の炊出袋を使用した炊出しを行うものとする。

所要人員は、最低100名につき5名とする。

5 炊出しに必要な原材料および燃料等の品名、数量および入手方法

第4「食糧（米穀）の供給」に準ずる。

6 炊出し食糧の輸送に要する車輛

村内に所在する車輛をもって充てる。

7 災害救助法による限度

(1) 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費および燃料費等とし、1人1日当たり1,080円以内とする。

(2) 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から原則7日以内とする。ただし、罹災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日以内を現物により支給する。

第21節 給水計画

(住民課)

災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

第1 実施体制

1 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として村長が行うものとするが、実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者とする。

3 給水計画

災害救助法に基づき、災害発生の日から7日以内とする。この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

また、給水については、診療所・福祉センター等緊急性の高いところを優先し、現に飲料に適する水を得ることの出来ない者全員に対して給水を実施する。具体的な方法については村の広報等を通じ、住民に周知する。

4 拠点給水等

- (1) 村は、各水道施設（浄水場・配水池・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により指定避難場所、医療機関、福祉施設、学校、市町村役場等の所在を配慮した配水体系を検討する。
- (2) 給水車等の搬送が可能な状況下においては、給水拠点を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

第2 飲料水等の確保

1. 村は、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧き水・井戸水・河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。

2. 村は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

個別の配管が破損した場合については浄水場等の水を確保する。なお、浄水の確保ができない場合、近隣町村や県の応援を要請する。

第3 給水方法

1. 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。
2. 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
3. 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。
4. 高齢者、障害者、妊婦、乳幼児及び外国人等の要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

第4 給水応援

1. 村は、必要な人員・資機材等が不足するときは、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
 - (1)給水を必要とする人員
 - (2)給水を必要とする期間及び給水量
 - (3)給水する場所
 - (4)必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
 - (5)給水車両借り上げの場合は、その必要台数
 - (6)その他必要な事項
2. 県は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊、近畿水道用水供給事業連絡会及び日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。

【保健・衛生計画】

第22節 防疫、保健衛生計画

(住民課)

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第1 防疫体制

1 実施責任者

(1) 村

被災地の防疫は、管轄保健所長の指導、指示に基づいて村長が実施する。ただし、村の被害が甚大で、村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（医療政策部保健予防課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

2 実施事項

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、対象となる場所の周囲の住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

- ① 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- ② 感染症により死亡した者の遺体がある場所又はあった場所
- ③ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

(3) 物件に係る措置

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準等を勘案し、物件に対し必要な措置を行う。なお、消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全、住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

- ① 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- ② 廃棄にあつては、消毒、下記のウに規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- ③ 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

(4) 生活用水の供給

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供さ

れる水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、村は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(5) 県への連絡

村長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

(6) 感染症発生状況又は防疫活動の周知方法

告知放送や村広報車により、住民に周知するとともに、発生した地域の当該家屋に対する立入を禁止する。

② 臨時予防接種の実施

疾病のまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（平成 25 年 12 月法律第 103 号）第 6 条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

③ 防疫業務実施の基準

(ア) 消毒方法の基準

i) 家屋内の消毒

浸水等により汚染された家屋は、床板、柱、壁板等は水洗い後充分乾燥させ、台所、炊事場及び食器棚などは、3%クレゾール水等で拭浄する。床下は通風をよくして乾燥させるが、汚泥のため乾燥しにくいときは石灰を散布する。

ii) 便所の消毒

便所は、3%クレゾール水等で拭浄し、又はこれを散布し、便池にはか製石灰末（消石灰）又はクロール石灰をそそぎ、充分攪拌する。

iii) 芥溜、溝渠の消毒

芥溜及びその周辺の土地並びに溝渠には、石灰乳又はクロール石灰水をそそぎ、塵芥は焼却する。

iv) 患者運搬用器などの消毒

病毒に汚染した物件などを運搬した器具は、使用の都度 3%クレゾール水等で拭浄し、又はこれを散布する。

v) 飲料水の消毒

簡易水道の消毒は、塩素消毒を強化し、管末における遊離残留塩素を 0.2ppm 以上に保持する。

vi) 薬剤、器具等の確保

薬剤の必要量は、災害の条件によって異なるが、概ね次の基準（水害時）により確保するものとする。

床上浸水家屋（流失、全半壊を含む）	1 戸当クレゾール 200 g
床下浸水	1 戸当クレゾール 50g
床上、床下浸水ともに	1 戸当普通石灰 6kg

（注）薬剤の種類は、地域の状況に応じ適宜変更して差支えない。

vii) ねずみ族、昆虫等の駆除の基準

ねずみ族、昆虫等の駆除は、被災全家屋について実施することが困難なときは、実情に応じて重点的に選択実施するものとする。

3 臨時予防接種の実施

疾病のまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防

接種法（平成 25 年 12 月法律第 103 号）第 6 条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

4 防疫業務実施の基準

(1) 消毒方法の基準

① 家屋内の消毒

浸水等により汚染された家屋は、床板、柱、壁板等は水洗い後充分乾燥させ、台所、炊事場及び食器棚などは、3%クレゾール水等で拭浄する。床下は通風をよくして乾燥させるが、汚泥のため乾燥しにくいときは石灰を散布する。

② 便所の消毒

便所は、3%クレゾール水等で拭浄し、又はこれを散布し、便池にはか製石灰末（消石灰）又はクロール石灰をそそぎ、充分攪拌する。

③ 芥溜、溝渠の消毒

芥溜及びその周辺の土地並びに溝渠には、石灰乳又はクロール石灰水をそそぎ、塵芥は焼却する。

④ 患者運搬用器などの消毒

病毒に汚染した物件などを運搬した器具は、使用の都度 3%クレゾール水等で拭浄し、又はこれを散布する。

⑤ 飲料水の消毒

簡易水道の消毒は、塩素消毒を強化し、管末における遊離残留塩素を 0.2ppm 以上に保持する。

⑥ 薬剤、器具等の確保

薬剤の必要量は、災害の条件によって異なるが、概ね次の基準（水害時）により確保するものとする。

床上浸水家屋（流失、全半壊を含む）	1 戸当クレゾール 200 g
床下浸水	1 戸当クレゾール 50g
床上、床下浸水ともに	1 戸当普通石灰 6kg

（注）薬剤の種類は、地域の状況に応じ適宜変更して差支えない。

⑦ ねずみ族、昆虫等の駆除の基準

ねずみ族、昆虫等の駆除は、被災全家屋について実施することが困難なときは、実情に応じて重点的に選択実施するものとする。

5 県

県は、村における被害が激甚であるため、又はその機能が著しく阻害され、応援を得ても村が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認められるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により適切な措置を行う。

第 2 防疫・保健衛生用資機材の調達等

1 村

村は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資器材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

2 県

県は、村から資機材の斡旋依頼があった場合には、関係機関及び関係業者の協力を得て、

積極的に斡旋、調達を行う。なお、県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等により、隣接府県に支援を要請する。

第3 愛玩動物の収容対策等

1 特定動物の逸走対策

県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等）

(1) 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

(2) 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

2 放浪犬猫の保護収容

村は、被災により放浪する犬猫について、県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。

3 飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第4 生活衛生対策

村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

村は、県によるハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置、清掃・消毒に関する指導等の措置を受けて、トイレ、施設等の衛生を確保する。

2 浴場等の衛生保持

村は、県によるレジオネラ感染症等の発生予防対策としての消毒効果の簡易検査、清掃・消毒に関する指導等の措置を受けて、浴場等の衛生を保持する。

第23節 遺体の火葬等計画

(総務課・住民課)

災害時には、遺体の搜索、收容、処理及び火葬等を実施する。また、村での遺体対策及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村及び協定を結んだ民間企業等に協力を要請する。

第1 遺体の搜索

遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。また、村民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を村に提供するよう努める。

遺体の搜索および收容埋葬は、村長が関係機関の協力を得て行う。ただし災害救助法が適用されたときは、その状況をすみやかに知事に報告するものとする。

1 遺体の搜索組織および所要人員の明細

搜索班の組織は、その都度定める。

人員は医療防疫班および警察官をもって充てるのを原則とする。

2 遺体の搜索および收容等に要する機械、器具等の明細

遺体の搜索および收容等に要する機械、器具等の明細は次の通りとする。

担架、ロープ、白布、自動車、舟艇 等

第2 遺体の收容

1. 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、遺体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族または村）に引き渡す。
2. 遺体の收容予定場所は、最寄りの公共施設をもって充てる。
3. 遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時收容する場所を設置する。

第3 遺体対策及び火葬等

1. 村は、遺体の引き渡しが行われた後に遺体対策及び火葬等を実施する。
また、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
2. 村は、遺体の搜索・対策・火葬等について、村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

(1) 搜索・対策・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員

(2) 搜索地域

(3) 火葬等施設の使用可否

(4) 必要な搬送車両の数

(5) 遺体対策に必要な機材・資材の品目別数量

3. 遺体対策の順序は次のように実施する。

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 遺体の一時保存

(3) 検案

第4 大規模災害発生時の村及び県等の連携

1. 大規模災害により多数の犠牲者が発生し、村での遺体対策及び火葬等が十分行えない場合には、県は、県内の他の市町村へ火葬等の受け入れを要請する。
2. 村は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。
3. 奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会との協定に基づき、村で対応できない場合には、県は各団体に霊柩自動車等の確保及び遺体の搬送等の協力を要請する。

第5 遺体の保存

埋葬は最寄りの埋葬場をもって充てる。

村は県に要請を行い、遺体の保存及び円滑な火葬等の実施のため、ドライアイス及び棺等必要な資材並びに役務の提供を受けることができる。

第6 災害救助法による限度

1. 遺体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費および人夫賃とし、当該地域における通常の実費とする。
2. 遺体の捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
3. 遺体対策のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
 - (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり3,400円以内とする。
 - (2) 遺体の一時保管のための費用は、遺体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり5,300円以内の額とする。ただし、遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、これらの額に当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - (3) 医療防疫班により検案することができない場合の検案の費用は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - (4) 遺体対策のため必要な輸送費および人夫費は、当該地域における通常の実費とする。
 - (5) 遺体対策の期間は、災害発生の日から10日以内とする。この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第24節 廃棄物の処理及び清掃計画

(住民課)

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、村、県が実施する対策について定める。

第1 災害廃棄物の処理

浸水・倒壊家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るために、実施する対策について定める。

1 村

(1) 情報の収集等

災害廃棄物の処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

(2) 処理方針

災害廃棄物の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、災害廃棄物が大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

① 実施責任者

(ア)被災住居についての障害物の除去は、村長が行うが災害救助法による障害物除去の実施については、知事の補助機関として村長が知事の指示に基づいて行う。

(イ)道路法による道路における障害物の除去は、それぞれの管理者が行う。

② 障害物除去の組織および所要人員

障害物の除去については、村タイヤショベルおよび村職員をもって必要に応じ各区で雇いあげて班を編成して行うものとする。1班は5人編成を標準とする。

③ 除去した障害物は焼却または埋立てにより処分する。

④ 必要な機械器具等は随時借上げるものとする。

(3) 広域支援

① 支援要請

災害廃棄物の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請する。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア)災害の発生日時、場所、災害廃棄物の発生状況

(イ)支援を必要とする災害廃棄物の場所、性状、処理量、処理期間等

(ウ)支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(エ)その他必要な事項

(オ)連絡責任者

② 支援

被災市町村を支援する場合、村の処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

- (ア) 災害廃棄物の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）
- (イ) 災害廃棄物の処理に必要な資機材等の提供
- (ウ) 災害廃棄物の処理に必要な職員等の派遣
- (エ) その他災害廃棄物の処理に関し必要な行為

2 県

(1) 情報収集等

災害発生後、速やかに、県内の廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生状況を調査し把握する。また、被災市町村からの要請に応じて、職員を派遣し、被害状況の調査、必要な連絡調整を支援する。

(2) 広域支援

被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体による広域的な支援を調整する。また、県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。

(3) 環境大臣による代行処理

村は、特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いがたいときは、その処理の代行を環境大臣に要請する。

第2 生活ごみの処理

災害の避難所等から排出される生活ごみを計画的に処理するため、村、県が実施する対策について定める。

1 村

(1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握し県に報告する。

(2) 処理方針

生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。ごみの集積場所は、冠水等による流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、被災住民に集積場所及び収集日時の周知を行う。やむを得ず一時的な保管が必要となる場合は、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、迅速な処理を行う。

(3) 広域支援

基本的に「第1 災害廃棄物の処理」に同じ。

※「第1 災害廃棄物の処理 1. 村 (3) 広域支援」文中の「災害廃棄物」を「生活ごみ」に読み替える。

2 県

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 2. 県」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

第3 し尿処理

倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等のし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、その計画的な処理を図るために、実施する対策について定める。

1 村

(1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①し尿処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数、③倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測、④浄水層等の被害状況、復旧見込みなどを把握し県に報告する。

(2) 処理方針

避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。仮設トイレの設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。状況に応じて、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

(3) 広域支援

① 支援要請

被災時、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請する。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア)災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

(イ)支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(ウ)その他必要な事項

(エ)連絡責任者

② 支援

村が被災市町村を支援する際は、村の処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア)し尿の処理（収集、運搬、処理等）

(イ)し尿の処理に必要な資機材等の提供

(ウ)し尿の処理に必要な職員等の派遣

(エ)その他し尿の処理に関し必要な行為

2 県

基本的に「第1 災害廃棄物の処理」に同じ。

※「第1 災害廃棄物の処理 2. 県」文中の「災害廃棄物」を「し尿」に読み替える。

第4 処理施設

1 実施責任者

災害地における被災地の清掃については、村長が行う。

2 塵芥、し尿処理

(1) ごみの処理は、必要に応じ、周辺的生活環境への影響に配慮し、埋立、焼却等により行うものとする。

(2) し尿の処理は、環境衛生上支障のないよう留意して処理するよう指導するものとする。

3 最終処分施設の所在地、能力

最終処分施設の所在地、能力については次の通りである。

項目	所在地等
所在地	野迫川村大字北股
埋立面積	500 m ²
全体容量	2000 m ³

第5 廃棄物処理施設の復旧

村は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

【支援受入計画】

第 25 節 ボランティア活動支援計画

(住民課)

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。このため、村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるようその環境整備に努める。

第 1 災害ボランティア本部の設置

1. 村は、必要に応じ関係機関・関係団体と連携して、被災者（地）支援について村災害ボランティアセンターを設置し、奈良県ボランティア本部と情報交換等を行う。
2. 県は県社会福祉協議会と共同してボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等ボランティア活動を支援する「奈良県災害ボランティア本部」を設置、運営する。また、必要に応じ村・関係機関・関係団体と連携して、被災者（地）支援について村災害ボランティアセンターと情報交換等を行う。

第 2 ボランティアの受け入れ対応

1 受け入れ体制

村は、大規模災害発生時において、県内外からのボランティア災害救援活動が円滑に実施できるようにするために、平常時から地域の社会福祉協議会、日本赤十字社奈良県支部、青年会議所等ボランティア関係組織と十分連携を密にして村の役割分担を明確にし、効果的な対応をしなければならない。

(1) ボランティアの受付

災害発生時における災害救援活動を申し出たボランティアの受付窓口を開設する。

(2) ボランティアに対する情報提供

被災地の状況、救援活動の状況などの情報をボランティアに対して的確に提供する。

(3) 県災害ボランティア情報センターとの連携

村でボランティア活動の調整ができない場合は、県災害ボランティア情報センターと連携を図りながら救援活動を行う。

(4) ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

ボランティアに対し、庁舎、公民館、学校などの活動拠点及び必要な資機材を提供するとともに、被災地、被災者等の情報を提供しつつ、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

2 専門技術ボランティアの派遣要請

- (1) 村は、被災地のニーズ把握に努め、一般ボランティアの受け入れ対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。
- (2) 県は、村でのニーズの把握に努め、災害対策本部及び村と調整し、専門技術ボランティアを派遣する。

3 民間団体への応援要請

災害時における民間団体の応援協力をえて社会秩序と公共の福祉を確保する。

(1) 実施責任者

村長は、応急対策に従事する人員が不足するとき、災害対策基本法第5条第2項による「住民隣保協同の精神」に基づく自発的な防災組織としての自治会、青年団、婦人会の奉仕を受けて、円滑な応急対策を実施するものとする。

(2) 組織の種別および可動人員等

各組織の構成は資料編のとおりである。

(参照：資料編「資料 3-25-1 組織の種別及び人員」)

(3) 活動範囲および活動内容

- ① 炊出しその他災害救助の実施
- ② 清掃の実施
- ③ 防疫の実施
- ④ 災害救助および復旧資材の輸送および配分
- ⑤ その他の作業

第26節 災害救助法等による救助計画

(住民課)

災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。
このため、村は、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続き等について、本計画に基づいて災害救助法を運用する。

第1 救助

この計画における災害救助とは、災害にかかった者の基本的生活権の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として、罹災者に対する応急的・一時的な救助を行うことをいう。

村に災害により一定規模以上の被害が発生した場合、県は村に災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1. 避難所及び応急仮設住宅の供与
2. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 被災者の救出
6. 被災した住宅の応急修理
7. 生業に必要な資金の貸与
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 遺体の搜索
11. 遺体対策
12. 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去
13. 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
14. 特別基準

第2 適用基準

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法が適用されるのは、村内における被害が次の各号の一に該当する場合であつて、真に救助を必要とする場合である。

- ① 住家の滅失(全焼、全壊、流失)が30世帯以上に達したとき
- ② 奈良県下の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上の場合であつて、村内の住家の滅失世帯数が15世帯以上に達したとき
- ③ 奈良県下の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上の場合、または隔絶した地域に発生した災害で救護を著しく困難とする特別の事情があつて、村内の住家の滅失世帯が多数生じたとき。
- ④ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

(2) 滅失世帯の換算は、次のとおりとする。

- ① 住家の半壊または半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した1世帯とみなす。
- ② 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的居住不能となった世帯は、3世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

2 災害救助法の適用手続

被害が上記の適用基準のいずれかに該当し、または該当すると予測される場合は、村長は直ちにその旨を知事（福祉政策課）に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする場合は、災害救助法の適用を申請する。

第3 適用手続

1 村

- (1) 村は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告しなければならない。
- (2) 報告を必要とする災害
村は、おおむね次に定める程度のものはすべて報告しなければならない。
 - ① 災害救助法の適用基準に該当するもの
 - ② その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
 - ③ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
 - ④ 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
 - ⑤ その他特に報告の指示があったもの

2 県

村長等から被害状況等の報告があった場合で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、知事は内閣府に助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。

第4 救助の実施機関

1 村

① 災害救助法に基づく救助

村は、被災した住民と直接に関わっている行政体であり一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、委任された救助については事務を適正に実施し報告することとする。なお、災害が突発し県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することが出来る。

② 災害救助法に基づかない救助

村長の責任において実施する。ただし、知事において災害救助法に準ずる小災害と認め、小災害内規を適用して救助を実施される場合を除く。

村長のみでは実施が困難である場合は、所轄五條警察署その他関係機関に応援を要請して実施するものとする。

2 県

県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施するにあたり、村を包括して広域的・総合的な事務を行い、村が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

なお、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当する時は、知事は原則として、その権限に属する災害救助法上の救助事務の実施を村長に委任することとする。

- (1) 村に委任することにより、救助の迅速、的確化が図られること。
- (2) 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事項（学用品の給与等）であること。

3 救助の応援

救助は災害が発生した村、県が行うものであるが、災害が大規模となり、村で救助に必要な人員、物資等の確保が困難な場合には、県は、村の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

【教育実施計画】

第27節 文教対策計画

(教育委員会)

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。
また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。
併せて、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

第1 児童、生徒等の安全確保

野迫川村立へき地保育所、野迫川村小学校、野迫川村中学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、本計画を踏まえて防災計画を策定する。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

- (1) 防災体制に関する内容
 - ① 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
 - ② 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
 - ③ 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）
- (2) 安全点検に関する内容
 - ① 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
 - ② 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
 - ③ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）
- (3) 防災教育の推進に関する内容
 - ① 防災教育の推進及び指導計画の作成（「第2章第5節 防災教育計画」参照）
 - ② 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）
- (4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容
 - ① 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
 - ② 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（「第2章第5節 防災教育計画」参照）
 - ③ 児童・生徒等の安否確認
 - ④ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練
- (5) 緊急時の連絡体制及び情報収集
 - ① 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
 - ② 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
 - ③ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の

被害状況等)

(6) 学校等が避難所になった場合の対応

- ① 学校等が所在する村防災部局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
- ② 施設開放区域の明示
- ③ 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

第2 応急措置

1 緊急避難指示及び応急措置

(1) 校内での応急対応

- ① 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
- ② 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
- ③ 非常持ち出し品の搬出を指示
- ④ 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

(2) 登下校時の応急対応

- ① 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
- ② 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。

下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。

- ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

(3) 学校行事（校外）における応急対応

- ① 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。
同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
- ② 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
- ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

2 災害状況の報告

(1) 公立の保育所、小学校、中学校では、被害状況等を村教育委員会に報告し、報告を受けた村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

第3 応急教育

1 応急教育の実施

状況により寺院等を臨時校舎に充てるものとする。

(1) 応急教育への対応

- ① 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調

査結果を待って行う。

- ② 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
 - ③ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。
 - ④ 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、教育委員会と相談して教員の確保に努める。
- (2) 児童・生徒等及び保護者への対応
- ① できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
 - ② 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
 - ③ 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

2 施設または教職員の確保等

(1) 文教施設の応急復旧対策

村教育委員会において計画を樹立する。ただし、小破損については、各学校長において実施する。

(2) 教職員の確保

学校長はできる限り当該学校の教職員をもってその処理にあたるものとするが、その実施が不可能な場合は、村教育委員会は臨時に教職員を動員配置し、なおかつ職員が不足する場合は近隣市町村教育委員会もしくは県教育委員会に応援を要請し、人員の確保につとめる。

(3) 給食等の措置

- ① 災害を受けたときは給食を中止することも考えられるが、人員等の確保につとめ、できる限り早期に給食を開始するものとする。
- ② 避難場所として使用されている校舎については、給食施設は被災者用の炊出しに利用されている場合が考えられるので、学校給食と被災者用炊出しとの調整につとめるものとする。

第4 児童・生徒等に対する援助

1 教科書及び学用品の給与

(1) 学用品の供与（村）

- ① 学用品の給与は住家の全焼、全壊、流失、半焼または床上浸水により学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある児童および生徒に対して行う。
- ② 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目内において現物をもって行う。

(ア)教科書

(イ)文房具

(ウ)通学用品

③ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

(ア)教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書および教科書以外の教材で、教育委員会に届け出てまたはその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(イ)文房具および通学用品費

小学生 1 人につき 4,200 円

中学生 1 人につき 4,500 円

④ 学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については 1 ヶ月、その他の学用品については 15 日以内とする。

(2) 学用品の供与（県）

村教育委員会は、応急教育に必要な教科書及び学用品についてその種類、数量を県教育委員会へ報告する。

教科書の確保が困難である場合、県教育委員会は村に対して教科書を給与するため、特約供給所等への協力要請等必要な措置を講ずる。

また、県教育委員会は村が学用品についても確保が困難な場合、調達依頼する等必要な措置を講ずる。

2 転出、転入の手続き

村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

3 児童・生徒等に対する心のケア

専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、P T S D（心的外傷後ストレス障害）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第28節 文化財災害応急対策

(教育委員会)

文化財への応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないように被害の拡大を防がなければならない。応急的な復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

第1 被害状況の把握

1. 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに、村教育委員会を通して県教育委員会へ報告する。

なお災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は村教育委員会を通して、その旨を県教育委員会に報告する。県教育委員会は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。

第2 大規模災害における応急対策

県内において大規模な災害が発生して、村・県の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、村教育委員会もしくは県教育委員会は、所定の連絡網により、近隣府県等（文化財保護関係機関を含む。以下同じ。）への応援を要請する。

1 事前準備

被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。

- (1) 指定文化財等の目録・地図を作成し、近隣府県文化財所管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。
- (2) 目録・地図は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低1年1回とする。
- (3) 被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県と共有する。
- (4) 被害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

2 支援要請

- (1) 災害時において、被害状況から応援を受けることが必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。
- (2) 必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。
- (3) 応援に要する経費は原則として応援を受ける本県の負担とする。

3 被害状況調査

- (1) 近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。

- (2) 指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。
- (3) 調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

4 復旧計画の立案・実施

被害状況調査後に行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

表 文化財災害応急処置

1. 火災	1. 焼損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは専門家の指示に従う。
	2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、専門家の指示に従う。
	3. 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。
2. 風水害	1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。
	2. 水損 火災の水損に準じる。
	3. 崖崩れ等による建築物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3. 全般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

【風水害応急対策計画】

第 29 節 水防活動計画

(建設課)

水防時における必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、消防機関等の水防活動を行い、洪水等による水災の防御及びこれに因る被害の軽減を図っていく。

第 1 水防配備と出動

1 水防配備

村長は「水防法」の定めるところに準じて、水防組織を整備して水防活動を行い、水防施設、資器材を整備し、水防に関する行為を十分果たす。

水防配備活動の完遂を期するため、次に示す配備により行なう。また、十分な水防活動を期するため、予め具体的な配備体制を確立しておくものとする。

- (1) 奈良地方気象台より気象業務法等に基づく注意報または警報の通知を受けた場合、地震等が発生した場合又は河川の水位が上昇して水防団待機水位（通報水位）を越えるなどにより災害の発生が予想され、水防上警戒が必要な時は、水防配備体制をとる。
- (2) 水防配備に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発令が予想されるときは、自主的にその勤務につかなければならない。
- (3) 水防配備の実施される時期には、出来得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制をとるものとする。
- (4) 水防配備勤務者は、交代者と引継を完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- (5) その他の交代者は、予め自己の勤務すべき時機を確認しておき、水防事務に支障を来たさないようにしなければならない。平常勤務から水防配備体制への切換を確実迅速に行なうとともに、勤務員をして適当に交代・休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。

2 水防体制

(1) 組織

企画情報班、経済班、建設班の 3 班構成とする。

(2) 資機材

第 2 章第 33 節「災害対策用資機材施設点検整備計画」に基づき整備する。

3 消防団の出動

村長は水防に関する予警報の通知を受けた場合は情勢を判断し、必要に応じ水防体制に入るものとする。

第 2 雨量、水位の通報

1 情報交換の徹底

- (1) 各現地指導班長は、進んで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握につとめると共に管内雨量水位観測者より正確な資料を敏速に入手しなければならない。
- (2) 現地指導班長と水防管理者及び上下流現地指導班長は、相互連絡を密にし、必要な降雨、

水位状況の情報交換に努めなければならない。

- (3) 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定めること。
また、送受信は電話、FAXにて行うものとし、送受信の記録（送受信者名、送受信日時等）は必ず行うこと。
- (4) 村長は、現地指導班長よりの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要ある情報を、住民、消防署（団）、井堰、排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。
- (5) 住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加が見られた場合、住民はすみやかに、村に対し、通報しなければならない。
- (6) 奈良県の観測結果および近畿地方整備局の観測結果について、通報の依頼があった場合には、相互に資料の交換を行う。

第3 水防警報とその措置

1 水防通報

村長が発する水防通報の基準を次のとおりとする。

- (1) 通報第1号 気象注意報が発令された場合、団長および副団長に通報する。
- (2) 通報第2号 気象注意報が発令され、今後警戒を必要とするとき、各分団長に通報し、分団詰所に待機させるものとする。

2 水防指令

消防団の配備は次の指令の区分による。

(1) 指令第1号

気象注意報または気象警報が発令され、水防事態が予想されるときは、団長および副団長は本部に待機し、分団長以下分団役員は詰所に、団員は自宅に待機させる。

(2) 指令第2号

水防事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるときは、全団員を出動させ警戒配備につかせる。

(3) 注意事項

水防本部の各班員および水防団員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときはあらかじめ自宅に待機するようつとめるものとする。

3 水防活動

- (1) 各分団は本部との連絡を密にし、特に第2号指令後はその状況を詳細に報告するとともに複雑な水防作業については本部に指導を要請する。本部長は直ちに担当員を現地に派遣し、工法の指導に当たらせるものとする。
- (2) 各分団は事前に必要な資材を確保し、万全を期するとともに、不足する場合は本部に要請し、その指示を受けるものとする。

第4 輸送

村長は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに予め輸送業者と輸送について協定しておくものとする。

第5 井堰、排水門・取水門扉の操作

井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平時から工作物の点検をなし、出水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにすると共に、気象状況の通知を受けた場合又は河川が水防団待機水位（通報水位）又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行なう。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者に通知し、村長は、河川管理者、その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずること。

第6 決壊の通報並びに決壊後の措置

水防法第 25、26 条に基づき、堤防その他の施設が決壊したときは、消防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を水防本部及び所轄土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

また、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第7 避難のための立退

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条により、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、信号、広報網、通信、その他の方法によって、避難のための立ち退きを指示することができる。
- (2) 村長は、あらかじめ避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておくこと。

第30節 河川施設応急対策

(建設課)

河川管理施設の応急対策として、被災直後の巡視、確認、点検を行い、応急的な対策を講じる。

第1 河川施設

1 応急措置

河川管理者は、災害の発生ただちに河川管理施設等の緊急点検を行い必要な措置を講ずる。

2 応急復旧

応急の措置が完了した場合は、二次災害を防止するために、決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や道路と効用を兼ねる堤防などの重要構造物、山地部の土砂や流木等の河道閉塞について巡視を行い必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

第31節 土砂災害応急対策

(建設課)

災害発生時には、各施設の管理者は応急措置、応急復旧に取り組む。また、被害の拡大や二次災害防止のため、崩壊やその兆候がみられる箇所については、最優先で対応する。

第1 応急措置

1 砂防施設

(1) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への情報の提供

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、各施設管理者はその被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに村へ情報を提供し注意を促す。

(2) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

2 地すべり防止施設

(1) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への情報の提供

地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。

(2) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

(3) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(4) 被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、各施設管理者は巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

3 急傾斜地崩壊防止施設

(1) 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への情報の提供

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりその恐れが生じた場合には、各施設管理者は危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

(2) 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大する恐れがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

(3) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、各施設管理者は巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

第2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第3 二次災害の防止活動

村及び県は二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所(point)の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土塊の除去や押さえ盛り土等により不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行い、土砂災害危険箇所の点検等の協力要請を行う。

【地盤災害応急対策計画】

第 32 節 地盤災害応急対策

(建設課)

平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊時の経験を踏まえ、国土交通省と連携を図りながら、大規模土砂災害応急対策を講じる。

第 1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知

1 大規模崩壊の検知

国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知し被害拡大の防止に向け、村・県・国との間で情報共有に努める。

2 緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の通知・周知

大規模崩壊監視警戒システム等により検知した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合には、国もしくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。

緊急調査の結果に基づき作成した土砂災害緊急情報は、関係市町村へ通知するとともに住民へ周知する。

村では、通知された土砂災害緊急情報に基づき、村長が災害対策基本法に基づき住民への避難の指示や警戒区域の設定等を実施する。

第33節 被災宅地の危険度判定

(総務課・建設課)

豪雨により大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

第1 被災宅地危険度判定の実施

村及び県の災害対策本部は、豪雨で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、村において被災宅地危険度判定実施本部、県において支援本部を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

1 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、所轄する村又は県職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

2 その他宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県は県及び村職員以外の被災宅地危険度判定士へ要請する。

3 近隣府県、国土交通省への支援要請

被災宅地が膨大な数となり、被災宅地危険度判定士の数がさらに不足する場合は、県は近隣府県へ被災宅地の危険度判定の支援、若しくは国土交通省へ支援の調整を要請する。

【火災関係応急対策計画】

第 34 節 火災応急対策

(総務課)

村及び県等は、実際に火災が発生した際には初期消火活動や消防活動を行うが、村内の消防力をもってしても対処しきれなくなる可能性もあるので、他地域からの応援体制の整備も必要である。

第 1 出火防止・初期消火

災害発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、村民、自主防災組織及び自衛消防隊等により行われるものであるので、各消防機関は関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

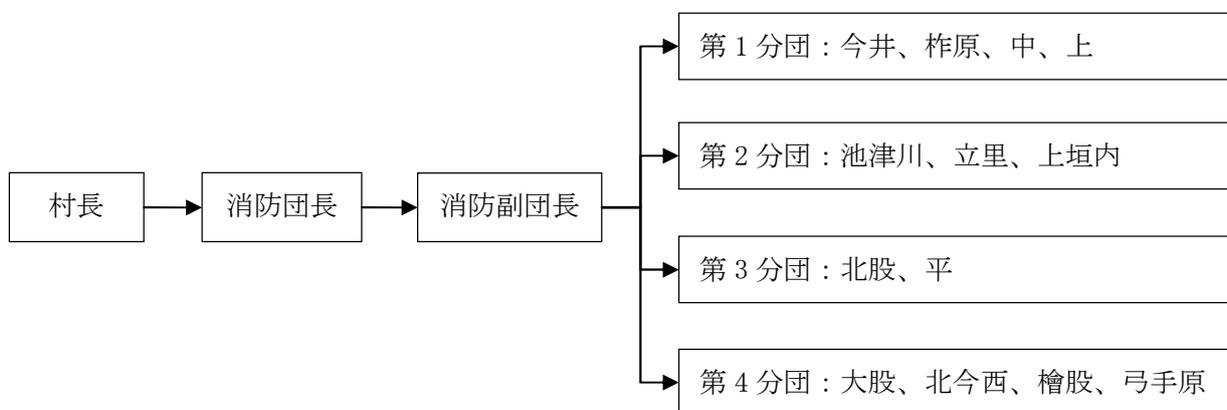
第 2 消防活動

1 実施責任者

火災その他災害が発生し、または発生するおそれある場合で、その必要が認められるときは、村長は消防団に出動を指令する。

2 消防団の組織

消防団の組織は「野迫川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」（昭和 44 年条例第 34 号）に定めるところであるが、その概要は次のとおりである。



3 消防団の出動体制

(1) 消防団員は非常災害発生のおそれがある場合は、出動して警戒配備にあたりるとともに、災害発生の場合は第一線救助機関として災害予防および災害応急対策活動に従事するものとする。

(2) 消防団員を配備すべき場合は、つぎのとおりとする。

- ① 災害対策本部が設置されたとき。
- ② 村長から指令があったとき。
- ③ 団長もしくは分団長においてその必要を認めたとき。

4 火災の警戒

消防団は各分団ごとに第 2 章第 42 節「災害対策用資機材施設点検整備計画」に定めるとこ

ろにより、ふだんから管轄区域内の消防水利の確保と機械器具の整備点検を行うほか、火災警報発令の通知をうけた場合は一般村民にこれを周知するとともに、機械器具の点検整備、団員の確保および出動体制の準備を行うものとする。

5 消防活動

先着消防団員は火災現場の状況を速やかに把握し、電話等により本部と常に連絡を密にし、防護活動の適正をはかり、火災の初期消火と被害の軽減に全力を傾倒するものとする。

(1) 出動区分

消防団の活動は火災発生時の場所および状況により次のとおり区分する。

① 第1出動

主として初期の局部的火災で、管轄分団のみによる出動とする。

② 第2出動

延焼が予想される場合で、第1出動の他に隣接分団の出動を必要とする。

③ 第3出動

大災害が予想され、人的、物的被害が特に著しい場合で、全消防団が出動する。

通常第1出動から順次第2、第3出動に出動区分を強化するが、状況により直ちに第2、第3出動を発令する場合もある。

6 一般火災応急対策

(1) 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の模相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要がある。火災による被害を最小限に食い止めるため、村は、消防団等の全機能をあげて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

① 消防発生状況等の把握

(ア)管内の消防活動等に関する情報を収集する。

(イ)延焼火災の状況

(ウ)自主防災組織の活動状況

(エ)消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用

(オ)可能状況

(カ)要救助者の状況

(キ)医療機関の被災状況

(2) 消防活動

① 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難経路の確保等人命の安全を最優先させた消防活動を行う。

② 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

③ 住宅地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。

④ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。

⑤ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

⑥ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動と連携した消防活動を行う。

7 消防団

本村における消防力は、本計画第2章39節第2(1)「消防施設等の強化」に示すとおりである。

(1) 救急活動

- ① 村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- ② 村は、遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには和歌山県ドクターヘリなどのヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(3) 救助活動

- ① 村は、消防団の全機能をあげて救助が必要な生存者の情報の収集に努める。
- ② 村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。
- ③ 村は、各防災関係機関との連携を図り、救助活動等を行うに当たって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連携調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

8 住民・自主防災組織・事業者

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業者においては、二次災害の防止に努めるものとする。

また、可能な限り、自主的な救急救助活動に努めるものとする。

(1) 住民

- ① 家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。
- ② 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心配蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

(2) 自主防災組織

- ① 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。
- ② 消防団が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。
- ③ 独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

(3) 事業所

① 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

② 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難などの行動をとるうえで必要な情報を提供する。

(イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

9 関係機関への連絡

本部は火災を覚知したときは、消防団に出動命令を出すとともに警察に連絡し、現場での交通制限等に協力するものとし、また火災その他の災害で事故防止上必要ある場合は関係機関へ通報するものとする。

第3 相互応援協定

個々の市町村・組合の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防ぎよまたは救助等が困難であることが予想されるので、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。

1 県内市町村相互の広域応援体制

- (1) 被災市町村は、自らの消防力では対応しきれない場合にあつては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。
- (2) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、奈良県消防広域相互応援協定基本計画に定めるブロック幹事消防本部から代表消防本部（代行消防本部）を通じて他の協定市町村へ行う。

2 他都道府県からの応援体制

- (1) 村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、ブロック幹事消防本部から代表消防本部を通じて知事に対し応援要請を行う。
- (2) 知事は、村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

3 応援受入体制の整備

応援要請を行った場合、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

第35節 林野火災応急対策

(総務課)

林野火災から自然環境と県民の生命財産を守るため、火災の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、林野所有（管理）者、地域住民、消防機関、県、市町村その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たる。

第1 応急対策フロー

1. 火災の発見・通報・・・火災発見者の義務、地元消防本部の対応
2. 消火・救出活動・・・消火活動及び延焼阻止活動の実施、孤立者等の救出、現地指揮本部の設置
3. 避難・誘導・・・森林内の滞在者の退去、地域住民の避難
4. 広域応援等の要請・・・消防の広域応援、自衛隊の派遣要請

第2 火災の発見・通報

1 火災発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見したものは、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

2 地元消防本部の対応

通報を受けた消防機関（奈良県広域消防組合）は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

(1) 消防団

消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

(2) 森林の管理者（森林管理事務所、森林組合等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

(3) 県

消防防災ヘリコプターの緊急運航

(4) 五條警察署

消防車両の通行確保のための通行規制

(5) 村

地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶか、もしくはそのおそれがある場合は、速やかに関係消防本部に連絡し、協力を要請する。

第3 消火・救出活動

1 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(1) 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、

現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

(2) 消防水利

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

(3) 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要があれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐採により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

2 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれたものを発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

3 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、当該消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たるものとする。

第4 避難・誘導

1 森林内の滞在者の退去

村・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

2 地域住民の避難

村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難勧告を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

第5 広域応援等の要請

1 消防の広域応援

消火に当たる消防本部の本部長は、当該消防本部単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が困難であると判断される場合には、直ちに総務省消防庁に対し、近畿の他府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

2 消防防災ヘリコプターの広域応援

知事は、林野火災の規模や火勢等から、本県の消防防災ヘリコプターだけでは対処が困難であると判断される場合には、紀伊半島三県災害時相互応援協定及び滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定に基づき、和歌山県、三重県、滋賀県に消防防災ヘリコプターの応援出

動を要請する。

3 自衛隊の派遣要請

村長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し、人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

第6 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒にあたる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。村長は、そのための指導を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の実施責任者において、早期の原状復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮し、可能な限り改良復旧の実施を図るものとする。

第1 災害復旧事業計画

1 災害復旧計画の作成

村は応急対策後、被害状況を的確に調査、把握し、管理する公共施設等の災害復旧計画を作成する。

被災した施設の災害復旧計画については、単に原形復旧にとどまらず、再度災害の発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を充分検討して、必要な施設の新設または改良等を行うものとする。

2 公共施設の災害復旧計画

公共施設の災害事業復旧計画は、概ね以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業計画	
(1) 河川災害復旧事業計画	(5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
(2) 砂防施設災害復旧事業計画	(6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
(3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画	(7) 公園災害復旧事業計画
(4) 道路災害復旧事業計画	
2 農林水産業施設災害復旧事業計画	6 公立学校施設災害復旧事業計画
3 都市災害復旧事業計画	7 公営住宅災害復旧事業計画
4 水道災害復旧事業計画	8 公立医療施設災害復旧事業計画
5 社会福祉施設災害復旧事業計画	9 その他の災害復旧事業計画

3 実施時の留意事項

村は、災害復旧事業の実施にあたっては以下の事項に留意する。

- (1) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (2) 被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。
- (3) 事業の実施にあたりライフライン機関とも連携を図る。
- (4) 奈良県警察及び県と連携し、復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、被災の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置して、公共施設災害復旧事

業が円滑に行われるようつとめるものとする。

5 緊急災害査定促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を整理し、災害査定に緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じ、復旧事業が迅速に行われるようつとめるものとする。

6 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施をはかるものとする。

災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、県に申し出て災害につき短期融資の途を講じて財源の確保をはかり、適切な融資措置を講じるものとする。

第2節 被災者の生活の確保

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

被災した民有施設の早期復旧をはかるため、必要な復旧資金、復旧資材の確保、復旧計画の樹立または実施等についてあつせんおよび指導を行い、あるいは必要に応じて資金の融資に伴う金利助成の措置を講ずるとともに、り災者に対する住宅対策としての公営住宅の建設、生業資金のあつせんおよび職業のあつせん等、り災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定、社会経済活動の早期回復につとめるものとする。

第1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

村長は、法第90条の2に基づき、村に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から罹災証明書の申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他当該市町村の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面「罹災証明書」を交付しなければならない。村長は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、及び他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保等を講ずるよう努める。

また、村長は、法第90条の3に基づき、村に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成することが出来る。

第2 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、奈良県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

- (1) 災害救助法施行例第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (6) 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害

2 支援金の対象世帯と支援額

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、長期避難が見込まれる世帯

(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯

複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	300
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

第3 生活相談

災害情報センターを設置し、報道資料及び各班からの情報に基づき被災者への情報提供及び生活相談に対応する。

第4 女性のための相談

災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。(電話、面接相談、心の悩み、DV(ドメスティックバイオレンス)相談、法律相談)

第5 雇用対策

1 事業者への雇用維持の要請

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、村内及び県内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

2 職業斡旋等の要請

災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、県を通じて奈良労働局へ下記事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。

(1) 災害による離職者の把握

(2) 求人開拓による就職先の確保

(3) 広域的な職業紹介による就職機会の提供

(4) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、本村を管轄する公共

- 職業安定所（ハローワーク下市）に罹災者のための臨時職業相談窓口の設置
(5) 離職者の再就職を促進させるための就職説明会等の開催

第6 職業の斡旋

1 雇用維持に向けた事業主への支援

雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防を図る事業主への支援助成を行う。

2 職業の斡旋

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、職業斡旋のための積極的な求人開拓を実施する。また、必要に応じて広域職業紹介を利用し、広く就職の機会の提供を行う。
- (2) 災害により離職余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、罹災地域を管轄する公共職業安定所に罹災者のための臨時職業相談窓口を開設する。

第7 雇用保険の失業給付に関する特別措置

災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険上の失業者として取扱い、公共職業安定所は雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことが出来ない場合には事後に証明書により基本手当を支給する。

第8 援助資金の貸付等

1 災害弔慰金の支給

暴風、豪雨等の自然災害により死亡をした村民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた村民に対しては災害障害見舞金の支給を行い、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しては災害援護資金の貸付を行い、もって村民の福祉および生活の安定に資することとする。災害弔慰金、見舞金、貸付は、「野迫川村災害弔慰金の支給に関する条例」(昭和57年条例第4号)に基づき定めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給

自然災害による死亡した者がある場合に村長がその遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

① 災害弔慰金の額

(ア)死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円

(イ)その他の場合 250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

① 実施責任者

自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対し、村長は災害障害見舞金を支給する。

② 災害障害見舞金の額

(ア)障害者とその属する世帯の生計を主として維持していた場合 250万円

(イ)その他の場合 125万円

2 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として村長が災害援護資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金を貸付できる金額の範囲

① 療養を要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア)家財の3分の1以上である損害および住居の損害がない場合	150万円
(イ)家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
(ウ)住居が半壊した場合	270万円
(エ)住居が全壊した場合	350万円

② 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア)家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
(イ)住居が半壊した場合	170万円
(ウ)住居が全壊した場合（Ⅳの場合を除く）	250万円
(エ)住居の全体が滅失した場合	350万円

③ ①の(ウ)、または②の(イ)、もしくは(ウ)、において、被災した住居を立て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

(2) 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（特別な事情があると認めた場合は、5年）とする。

(3) 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%とする。

(4) 生活保護

生活保護法に基づく保護の要件を具備した罹災者に対しては、その困窮に応じ最低生活を保護するものとする。

3 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付けを行う。

但し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

（根拠法令等：生活福祉資金の貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号））

4 母子・寡婦福祉資金の貸付

(1) 母子福祉資金

母子家庭の母（配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

(2) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成

と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。(根拠法令：母子及び寡婦福祉法)

第9 災害時における金融面の対策

1 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行は、奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

2 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行は、必要に応じ奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

3 各種措置に関する広報

日本銀行は、上記2、3で定める要請を行ったときは、奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第10 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等

1 災害復興住宅融資

村及び県は、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが、被災者に対し円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施する。

2 災害復興住宅融資

県および市町村は、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが、被災者に対し円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施する。

3 地すべり等関連住宅資金

住宅金融公庫法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

第11 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、村及び県は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、

村および県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第3節 被災中小企業の振興

(総務課・住民課・産業課・建設課・議会事務局・教育委員会)

被災した中小企業者の早期の事業再開、経営の安定化が図られ、より一層の振興が図られるよう必要な措置を講ずる。

第1 中小企業支援対策

1. 被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。
2. 再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。

第2 金融支援

被災した中小企業者の施設復旧に要する資金ならび事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定を得られるよう、次の措置を講ずるものとする。

1. 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付制度による融資への配慮を要請する。
2. 地元一般銀行その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し協力を求める。
3. 信用力の低い中小企業者の融資の円滑化をはかるため、信用保証協会の保証枠の増大をはかること。
4. 中小企業の負担を軽減し、復旧を促進するため「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けるよう必要な措置を講ずる。

第3 雇用対策

1. 県は、被災地の事業主や労働者への利便を図るため、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施。
2. 県は、被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

第4節 農林漁業者への融資

(産業課)

農林漁業者が災害による被害を受けた場合、経営の再建等のための融資制度を活用できる。

第1 天災融資法に基づく措置

災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農業漁業者」という。）または農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、経営等に必要な資金および災害復旧資金の融通ならびに既往貸付制限の延長措置等について指導、あっせんを行うとともに、天災による被害農業漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給ならびに債務保証を行い農林漁業の生産の維持、増進と経営の安定をはかるものとし、このため次の措置を講ずるものとする。

第2 農業災害に対する融資制度

1 日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金（災害復旧）

農林漁業施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通。

(3) 農業基盤整備資金（災害復旧）

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通。

2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

第3 林業災害に対する融資制度

1 日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通。

(2) 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通。

第4 漁業災害に対する融資制度

1 日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設等の復旧に要する費用を融通。

(2) 漁業経営改善支援資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通。

2 経営資金等の融通（天災資金）

「本節第2 農業災害に対する融資制度 2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。

第5節 義援金の受入・配分等に関する計画

(総務課)

義援金については、村の状況を十分考慮しながら、村、県、日本赤十字社及び県共同募金会等の関係団体が連携を図ることにより、必要な事項を協議して実施する。

第1 義援金の募集

村は、被害状況を勘案し義援金の募集を決定し、県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金等の関係団体と連携を図りながら募集を行う。

第2 義援金の受付

1. 村は義援金の受付に際し、口座開設や受付窓口の設置を行う。
2. 村は、義援金の募集・受付状況等の広報活動について、保有する広報媒体を利用して行う。

第3 義援金の配分

1. 村が募集した義援金の配分は、村長が、災害対策本部にて義援金の集積状況を総合的に勘案し、義援金の配分方針を決定して被災者へ配分する。
2. 県が募集した義援金は、以下のとおり配分される。
 - (1) 県は、被災地の状況に応じ被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その事務局を担当する。
 - (2) 日本赤十字社奈良県支部は、義援金の迅速・公正かつ透明性のある配分に寄与するため委員会に参画する。
 - (3) 委員会は、村より報告があった被害状況、義援金の集積状況を総合的に勘案して義援金の配分方針を決定し、この方針に基づき被災市町村に配分を行う。
 - (4) 委員会の方針に準じて、速やかに被災者へ配分する。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

(総務課)

村、県は、激甚と認められる災害が発生した場合、速やかに激甚災害の指定を受けられるよう努める。

第1 激甚災害に関する調査

県は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう、また、復旧が円滑に行われるよう努める。

1. 知事は、村の被害状況等を検討の上、激甚災害または局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせる。
2. 関係部局は、激甚法に定められる必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。
3. 村は、県が行う激甚災害または局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

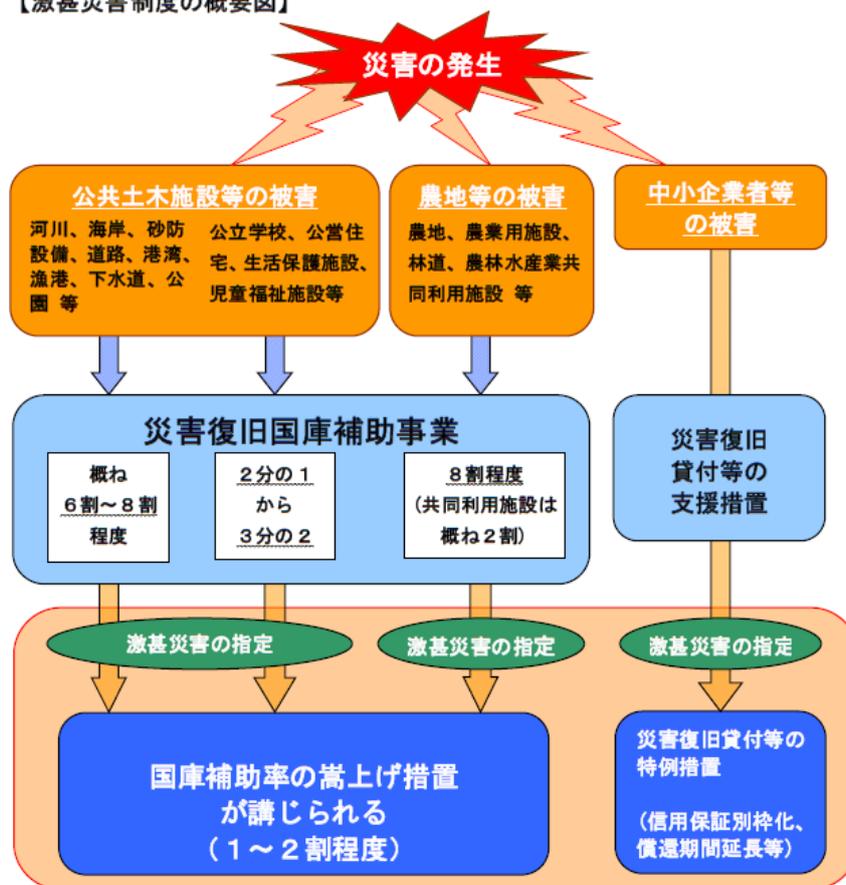
第2 激甚災害制度について

激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

【激甚災害制度の概要図】



出典：「奈良県地域防災計画」（平成26年3月、奈良県）

第3 激甚災害の指定基準

（参照：資料編「資料4-6-1 激甚災害の指定基準」）

第4 局地激甚災害指定基準

（参照：資料編「資料4-6-2 激甚災害の指定基準」）

第7節 災害復旧・復興計画

(全課)

被害者が災害から速やかに再起できるよう各種支援、社会経済基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、村と県が連携して復旧・復興計画を作成する。

第1 基本方針

1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとられるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

村・県は、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障害者、高齢者、女性等の参画を促進するものとする。

第2 復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・村民生活を目指し、発災後、村民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

1 復旧・復興基本方針及び復旧・復興計画

(1) 復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の策定

県は、各市町村が策定する復旧・復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復旧・復興に関する基本的な方針（復旧・復興ビジョン）を策定し、これを周知するものとする。

(2) 村復旧・復興計画

村は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、村復旧・復興計画を策定するものとする。

(3) 県復旧・復興計画

県は、村復旧・復興計画との整合を図りながら、県民や学識経験者の参画を得て、復旧・復興計画を策定する。

2 事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、村及び県は復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。

3 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する

協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

4 技術的・財政的支援

県は、村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ県は、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。

被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、県は、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。

第3 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、村は災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するものとする。

1. 村は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- (1)復旧・復興計画の策定
- (2)復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (3)県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (4)県の設立する復興基金への協力
- (5)復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6)被災者の生活再建の支援
- (7)相談窓口等の運営
- (8)民心安定上必要な広報
- (9)その他の復旧・復興対策